

14.21

784

14.21-784



1200501163570

農村金融資料
第四号 賴母子講規約例

農林省經濟更生部編



始



14.2
784

(農村金融資料第四號)

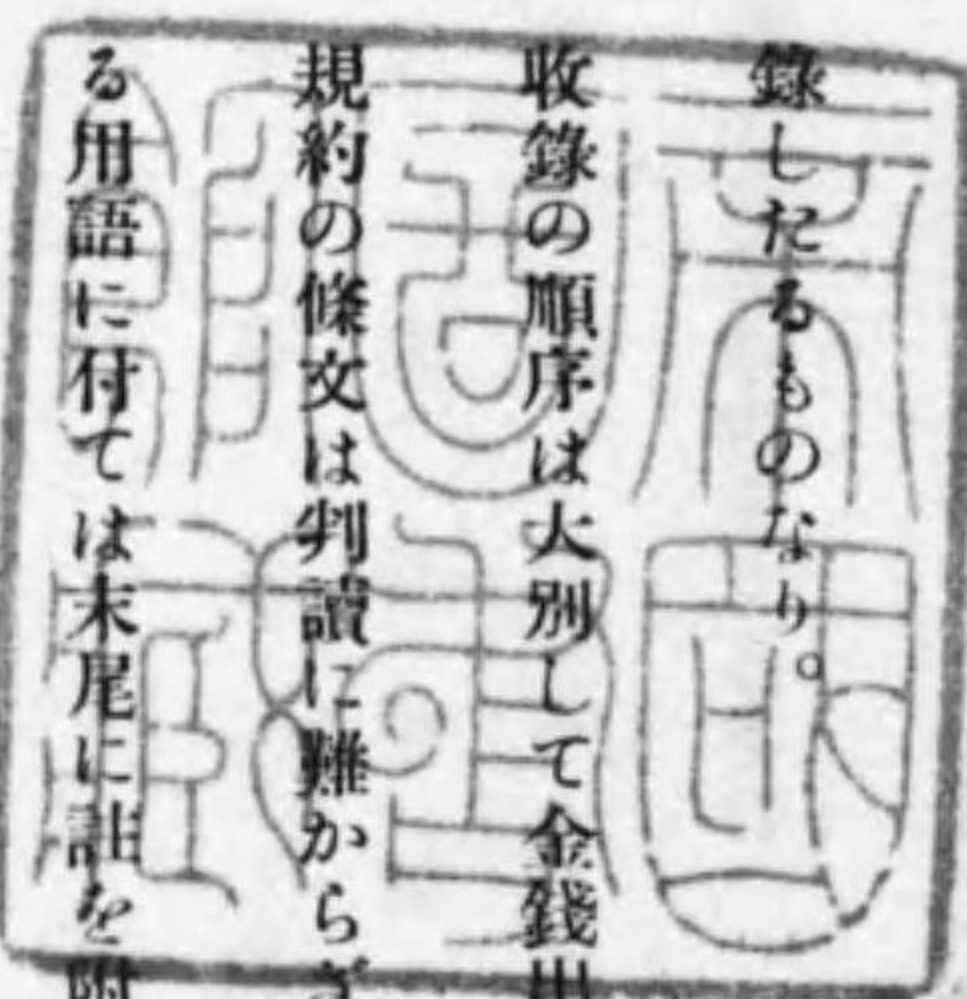
昭和十一年三月

賴母子講規約例

農林省經濟更生部

凡 例

一 本書は各地各風なる頼母子講の仕組に付其の事例の一斑を示さんが爲め、秋田、静岡、山口、福岡の四縣下より適當と認め得るもの四十三講を選び、其の規約（又は講則、規則、會則等）を收



二 収録の順序は大別して金銭出資講と米穀出資講に分ち夫々講の目的別に配列せり。

三 規約の條文は判讀に難からざる限り原文を其の儘採録し、特殊なる方言若しくは難解と認めらるる用語に付ては末尾に註を附して説明し、尙全文の意味を補足する爲め冒頭に解説を加へたり。

四 若干のものに付ては規約末尾に借用證書、借入申込書等の書式例を添付せり。

五 規約其の他に記載しありたる講親、世話人、其の他の姓名は凡て之を抹殺若しくは秘匿したり。

六 本書に収録したる頼母子講は二三のものを除き孰れも昭和十一年三月現に營講を續けつつあり。





Faint vertical text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side or a secondary list of contents.



【目次】

14.21-784

一、金銭を出資する頼母子講 (1・加入者の申合せに依るもの)

二、講親の救済を主たる目的とする講

講親の貧困を救済するもの

- 第一講 甲野乙造 企無盡(秋田).....一
- 第二講 長榮無盡講會(秋田).....三
- 第三講 共進講(静岡).....六
- 第四講 青垣講(静岡).....九
- 第五講 丸山角之進 取建頼母子(山口).....一三
- 第六講 山野草平 取建頼母子(山口).....一五
- 第七講 昭和講(福岡).....一八
- 第八講 大正合名頼母子講(福岡).....二〇

第九講 仙田萬兵衛仕立講(福岡)……………三

第十講 丙川丁作仕立頼母子講(福岡)……………三

第十一講 表慶農益講(秋田)……………二

第十二講 春山夏助長壽講(静岡)……………元

▽講親の家屋建築その他の事業資金を調達するもの

▽講親の救済を兼ね講員相互の金融貯蓄をなすもの

第十三講 秋田實取建頼母子(山口)……………三

第十四講 深井朝右衛門發起頼母子(山口)……………三

第十五講 權田太郎兵衛發起頼母子(山口)……………三

第十六講 大島長次郎發起共榮講(山口)……………三

第十七講 田畑孝作發起講(山口)……………四

第十八講 山坂昇講(福岡)……………五

第十九講 紀念講(福岡)……………五

▽講親なく専ら講員相互の金融貯蓄をなすもの

第二十講 船無盡會(秋田)……………五

第二十一講 共同信用講(静岡)……………五

第二十二講 無願主講(山口)……………五

第二十三講 昭和御大典記念講(福岡)……………六

▽講員相互の親睦を主たる目的とする講

第二十四講 農友親睦講(秋田)……………六

第二十五講 親睦講(秋田)……………六

▽物品購入を主たる目的とする講

▽物品を購入すべき資金を給付するもの

第二十六講 正利講親無金無盡(秋田)……………六

第二十七講 蒲團講(静岡)……………七

第二十八講 直江共同馬講(福岡)……………七

第二十九講 養蠶講(福岡)……………七

第三十講 瓦

講(福岡)

四

✓ 物品を給付するもの

✓ 第三十一講 富士石碑 講(静岡)

夫

✓ (五) 神社佛閣の寄進維持を主たる目的とする講

✓ 第三十二講 観音堂修繕 講(静岡)

七九

✓ 二、金銭を出資する頼母子講 (2・團體の關與するもの)

第三十三講 加茂川原昭和講(静岡)

八二

第三十四講 中央實行組合共同作業場講(静岡)

八三

✓ 第三十五講 吉武信用貯金講會(福岡)

八五

✓ 第三十六講 相互救濟 講(福岡)

八六

✓ 三、米穀を出資する頼母子講

✓ (一) 講親の救済を主たる目的とする講

✓ 講親の貧困を救済するもの

✓ 第三十七講 岡 龍 無 盡(秋田)

九七

第三十八講 榊尾源太取建頼母子(山口)

九九

✓ 講親の家屋建築その他の事業資金を調達するもの

✓ 第三十九講 根津忠一郎企米無盡(秋田)

一〇五

✓ (二) 講員相互の金融貯蓄を主たる目的とする講

✓ 講親の救済を兼ね講員相互の金融貯蓄をなすもの

✓ 第四十講 八田九郎發起米頼母子(山口)

一〇七

第四十一講 庭野ハナ米頼母子(山口)

一〇九

✓ 講親なく専ら講員相互の金融貯蓄をなすもの

✓ 第四十二講 紀 念 講(秋田)

一一四

✓ (三) 神社佛閣の寄進維持を主たる目的とする講

✓ 第四十三講 愛 宕 社 講(静岡)

一二七

第一講 甲野乙造企無盡 (秋田縣鹿角郡曙村)

【解説】 本講は講親甲野乙造の舊債を整理せんがために開いた無盡で加入者數五十人、口數五十口、一回の掛金十圓である。講親は昭和八年三月初會に於て、五百圓を給付せられ之にて舊債を返還した。爾後、親は返掛をなし、講會の都度通知を發し自宅を會場に提供する等の義務を負ふも、之に對し毎回の落札人より報酬として十圓を支給されてゐる。

本講はその仕組に於て變も奇もなく、極めて普通の無盡である。一番難の落札者が保證人等の條件備はらず止むなく講金を一番難の者に譲る場合、二番難との差額は講に於て負擔せず最初の落札者をして負擔せしめる如きも、入札講には珍らしからざることである。



鹿角郡曙村長井田字荒町甲野乙造ノ企ニ係ル一株ノ金額拾圓也ノ金員無盡ニ對シ、加入者ハ相互不可分連帶ニテ左記條件ニ依リ契約スル事實正ナリ、依而爲後日末尾ニ署名捺印ス

契約條件

- 第一條 加入者ノ無盡ニ對スル權利義務ハ本契約證作成ヲ以テ發生ス
- 第二條 無盡ノ開會場所ヲ企人宅トス
- 第三條 無盡ハ其年一月、三月、五月、七月、十一月ノ五回コレヲ開キ其ノ月ノ十五日ヲ以テ定日ニ定メ開會時刻ヲ

午後三時トス

第四條 無盡ノ開會日ハ毎回定日五日以前ニ通知スルモノトス

第五條 無盡ハ積無盡トシ方法ハ最高評高ヲ以テ落札ニ決定スルモノトス

但シ都合ニ依リ二番評ニ決定シタル時ハ一番評ノ者ハ其差額ヲ負擔スルモノトス

第六條 加入者ノ總會ヲ毎年七月トス

第七條 企人甲野乙造ヲシテ本無盡ニ關スル事務擔當人ニ定メ毎回報酬トシテ金拾圓ヲ給スルモノトス

第八條 企人甲野乙造ニ對シ宿保證人トシテ何某、何某、何某ノ三名ヲ選任ス

第九條 無盡ノ取締トシテ藏元何某、何某、何某、何某ノ五名ヲ選任セリ

但シ藏元ニ對シ毎回貳圓ヲ報酬トシテ給スルモノトス

第十條 無盡落札人ハ本契約外別ニ藏元ヘ町村長ノ證明ニ依ル印鑑書ヲ添付シテ給付金ニ對スル證書ヲ提出スルモノトス

- 1) 一株は一口に同じ
- 2) 金員無盡は金錢講のこと
- 3) 企人(くはだてにん)は講親のこと、講設立者の意である

第二講 長榮無盡講會 (秋田縣由利郡平澤町)

【解説】 長榮無盡講會は昭和四年の設立、講親市木三太郎は漁業者にて家族數名あり極貧に喘いでいたため、これが救済の目的で遠藤欣作が講元となつて始めたもの。一會座の掛金總高七百五十圓なるも、一人の糶高を百五十圓見當として之を糶らしめ、一回に數名の取人を出してゐる。總高に殘餘ある限り何度でも糶るので一回の取人數も定まらず、又入札差金も割戻金もなく、利子觀念の全く認められない講で、かかる方法は、無盡の方法として、極めて特異なものと云ひ得よう。同札ある時は當事者間に於て再入札を行ふ如きも、他の講には餘り見られないところである。(第三十九講)(一〇七頁)参照

尙本講には「座掛配當」なる獎勵金があり、未取、既取を問はず五十錢宛配當してゐるが、この地方には「座掛配當」のある講が多いやうである。

長榮無盡講會規約

第一條 本會ハ長榮無盡講會ト稱ス

第二條 本會ハ市木三太郎ノ貧困救済並會員相互金融ノ便益

ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ會員七十五名ヲ以テ組織ス、壹人前壹圓ノ掛金取不取ニ不拘金拾圓トス

第四條 開會ハ毎年一回ト定メ掛金ハ座掛スルモノトス、會

二

但シ給付ヲ受クル期間ヲ七日以内トシ期日ヲ經過シタル

モノハ第五條第二項ノ適用ヲ受クルモノトス

第十一條 無盡ノ掛金ハ開會當日其場所ニ持參セシメ怠リタルモノハ五拾錢ノ過怠金ヲ出スモノトス

第十二條 掛金ヲ一日以上怠リタルモノハ日増毎一日五拾錢ノ外督促賃トシテ金壹圓ヲ徵收スルモノトス

第十三條 加入者ハ名義變更又ハ權利義務ノ讓渡ヲ爲サントスル時ハ藏元ニ届出承認ヲ得ザレバ無効トス

第十四條 本會無盡ノ必要經費トシテ別ニ金參圓ヲ積立ス

但シ積立金ハ貯金ノ方法トシ加入者ノ權利義務消滅ノ時分配スルモノトス

第十五條 本會ヨリ生スル收入金ハ總會ニ於テコレヲ處分ス

第十六條 本契約第六條ニ要スル經費ハ企人ノ負擔トシ第七條、第九條、第十四條ノ經費ハ總テ毎回ノ落札人コレヲ負擔スルモノトス

第十七條 將來本無盡ノ契約條項ニ付追加又ハ變更ノ必要アル時ハ總會ニ於テ決定スルモノトス

- 4) 金員を積んで置いて置く意であらう
- 5) 藏元(くはだてにん)は世話人
- 6) 即ち講の満會の時

日ハ毎年六月二十八日午後一時ト定ム

第五條 取入ノ方ハ掛金總額ヨリ會費及役員手當、座掛配當ヲ控除シタル金額ニ對スル入札ヲ以テ最低額ノモノヲ取落人ト定ム

但入札方法ハ左ノ各項ニヨル

- 一、入札ハ正手取金ヲ記載シ厘位ヲ附セザルコト
- 二、取落人ヲ入札壹回ニ付壹名トシ、取入金額決定シタル上尙殘餘金アル時ハ其殘餘金ニ對シテ數回入札ヲ行ヒ、入札スル額ニ充タザル殘餘金ヲ生シタル場合其金額ハ次回ニ繰越スモノトス

但殘餘金ハ平澤信用組合ニ預入スルコトトス

- 三、開札時間ヲ午後二時ト定メ入札金額同札有ル時ハ當事者ニ於テ再入札ヲ行フモノトス

第六條 取入金ハ自己ニ對スル連帶保證人ヲ前以テ豫メ頼ミ置キ取入ノ際不都合ナキ様致スベキコト

但擔保品及連帶保證人ナキタメ取入兼ネタル場合ハ次回ヨリ貳ケ年間入札スルヲ停止スルコト

第七條 取入者ハ未掛金ニ對スル擔保品ヲ提供シ連中ヨリ連

帶保證人貳名ヲ附シ借用證ヲ差入取入金ヲ受取ルモノトス、但壹名ハ連外ニテモ連中承認ヲ受クルモノトス

一、田畑、宅地、山林、原野等ハ當分時價貳百五十圓ニ滿ツルモノトス

一、有價證券及信用組合預金證ハ金壹百參拾圓以上ノモノトス、但講元ノ承認ヲ得ルモノトス、落取人ヨリ差出スベキ證書ハ別記文例ニヨルモノトス、又土地ハ登記ヲ經ルモノトス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、講元 壹名
- 一、世話人 四名

但役員ノ手當トシテ每會講元ヘ金五十錢、世話人壹名ニ付金五十錢宛給與ス

第九條 役員ハ連中ヨリ互選シ任期ヲ滿五ケ年トス

一、再選スルコトヲ得

一、事故相生シタル時ハ任期内ニテモ變更スルコトヲ得

第十條 講元及世話人ハ講會一切ノ事務及掛金受拂ハ勿論不掛者有ル時ハ訴訟等ノ權利ヲ擔當致スベキコト

第十一條 取入者ニシテ不掛ノタメ二回以上督促ノ場合ハ督促料トシテ金貳拾錢宛申受クルモノトス、訴訟セラレルニ至リタルトキハ訴訟費用ハ勿論講元又ハ代理人ノ旅費日當一切ノ費用ヲ不掛者ニ於テ負擔スルモノトス

第十二條 不掛者ニシテ貳回不掛致シタルモノハ掛詰金ヲ返還セズシテ除名スルモノトス

第十三條 臨時費及訴訟費用等ヲ要スル場合ハ殘餘金ヨリ支出スルモノトス、尙殘餘金アル時ハ滿會ノ節平等配當スルモノトス

第十四條 每會々費トシテ左ノ金額ヲ集金額ヨリ支拂フモノトス

- 一、金五拾貳圓五十錢 宿合力壹人前七十錢宛
- 一、金參拾七圓五十錢 座掛配當壹人前五十錢宛
- 一、金貳圓五十錢 役員手當五人分

合計金九拾貳圓五十錢

第十五條 本會ニ左ノ諸帳簿ヲ備フ

- 一、講會臺帳ニ正副 二冊
- 一、擔保品及殘餘金控帳 一冊

一、集金帳集金受拂帳 一冊宛

右帳簿ハ役員ニ於テ保管シ證券及重要書類ハ講元ニ於テ保管スルモノトス

但副本臺帳ハ發起人ニ於テ保管スルモノトス

第十六條 加入權ヲ都合上他ニ讓渡スル場合ハ講元ノ同意ヲ要スルコト

第十七條 會員中缺口ヲ生ジタル場合ハ講元ニ於テ適宜補充スルコト

第十八條 滿會ノ取入金額ハ金四百五拾圓ヲ正手取トスルコト

第十九條 本會ノ事務所ヲ平澤町平澤何番地ニ置ク

講會場ハ平澤町平澤遠藤欣作宅トス

第二十條 本講會規約ハ連中協議ノ上變更スルヲ得但半數以上ノ同意アラザレバ決議スルコトヲ得ズ

第二十一條 前條ニ依リ決議シタル事項ニ對スル不服ヲ唱フルコトヲ得ズ

第二十二條 役員ハ各其責任ヲ重ンズルタメ本則末尾ニ署名捺印スルコトトス

金子借用證

一金何百何拾圓也

但無利子

此返済方法昭和 年 月 日ヨリ無盡講滿會迄

毎年六月二十八日ニ壹回金拾圓宛返済ノ定メ

此抵當ハ末尾記載ノ通り

右金員正ニ請取借用仕候處實正也返済期ハ前記ノ如ク其

ノ都度遲滞ナク返金可仕萬一違約ノ節ハ連帶者ニ於テ本

人ノ義務ヲ負擔シ即座ニ辨償仕リ御連中方ニハ聊カモ御

迷惑相掛申間敷候

爲念連帶借用證一札如件

- 1) 「取不取ニ不拘」は未取者、既取者を問はずの意
- 2) 座掛とは豫め集金せず、講會當日會場で掛金すること
- 3) 座掛配當は出金さか用席の獎勵の意味で附する獎勵金で、昔の花籤の變形したものと見られる
- 4) 取落人は落札者のことで、又取入人も呼んでゐる
- 5) 取入金額は取得金額、落札金額
- 6) 連中は講加入者の意、連外は講加入者以外の意
- 7) 講元は講の總元締となつて諸務に任ずる者
- 8) 掛金は從來掛込んで来た金
- 9) 宿合力は會席さいふ程の意味、合力(ごうりき)は隣保相助の意で、古くは無盡、頼母子と同義語に用ひられた

第三講 共 進 講

(靜岡縣富士郡富士町)

【解説】 講親は田畑五反足らずを經營する小作農にて、家族は十人あり、平素とても家計不如意なる上に病難相繼ぎ義理悪き借金嵩みたるに依り、親戚相計りて講を起し面倒を見ることになつた。これが昭和二年のこと、その第一回の講會で二百六十五圓、第二回の講會で五百圓、都合七百六十五圓を親は受取つてゐる。掛金十五圓、

口數五十一口であるから、七百六十五圓は丁度給付金の金額に當るが、それを二度に分割給付せられてゐるとは珍らしいと云はねばならない。

本講は大小掛(既取、未取により掛金異なるもの)の區別なく、掛金は一樣に十五圓である。勿論入札差金の割戻しがあるから、未取人の實掛金が十五圓より少くなるは云ふまでもないが、返掛金は依然として十五圓である。之に對し、親の返掛金は五圓に特免されてをり、救濟色が濃く漂ふてゐる。

併し近年掛金滞納者多く經營困難に陥りたるため、兩三年前より「とりげ」を實施、小掛(未取)を打切り、大掛(既取)の返掛のみを集め、毎會之を小掛の頭に分割してゐる。

講 則

勿論講外タリトモ各自ノ貸借關係ニ依テ相殺スベキモノニアラザルコト

第一條 本講ハ取締人並世話人ヲ置ク
第七條 本講ハ年三回立チトシ第一回ヲ五月ニ立會、以下九月、一月トシ毎月十日ニ立會ノコト

第二條 本講ハ一株金拾五圓トシ總金高七百六十五圓也
第八條 本講ハ大小掛共必ズ會日ニ出金スルモノトス、若シ當日出金セザルモノハ出金花金ヲ相渡サザルモノトス

第三條 本講ハ大司、金七百六十五圓ヲ第壹回ニ金貳百六十五圓、第貳回ニ金五百圓ヲ申受クルコト
相渡サザル出金花金額ハ準備金トシテ積立テルモノトス

ヲ有ス、半株落札セシ時ハ二番札ノ入札者モ亦半株落札スルモノトス

第五條 本講ハ大司掛返金五圓宛掛返スコト

第六條 本講ハ大小掛ノ區別ナク必ズ本人ヨリ出金シ講中ハ

第九條 本講ハ信用講ニテ落札者ハ保證人二名以上連名借用證書ヲ入レ講事最終日迄責任ヲ負フモノトス、然シテ勿論保證人ハ取締人並ニ世話人ノ承諾セシ者ナルコト

第十條 本講ノ落札者ハ第九條ニ基キ借用證書ヲ入レ其ノ名宛ハ取締人トシ宛名人ヲシテ一切ノ權利ヲ行使スルモノトス

第十一條 本講ハ落札者トシテ一切ノ義務ヲ修了セル時落札金相渡スモノトス

第十二條 本講ハ萬一講則ニ違背シ裁判ヲ仰グ等ノ場合ニ至ル時ハ該事件ニ關スル諸費一切ハ違背者其本人ニ於テ負擔ノコト

其ノ準備金トシテ講事第三回分ノ出金金額ヲ最終立會日迄積立ツルモノトス

第十三條 本講ノ賣買ハ取締人並ニ世話人ノ承諾ヲ要スルモノトス

第十四條 本講講則ハ講員一同ノ協賛アリタル時ハ訂正作製出來得ルモノトス

尙講則ニ有ラザルトモ講員一同ノ三分ノ二以上ノ贊同アリタルトキハ此レニ服従スベキ義務アルモノトス

第十五條 本講ノ大司ハ滿會迄立會ノ通知ヲ三日前途ニ講員ノ許迄通知スル義務アルモノトス

第十六條 本講講則第九條條文ノ保證人二名以上連名借用證書ヲ入レ條文ヲ第十四條ニ基キ普通個人間ノ貸借ト同等ノ連帯借用證書ト訂正ス

第十七條 本講ハ五月ノ立會ハ開札八時、十月ハ開札七時、一月ハ開札七時ト相定ム

割濟金連帯借用之證

一、金

但シ此返済法ハ無利子ニシテ昭和 年 月 日ヨリ來ル昭和 年 月 日迄毎年 月 月各 日ニ金 圓ツツ都合 度ニ割濟ノ事

前記ノ金員正ニ連帯借用仕候處確實也然ル上返済ノ儀ハ前記但書ノ如ク無相違割濟返金可仕候若シ期日ニ至リ

壹回タリ共相滞リ候ハバ割濟ノ契約ヲ取り消シ壹時ニ金額ヲ辨濟可仕候萬一連帯債務者ノ内ニ於テ返金相成兼候

時ハ四名ノ内誰彼ヲ問ハズ壹名ニテモ引受ケ必ズ返金可仕候聊カタリ共御損毛相懸中間敷候此ノ債權ニ付テハ他

ノ債權債務ト差引精算セザル事ヲ承諾仕候該債務不履行

連帯借用主

- 1) 大司(おほじ)は講親のこと
- 2) 立會(りつくわい)は、講會、會座に同じ
- 3) 出金花は花籃の一種で、抽籤するものと然らざるものとあるが、本講のは後者である
- 4) 講事は講會とが頼母子といふに同じ
- 5) 「本講ノ賣買」とは持口の譲渡の意である

ノ爲訴訟ヲ提起スル場合ハ貴殿所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判籍トナス事ヲ承諾仕候依而連帯借用金之證如件

昭和 年 月 日

連帯借用主

連帯借用主

連帯借用主

第四講 青 垣 講

(静岡縣富士郡富士町)

【解説】

講員數三十七人のうちには農業者、商人、會社員、職工、僧侶等種々な職業層を含むが、孰れも親の救済のために一役買った講員のみで、本講も又救済色に彩られた講である。講親青山垣之介は二反歩の小作をなす傍ら電燈會社職工として勤務する身で、貧困に追はれ、約一千圓の借財を作りたるも、本講から毎回三十三圓七十五錢を支給され、漸次借財の辨濟に充てつゝある。親は初會に於て全額の給付を受けないが、その代り毎回の支給額は謂はゞ寄附金であり、従つて返掛の義務なく、親の義務としては、講會の通知、掛金の督促、會場の提供等の勞務だけである。この地方の頼母子が大抵さうである如く、本講も半口持を認めるのみならず半口の獨立の入札權を許容してゐ

るは注意すべきであらう。
出金奨励のための花籤は本講は、次の如く等級を附し全講員に抽籤せしめてゐる。

- 一等 貳圓 十本
- 二等 壹圓 十五本
- 三等 五拾錢 二十本

尙第一回と第二回の花籤は積立金に廻し、事實上花籤は第三回以後行はれる。不出金者は花籤の抽籤權なく、この分も積立金に繰込まれるが、積立金は講事に云々を生じた場合の臨時費として使ふ外、剩餘あれば滿會に於て口數に應じ分割する。

講 則

第一條 本條ハ一株金貳拾圓ト定メ四十五株ヲ募集ノ事

右金高九百圓也ノ内左ノ金額ヲ差引タル金八百圓二十五錢ヲ驪取ルモノトス

- 一、金四十五圓也 出金花一本金壹圓也
- 一、金十八圓也 席料一名金四十錢

一、金三十三圓七十五錢 講主受納金一株ニ付毎回金七十五錢ツツ出金スル事

一、金三圓也 雜 費

計金九十九圓七十五錢

第二條 半株持モ妨ケナシ、因テ出席入札スルノ權ヲ有ス、半株落札セシトキハ二番札ノ入札者モ亦半株落札スルモノトス

第三條 講主受納金ハ一株金貳拾圓也ノ利子年壹割壹分強即チ毎年金貳圓貳拾五錢ツ、滿會マデ受納スルモノトス

第四條 立會ハ年三回トシ四月、十月、一月各十日立會ス、因テ前條大司受納金貳圓貳拾五錢ヲ三分シ毎回金七拾五錢ツ、出金スル事

第五條 開會入札時間ハ毎回午後七時トス

第六條 落札人ハ落札金額ニ相當スル借用證書ヲ作製シ世話人ニ差出スモノトス、借用證書ニハ保證人三名ヲ要ス

第七條 落札者ニ於テ證書作製ノ困難ノ場合ハ二番札ヲ落札者ト定メ其ノ差金ハ次回ノ掛金ニ於テ追徴ス

第八條 落札者ニ於テ毎回ノ掛金ヲ怠ル時ハ證書ニヨリ處分ス

第九條 所有權(株)ノ賣買讓渡等ヲナス時ハ世話人ノ證認ヲ受クベシ

第十條 立會通知ハ一週間前ニスベシ、萬一通知洩レノアリタル時ハ後日通知ヲ受ケタル後一週間内ニ出金スベシ但シ入札ヲナシ能ハザリシ等ノ苦情ヲ申出ルモ無効トス

第十一條 出金花ハ一株金壹圓也トシ當日之ヲ渡ス、但シ不參者アル時ハ出金花ハ積立置クモノトス

- 出金花ハ左ノ等級ニ分子抽籤トス
- 一等 貳圓 十本、二等 壹圓 十五本、三等 五拾錢 廿本

第十二條 講事ニ云々ヲ生ジタル時ノ費用ニ充ツル爲メ第一

回ヨリ第二回迄出金花ヲ積立テ置クモノトス

尙ホ不足ヲ生ジタル時ハ又出金花ヲ流用スル事

第十三條 前條積立金ハ滿會ニ至リ株數ニ應ジ割戻スモノトス

第十四條 前條講員ハ立會ノ時ハ受取簿ヲ持參スル事

第十五條 積立金決算報告ハ年一回ナス事
大正十五年十月

特別契約書

今般拙者儀何 某講事第 會落札相成リ候ニ付テハ該講則ヲ履行スベキハ勿論聊モ講中へ對シ迷惑相掛ケ申ス間敷萬一講則及借用證書ノ約定ニ反スル行爲有之候時ハ期間内ニ不拘即時元金全部ノ返濟ヲ求メラル、モ苦

情申ス間敷保證人ト共ニ其ノ責ニ任シ可申候依テ契約ス
ル事如件

大正 年 月 日
富士郡

借入金證書

一金

但無利息ノ事

右金額借用致候處實止也然ル上ハ借主保證人連帶ニテ左
ノ各項屹度履行可致候

一、返済法ハ大正 年 月 日ヨリ毎年 月

月 月各 日ト定メ壹回ニ金 圓宛來ル大

正 年 月 日迄 回ニ無相違皆済可致候

二、返済期間中壹回タリトモ相滞リ候節ハ期限ニ不拘
即時元金全部ノ返済ヲ求メラル、モ別書特別契約書

之通り異議無之候

三、本契約ニヨリテ生シタル債務ニ付キテハ總テ各保

一二

證人ハ本人ト連帶シテ其ノ責ニ任シ可申候
四、本契約ニ因ル訴訟ニ付キテハ貴殿所在地ヲ以テ裁
判籍トナスコトヲ承諾致候

右約定相違無之候仍而借入金證書如件

大正 年 月 日

富士郡

借主

富士郡

保證人

富士郡

保證人

- 1) 一株は一口に同じ
- 2) 出金は出金奨励のため設くるもので花籤の一種
- 3) 講主は講親のこゝ、講主受納金は親が講から受取る金
- 4) 自己の持口(入札権)を、利益をとり若くはとらずして他人に譲ることを指す

第五講 丸山角之進取建頼母子

(山口縣吉敷郡仁保村)

【解説】 本講はその設立古く大正四年に始まり、年一回の會座で昭和二十六年滿會となる豫定である。本講も救済講で、當時講親丸山角之進は小作地一町歩を耕す農業者、約一千圓の負債ありて之を整理するために本講が目論まれたのであつた。

本講は返掛に掛増金を課する講にして、一般議員は掛金に一割の掛増金を添へて掛戻すのであるが、親のみは救済の意味から掛増金を五分としてゐる。山口縣の頼母子は、給付金も概して大きく年限も概して長いことにも依るであらうが、擔保等嚴重であり多くの講が擔保を取りその上保證人を立てしめてゐるが、本講も又さうである。擔保は田畑なら返掛金百圓に付地價十五圓のもの、公債なら返掛金全額に付その七割に相當する額面のもので、と規定されてゐるが、地價とは地租法改正前に於ける土地臺帳記載の法定地價の意で、この地方の法定地價は平均一反歩二十五圓であるから従つて十五圓は凡そ六畝の田畑を意味するであらう。

頼母子規約

- 一、高金壹千八拾圓也
- 入組人員參拾六人 壹口掛金參拾圓宛トス
- 二、利子ノ儀ハ子方壹割、親半利付ノ事
- 三、貳番會ヨリ入札取トシ高札ヲ以テ落札トス
- 若同額アルトキハ關取ヲ以テ取當リヲ定ム
- 四、會座ハ毎年一回親引受ケ定會トシ仁保市開田區ノ内ニ於テ爲ス事トス
- 五、會座定日ハ毎年十一月廿一日正午揃ニシテ午後貳時開札ノ事

一三

附、午後貳時ヲ過キテ入札シタル者ハ無効トシ且其人ハ之ニ對シ異議唱フルコトヲ得ズ

六、頼母子取當者ハ保證人貳名ヲ相立登記濟ノ證書ヲ差出スベキ事

但證人貳名ノ内壹名ハ入組外ニテモ不苦

七、頼母子取當者ハ返掛金壹百圓ニ付地價拾五圓(他郡ハ貳拾圓)公債返掛高ニ對シ額面七掛、又山林宅地株券等ヲ抵當トナサントスルモノハ總代人并ニ評價人ノ評定ヲ得テ取行フコト、シ、加調米ヲ以テ抵當トナサントスルモノハ八俵トシ五年毎ニ評價人ノ評定ヲ經テ壹俵ヲ減スルコトヲ得、但他郡ハ拾俵トス

八、抵當品ノ重複ナルヤ否ヤヲ調査スル手數ヲ省ク爲メ土地ヲ抵當トスル證書ニハ登記ノ謄本ヲ添付スベキ事

九、抵當品ノ價額ニ甚シキ高低ヲ生シタル時ハ後取者ノ協議ニ附シ増減スルコトアルベシ

十、剩利金ノ儀ハ後取者ノ取得トシ滿會ノ節ハ子方總劃ノ事

十一、抵當品入替又ハ拔取等請求スルモノハ其理由ヲ總代人

ニ申出テ總代人ハ評價人及後取者ノ承諾ヲ得テ手續ヲナサシムルモノトス

十二、本頼母子ニ總代壹名、評價人四名ヲ置キ任期ヲ四ケ年トス、滿期再選スルモ妨ナシ

十三、總代人及評價人ノ日當ハ村内五拾錢、他村壹圓、他郡壹圓貳拾錢トシ取當者ヨリ支辨スルモノトス

但失誤及粗漏ノ爲事件不調ノ場合ハ此ノ限りニアラズ

十四、總代人及評價人ハ入組内ノ投票ヲ以テ選定シ、總代人ハ證書及重要ノ書類ヲ保管シ評價人ハ抵當其他重要ノ事項ヲ評定スルモノトス

十五、入札ハ三行入ヲ爲スモ不苦

十六、公債、債券、株券ヲ以テ擔保トナシタル取當者ニ對シテハ總代人ヨリ保管證書ヲ提供スルモノトス

十七、取建親ハ開會七日前掛金(會料共)記入ノ案内狀ヲ發スルモノトス

十八、會料ハ一人前金貳拾五錢宛トシ相當ノ賄ヲナスヘキ事
十九、半口入ト雖モ會座ヘハ出席スベキ事
二十、本規約條項ノ加除ハ協議上ニテ爲スコトヲ得

頼母子返掛金借用證書

一金 何 圓也

但シ大正年 月 日ヨリ往キ何回毎年何月何月ノ會

日ヲ期シ毎會何圓何錢宛滿會ニ至ル迄返掛可致契約

右丸山角之進取建頼母子今回取當リ候ニ就テハ前記ノ金

額正ニ借用候處實正也然ル上ハ前記但書ノ通り拙者共連

帶ノ責任ヲ以テ辨償可仕候最モ連帶者間ニ於テ他行又ハ

破産ノ場合ニ其義務ヲ負フコト能ハザル時ハ居合セノ一

名ニ對シ強制執行ヲ受クルモ異議無之依テ後日爲一札如

年 月 日

連帶債務者

頼母子惣代人 殿

殿

1) 加入者を入組員と呼ぶ

2) 高札は捨金最も多く従つて手取額最も少き札

3) 會座は毎回の講會のこと

4) 加調米八俵といへば、八俵を加調しうることを、即ち小作米八俵の意、なほ詳しくは第三十八講解(一〇〇頁)参照

5) 後取者は未取者

6) 講親に對して一般講員を子方と呼んだのである

7) 普通の入札は一行であるが三行入札は三行まで記入出来るもので、三行ながら落札圈内にはいつた場合は、その内の

手取金の最も多いもの(従つて捨金の最も少いもの)が落札金となる、蓋し必要以上の額を防止するための方法である、第三十八講(一〇四頁)参照

8) 取建親は講親のこと

第六講 山野草平取建頼母子

(山口縣吉敷郡仁保村)

【解説】

講親山野草平は小學校教員にて、兼業として田畑數反歩を營みをりしも、生活狀態思ふに委せず可なりの負債を生じたところから、明治四十四年その徳望を慕ふ村民相寄りて負債償還のために發起した講である。

一口の掛金は初會五十圓、二番會以降三十圓に減すと規定してゐるがこれは親にのみ多額の金員を融通し、それにも拘らず爾後一般講員は掛金の負擔を軽減せんとする意圖に基くもので、親救済を看板とする頼母子に屢々見られるところである。勿論この場合返掛は一般講員三十圓に對し親は五十圓であること云ふ迄もない。但し本講に於ては、一般講員の返掛に一部の利息（掛増金）を附してゐるのに、親のみは之を無利としてゐる。

本講は既に二十數年、累々として營講をつゞけ、残すところ數年にて滿會となるが、只昭和七年十一月の講會は當時村民の窮迫その極に達し營講困難のために一回だけ休會してゐる。そして休會翌年の講會では、既取者から前年の利息として一回を餘分に徴集してゐる。

頼母子規約

第一章 組織

第一條 金高壹千六百五拾圓也

但シ子方¹⁾參拾參人ニシテ壹口ニ付金五拾圓トシ貳番會ヨリハ金高壹千拾圓ニ減ジ一口ニ付金參拾圓掛トス

第二章 入札法

第二條 入札ハ手取金少キモノヲ以テ落札トス、半口入ノ入札者ハ手取金少キモノヲ順次貳名ヲ合シテ落札トス、尙三行入札²⁾モ苦シカラズ

但シ字體ノ不明瞭ナル入札ハ之ヲ廢札トス

第三條 會日午後二時入札揃トシ同時開札ス

尤モ同額ノ入札ハ圖取トス、又入札者ナキモ然リ

第三章 返掛法

第四條 頼母子發起人ハ毎年會座當日金五拾圓ヲ返掛スルモノトス

第五條 子方ノ返掛ハ每會金參拾圓ニ利子金參圓ヲ附シ將來返掛スルモノトス

第六條 返掛證書ハ普通頼母子證書ニシテ抵當ハ左ノ三種トシ、保證人貳名相立テ會日ノ五日前惣代人ニ照會シ頼母

子惣代人ニ宛テタル證書ヲ認メ登記濟ノモノタルコト

抵當品

一、田地ナレバ小作米參石貳斗カ地價ナレバ二掛ケトス⁴⁾

一、公債證書ナレバ返掛高ノ七掛トス

一、山林、畑、宅地其他ハ協議ニ附スベシ

以上

但シ該抵當品書入ニ就テハ年ヲ經ルニ從ヒ協議ノ上變更スル事ヲ得

第七條 總代人登記所出願ノ際ハ金五拾錢ヲ負債主ヨリ支拂フモノトス

第四章 開會及通達法

第八條 會座ハ毎年十一月廿八日トシ定會トス

第九條 會員ノ出席揃ハ正午トシ午後三時退會ノコト

第十條 掛金ハ各自持寄ニシテ午後三時ヲ經過スルトキハ會席妨料トシテ金參拾錢ヲ出スベシ

但シ該金ハ協議ノ上處分スルモノトス

第十一條 開會通達ハ發起人ノ義務トシ五日前ニ掛金ヲ記入

シ通知スベシ

第十二條 開會ノ延縮ハ不相成、尤モ不得止場合ニ限り定日ノ前後一週間ハ惣代人ノ意見ニ任ス

第五章 賄及會料

第十三條 賄ハ縁高飯ニシテ酒貳合、引肴參種トシ金員不相應ノ事オカルベキコト

但シ物價ノ高下ニヨリ變更スルコトアルベシ

第十四條 會料金貳拾五錢トシ各自掛金ニ相添へ出金スベシ

第六章 整理法及役員

第十五條 本會ヲ整理スル爲メ役員貳名ヲ置ク、但シ惣會員中ヨリ互選セルモノヲ惣代人トシ後取中ヨリ互選セルモノヲ證書保管人トス

第十六條 各委員ハ當選ヲ辭スルヲ得ス

第十七條 各委員ノ任期ハ四ヶ年トシ改選ノ節之ヲ再選スルモ妨ナシ

第十八條 此頼母子滿會前ヨリ利子相増シ高金壹千拾圓ヲ取除ケ残りノ金員ハ親ヲ除キ子方惣劑ノ事

第十九條 後取者ニシテ掛金ノ不埒ノ節ハ除名ノ上掛金拾ノ

事

第二十條 右規約將來故障事項差起リタル時ハ協議ノ上之ヲ變更スルコトヲ得 以上

追 加

昭和六年十一年協議ノ結果左ノ如シ
本年會ヲ休會シ明年會座ハ定日ニ執行スルコト、前取者ハ利子トシテ一口ニ付金壹圓ヲ添へ返掛スルコト、利子ノ添付ハ今回ニ限ル

第七講 昭和講

(福岡縣宗像郡吉武村)

【解説】 家屋の火災あり續いて戸主の死亡に遭ひ、家計困難を告げたる小作人のために、世間の同情が集まつてこの講を組織せしめたのは昭和三年の暮である。掛金五圓、口數三十六口で、従つて初會に於て親に給付した金も百八十圓の少額であるが、併し一般議員には返掛に一圓の掛増金を附するに對し親にはそれを免除してゐる。本講の著しい特徴として、抽籤法と講クビリの制度の二つを擧げるによい。頼母子の給付金決定方法としては、物品給付講は姑く措き金融を目的とする講に於ては、入札によるものが決定的に多く、抽籤法を採用するものは寧ろ珍らしい觀すらあるが、本講はその珍らしいもの一つである。(なほこの場合當籤に洩れた者を

- 1) 子方は親に對する一般議員
- 2) 三行入札は三行記入する入札方法である、詳しくは第三十八講4)(一〇四頁)參照
- 3) 發起人は講親に同じ
- 4) 返掛高に對し法定地價二割のものの第五講解説(一三頁)參照
- 5) 惣會員は總會員で議員一同のこと
- 6) 後取は未取者
- 7) 前取者は既取者

慰め、且つ他面抽籤獎勵の意味を兼ねて、二番籤、三番籤、四番籤にそれぞれ花籤が附いてゐるのも特記に足らうし、次に、講クビリであるが、元來「クビリ」は鎖(くさり)から轉訛した方言らしく、而して講クビリといふ場合連帶保證、或ひは部落保證なる意味に用ひられてをり、本講では講則に明示する通り猿田、高六上組、高六下組の三部落を夫々一クビリと見做し、若し既取者にして返掛を怠り講事に云々を生ずる如き場合には各クビリの議員は、連帶してその責に任ずるものである。講クビリの制度は福岡縣の頼母子講に於て、隨所に散見される。

講 則

- 一、本講ヲ名付ケテ昭和講トス
- 一、支配人ヲ五人トス
- 一、支配給ハ一回ニ付金一圓トス
- 一、座料ヲ一人ニ付四十錢宛トス
- 一、座會ハ太陽限リトス²⁾
- 一、時間内掛金不足ノ際ハ講クビリヨリ立替ヘルコト
但シ猿田一クビリ、高六上組一クビリ
高六下組一クビリト定ム
- 一、子ノ時間内掛金不足ノ際抽籤除ケトス
- 一、講取當ノ者ハ連帶借用證書ヲ支配人ニ差入ルルコト

- 一、講取金ハ竈講トス
- 一、坐觸⁵⁾レハ必ず五日前講加入者ニ通知スルコト
- 一、本講ハ昭和三年十二月二十五日ニ起ル
- 一、本講坐會ハ三月、五月、九月、十二月ノ四回トシ毎月二十日ト定ム
- 一、講加入者ニシテ本村以外ニ轉住スル場合ハ必ず相當代理人ヲ定メ支配人ニ届置クコト
- 一、講取當者ハ一回ニ付金一圓ヲ掛増スルコト
- 一、二番竈ニ一圓五十錢、三番竈ニ七十錢、四番竈ニ三十錢ヲ給付スルモノトス

1) 支配人は世話人のこと

2) 坐會は晝間行ひ日没までに終了する、本講の如く區域の數部落に跨るものは、遠方の加入者の爲に「太陽限り」を要する必要があるのである、坐會は又會座さいひ頼母子の會同をいふ

3) 「クビリ」に就ては解説を参照
4) 子は未取者
5) 「坐觸レ」は坐會の通知

第八講 大正合名頼母子講

(福岡縣築上郡東吉富村)

【解説】

ここで特記しなければならないことは、本講が救済すべき二人の講親をもつてゐることである。講親の一人は小作農上村下吉で、他の一人は僧侶雀尊である。孰れも負債あり、その償還財源の一部を作るべく企圖されたものが本講で、上村下吉には講會第一回に於て百六十八圓を、雀尊には第二回に於て百四十七圓を給付した。本項の名目上の給付金は二百十圓であるが、右の差額は入札差金ではなく、席料、花籤等のために控除されたものである。なほ親の掛戻金は二人とも四圓五十錢(一般は五圓)であり、うち一人分は給付金に加算せず積立金とすることにしてゐる。本講は大正七年の創設にかかる。

大正合名頼母子講規程

第一條 掛金ハ一口金五圓トス、但總數四十二口
第二條 本講ハ毎年二、九、兩月ノ各廿八日トシ落札人ノ宅ニ於テ開會ス

第三條 開會ハ午後七時ニ始メ同十時ニ終ル
第四條 講員ハ開會時間内ニ掛金ヲ理事ニ差出シ花籤ノ抽籤ヲナスコト
第五條 掛金、掛戻金ヲ時間内ニ差出サ、ルモノ又ハ遅刻シタル者ハ花籤ノ抽籤權ヲ失ヒ且ツ延滞利子トシテ一口ニ

付一日金二錢ヲ辨償シ、尙五日ヲ超ユルトキハ證書金高ニ對シ、一時ニ本條ノ延滞利子ヲ辨償スルモノトス
第六條 本講ハ每會入札ニ依リ最低額ノモノヲ以テ落札者ト定ム

第七條 一旦入札ヲナシタル以上ハ如何ナル故障ヲ申立ツルモ取消スコトヲ得ス

第八條 落札金ハ掛戻金ニ對シ左ニ記載ノ擔保ヲ提供シ登記濟ノ上交付スルモノトス

- 1 土地ハ時價ノ八割
- 2 建物ハ同六割
- 3 公債、社債、株券ハ同七割

第九條 落札人ニ於テ落札ヲ取消シ又ハ一週間内ニ前條ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ直チニ再入札ヲ行ヒ其間際金及臨時費用トシテ金拾圓ヲ差出サシムルモノトス、若シ之ヲ拒ムトキハ講員ヲ除名シ滿會ノ後掛金ノミヲ返戻スルモノトス

第十條 落札金ヨリ左ノ金額ヲ支拂フモノトス
一金貳圓 積金

一金壹圓五拾錢 花三十本
一金八拾錢 理事四名手當
一金貳拾錢 筆紙墨料
一金五拾錢 席料

第十一條 講親上村下吉及雀尊ノ掛戻金ハ年間九圓トシ、雀尊ノ分ハ落札金ニ加算セス、每會積立金トナス事

第十二條 年度内ノ積立金ハ理事者ニ於テ保管シ翌年二月ノ會ニ於テ計算シ次札ノ者ヲ預リ人ト定ム
但理事者ニ於テ保管スル利息ハ年六朱ト定ム

第十三條 積立金ノ利息ハ年一割トシ滿會ノ節講員全部ニ均一配當スルモノトス

第十四條 積立金ハ避クヘカラサル訴訟及掛金遲滞者アル場合ニ於テ之レカ整理ニ費用ヲ要スルトキ一時繰替ヘ支拂ヲナスコトヲ得

第十五條 掛金、掛戻金ヲ合併シ其内ヨリ落札金ヲ控除シ殘餘金ハ未タ落札セサル講員ノ利益トシ之ヲ配當ス

第十六條 花籤ハ一本五錢トシ三十本ヲ出スモノトス

第十七條 本講ノ事務ヲ處理スル爲メ講員ノ互選ニ依リ理事四名ヲ選定ス

第十八條 本規程ニ背キタル取扱ヲナシ損失ヲ來シタルトキハ理事者ノ責任ニ歸スルモノトス

第十九條 理事者ニ於テ不正行爲アリタルカ又ハ缺員ヲ生シタル場合ハ其都度改選補充スルモノトス

第二十條 講員ハ自己ノ權利ヲ賣買讓渡スルトキハ理事ノ證明ヲ受クヘシ

第二十一條 本規定ニ改正ノ必要アルトキハ講會ニ於テ出席

第九講 仙田萬兵衛仕立講

(福岡縣糸島郡櫻井村)

【解説】 講親は田畑一町足らずを經營する自作兼小作農にて、やはり負債の整理のために立てられた救済講である。

講員六十人の大部分は講親の親戚知己である。

親に給付した金六百圓で、一般講員の掛金及び返掛金は十圓であるに對し親の返掛金は三圓でよいことになつてゐる。

本講は毎回の會座に於て、整理委員が前回の落札金額を表示し入札の標準を知らしむる定めとなつてゐるが、

その他には取立てて變化のない、普通の頼母子講と云へよう。

仙田萬兵衛仕立講々則

第一條 本講口數ヲ六拾口トシ毎年三月、七月、十一月ニ開座シ昭和四年十二月ヲ初期トス

但シ天災地變ノ場合ト雖モ中止スル事ヲ得ズ、尙村ノ協議ニテ決定スルコトアルヘシ

第二條 本講ハ每會入札ヲ以テ取當人ヲ定ム

第三條 落札人ニシテ落札後誤記違算等ニヨリ異議申立ヲナスモ本講ハ之ヲ採用セス

第四條 加名者ニシテ開會濟ノモノヲ利掛ト稱シ未開座ノモノヲ前掛ト稱ス

第五條 第三條ノ申立ヲナシ又ハ正規ノ登記ヲ受ケサル時ハ何人タリトモ除名スルモノトス、此場合前掛金ハ返附セズ

第六條 每會開會ノ際整理委員ニ於テ前回落札金高ヲ表示シ入札ヲ行ハシムルモノトス

第七條 取當人ハ掛戻金高ニ該當スル不動産ヲ書入登記スルモノトス

者ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決スルモノトス

大正七年二月決定

1) 掛金は、未取者の掛金、掛戻金は既取者の返掛金

2) 間際金(あひさいきん)は最初の落札金を再入札後の落札金との差額のこと、最初百圓に落ち再入札後百二十圓に落ちたさすれば二十圓が間際金である

3) 持口の譲渡のほか落札権の譲渡も含むのであらう

第八條 本講ハ登記ノ際必ず連帯保證人貳名以上書入登記スルモノトス

第九條 落札人ニ於テ利掛三回滞納シタル場合ハ保證人ニ督促シ若シ督促後之ニ應セサル場合ハ整理委員ニ於テ直チニ處分ヲナス

但シ未納者ニ對シテハ日歩五錢ノ割合ヲ以テ徴收ス

第十條 落札人第七條ノ手續ヲナシ得サル場合ハ整理委員ニ於テ處理スル事アルヘシ

第十一條 本講掛金ハ利掛人ハ壹回ニ付金拾圓トシ前掛人ハ落札金額ヨリ利掛金ノ總額ヲ差引キ殘金ヲ前掛人員ニテ割賦シ掛出スモノトス

第十二條 開座通知ハ五日以前取立人ヨリ通知スルモノトス但シ開座ハ毎回正午拾貳時揃トス

第十三條 發起掛戻金參圓トス

第十四條 本講ハ講帳二冊ヲ作成シ壹冊ハ整理委員之ヲ保管ス

第十五條 講盛方左ノ通り定ム

酒一人ニ付 壹合宛
鶏飯、鶏ノ吸物、煮メ
盛料一人ニ付四拾錢宛

整理委員 何 某
勘定委員 何 某
同 何 某

- 1) 加入者中、會座において落札済の者を利掛と稱し落札未済の者を前掛と稱す、利掛は即ち既取人で前掛は即ち未取人
- 2) 整理委員は世話人と同じ
- 3) 掛戻金は返掛金で既取人の償還金である
- 4) 盛(もり)は會座のことであり盛方はその方法、盛料は席料と同じ

第十講 丙川丁作仕立頼母子講

(福岡縣糸島郡雷山村)

【解説】 講親丙川丁作は第一回の講會に於て、入札なしに給付金の全額を支給され、以來返掛金は七掛の特典にて一般議員十圓に對し七圓を掛戻してゐる。親は、火災・家族の物故等に依り當時負債の加重に苦しみ、これが救済のため村會議員等の主唱で本講が出来たのであつた。大正十三年のことである。

本講は議員の資格を原則として村内居住者しかも戸主に限り、村外居住者は村内居住者の親戚に限ることにしてゐる。變つてゐるのは、本講の講會回数で二年五回の開催となつてをり、奇數年は三回、偶數年は二回と定められてゐる。なほ、昭和九年以來、本講は經營困難のため休會中である。

講則

第一條 本講ヲ丙川丁作仕立頼母子講ト稱ス

第二條 本講ノ事務所ヲ雷山村大字三坂ニ置ク
第三條 本講ハ壹口拾圓掛四拾貳口ヲ以テ組織ス

總金額 四百拾七圓
内發起者掛戻金七圓ヲ加フ
右ノ内

一金拾四圓七拾錢 講子發起者共一人ニ付
金參拾五錢宛賄料四拾貳人分

一金八圓貳拾錢 講子講歩金壹口貳拾錢宛
但シ落札者ヲ除ク

一金壹圓五拾錢 講世話人登記手数料

計 金貳拾四圓四拾錢也

右金ハ之ヲ總金額ヨリ控除シ其ノ殘金ヨリ第七條ノ末段
ニヨリ拾圓ヲ減シタル金額ヲ講子ノ入札金高トス
入札高一金參百九拾貳圓六拾錢

第四條 本講ハ奇數年ハ三月、七月、十二月ノ參回、偶數年
ハ三月、十二月ノ貳回其ノ月上旬堅ク開催スルモノトス
發起者ハ開催ノ時日場所ヲ定メ堅ク其ノ五日前ニ書面ヲ
以テ講子ニ通知スヘシ、集會ハ當日午前十二時揃トス、其
ノ經過壹時間猶豫シ午後壹時迄ニ出席セザル者ハ講歩金
ノ配當ヲ除ク、但シ時間内ニ到着シタルモノハ此ノ限ニ
アラス

第五條 講子ヲ前掛後掛ノ二種ニ區別ス、前掛トハ未ダ講金、
收得セサル者ヲ言ヒ後掛ハ已ニ收得シタルモノヲ言フ、
前掛ノ者開催當日掛金不足シタル者ハ不足金壹圓ニ付壹
日貳錢ノ延滞日歩ヲ附ス、延滞日歩ハ落札者ノ收得トス

第六條 本講ハ入札法ニ依リ收得者ヲ定ム、入札ハ收得金ノ
最低額ヲ落札トス、最低額ノ札、貳本以上アル時ハ抽籤
ニヨリ落札者ヲ定ム

第七條 落札金員ニ諸費金貳拾四圓四拾錢ヲ加ヘ後掛ノ金員
ヲ控除シ其ノ殘金ヲ前掛口數ニ割賦ス、自前ハ前掛口數
ニ加ヘサルモノトス

第八條 後掛金ハ壹口拾圓宛一ケ年三回又ハ二回第四條第一
項ノ通り掛戻スモノトス

第九條 本講ニ世話人二十名ヲ置キ講子中選任ス、其ノ任期
ハ講終了迄トス、監査人二十名ヲ置キ前同様選舉ス

第十條 落札者ハ講金借借證ヲ世話人ニ差入レ現金ヲ收得ス
ヘシ、借用ハ掛戻金額ヲ明記シ其ノ擔保トシテ土地々價
三割以上ノ第一番ノ登記ヲ受クベシ、若シ土地ノ外擔保
トシテ差入ルハキ物件ハ世話人ノ見込ニ任スト雖モ證人

二人以上連帯借借證ヲ差入ル、コト

第十一條 後掛ノ者開催當日掛金不足スル時ハ第五條ノ延滞日歩ヲ増加ス、其ノ日數七日迄ニ調達セザル時ハ世話人ハ監査人ト共ニ擔保ノ處理ヲ決シ名前換及集會ノ費用ハ掛戻殘金ヲ加ヘ計算スルモノトス、延滞日歩金ハ第五條ヲ準用ス

第十二條 世話人ハ本講一切ノ書類保管ニ任ス、世話人已ムヲ得サル事故アル時ハ講子協議ノ上退任スル事ヲ得

第十三條 本講半口加入者ハ二人組合ヲ設ケ交替ニテ一人宛講會ニ出席スルモノトス

第十四條 本講ハ凶作等ヲ論セス堅ク毎回開催スルモノトス

以上

第十一講 表慶農益講

(秋田縣仙北郡千屋村)

【解説】 講親内田外助は勤勉努力克く一家を再興した村の中堅人物であるが、常に望外の活動を心に描きながら資金乏しきため思ふに委せず、親戚一同これを見兼ねて活動の源泉たる資金を調達してやらうと本講を組織したの

である。

本講は一つの講會に、五日を距てて二回の會座を開いてゐる。始めの内會交に於ては未取者だけ出席し口頭釋りを以て其の回の釋取人を定め、次いで本會交に於て給付金の授受および講員懇親の響應を催すのである。半口持の者は二人集つて一組合(一口)を作つた上加入出来ることになつてゐるが、右の響應には、半口持の者は隔年一回しか出席出来ないものとしてゐる。

凶作のためにこの地方の田地から反當ニ依未滿の收穫しか上らない年には、講會を取止めることにしてゐるのは、米作地帯の農民らしい懸念が窺はれて面白い。

表慶農益講無盡會則

第一章 名稱及會交

第一條 本講ハ每年秋季一回ツ、開會スル金拾圓掛ケノ釋引無盡會ニシテ其ノ名稱ヲ表慶農益講トス

第二條 會交ハ内會及本會ノ二種トス、每年秋季一回ツ、左ノ日限ニ之ヲ開クモノトス

内會十一月十日 本會十一月十五日
但シ初會ハ企主ニ於テ大正十三年一月二十六日開會ス

第三條 會場ハ毎年内會ハ前年釋り取り者宅ニシテ本會ハ該年釋取者邸宅ト定ム

大正十三年八月十三日

監査人 何 某
世話人 何 某

- 1) 發起者掛戻金とは親の返掛金のこと、親を發起者と稱してゐる
- 2) 講子は講員に同じ
- 3) 講歩金は奨励金であり、等級も抽籤もないが花籤の一種である
- 4) 自前(じまへ)はその回の落札者のこと
- 5) 既取者の返掛金滞納のために擔保を處分する時は返掛金殘額は勿論、處分に要した一切の費用を差引く

但シ内會ニ限り時宜ニ依リ會場ヲ變更スルコトアルヘシ

第二章 役員及其報酬

第四條 本講取釋リノ爲メ講長二名ヲ置ク、其人名ハ何 某 何 某

第五條 前條講長ニハ報酬トシテ二名ニ對シ金貳圓五拾錢毎年釋取者ヨリ支拂フモノトス

第三章 會日ノ通告及釋取リ決定方法

第六條 内會及本會期日ノ傳達ハ講長ニ於テ通告スルコト但シ既釋取リ者ハ内會ノ期日ヲ通報セサルコト

第七條 釋取リハ毎年一回一名ツ、内會ニ於テ口釋リヲ以テ引下ケ之ヲ行フ、其釋リ合ハ正手取り一口金壹圓以下

ヲ引スルコトヲ得ス

第八條 半人株ノ者ハ一人株資格ノ組合ヲ作り其組合ニ加ハルモノトス、其組合整ハザル時ハ無効トス

第九條 糶リ合開始時刻ハ内會ノ當日午後六時ヨリ八時迄講長立會ノ上糶リ取り決定スルコト

但シ時間後出會ノ者ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第四章 積返金及擔保設定

第十條 糶取者ハ積返金ニ對シ擔保トシテ本村ノ土地ニテ田反別四畝歩以上ヲ抵當トシテ講長二名ノ内一名ヘ宛テ登記申請ノ上差出スベシ、尤モ該費用ハ講長ノ往復日當ヲ除クノ外糶取者ノ負擔トス

但シ田地以外ノ土地ニアリテハ豫メ講長共ニ於テ調査ノ上相當ノ見込ヲ以テ之レヲ定ム

第五章 積金ノ受渡シ及變應並ニ滯納處分

第十一條 積金ハ本會ノ當日午後三時限リ糶取人宅ニ於テ講長ニ納メ受領證ヲ交付セシムルコト

第十二條 前條ノ積金全部受領済ノ上ハ前第拾條ノ登記済ノ證引替ニ講長ヨリ糶取者ヘ糶取金引渡スコト

第十三條 糶取人ハ本會ノ當日午後四時自邸ニ於テ糯米壹斗五升ヲ餅ニ搗キ小豆取り付ケ總議員ニ變應スルコト、尤モ玉砂糖一斤半其他粗肴ヲ差出スヘシ

但シ半人株ノモノハ隔年ニ一回ツ、變應ニ加ハルモノトス

第十四條 第十一條ノ積金ニ厘位ヲ生シタル場合ハ錢位ニ繰リ上ケ徴收シ其剩餘金ハ糶取者ヘ預ケルコト

第十五條 第十一條ノ時間ヲ經過シテモ積金滯納者アルトキハ直ニ督促人ヲ遣ハスモノトス、該損害料トシテ一回金五拾錢ツ、督促引受ケタル方ヨリ支拂フモノトス

第六章 抵當權消滅損害ノ處置及登記抹消費用

第十六條 抵當物件ノ低價若シクハ滅失其他如何ナル事情ニ依ルモ損害ヲ生ジタル場合ハ總議員連帶ヲ以テ之レヲ價フモノトス

第十七條 終會ニ至リ抵當權抹消登記申請ノ費用ハ何レヨリ生シタルモ糶取者ノ負擔ト定ム

第七章 賣買讓與及住所移轉

第十八條 本講ノ株ヲ賣買讓與セントスルモノハ講長ノ承認

ヲ得テ届書ヲ差出スヘシ

但シ本講名簿ノ名義引直シノ所ヘ實印ヲ押捺スヘシ

第十九條 前條ノ結果ニ依リ當大坂部落以外ノ者ヘ名義移リタルトキハ當大坂部落内ニ代理人ヲ定メ、本講一切ノ義務ヲ擔任セシムルコト

但シ當大坂部落以外ヘ住所移轉ノ者亦同シ

第八章 雜 則

第二十條 糶取人ニ於テ抵當物件差出スコト能ハサルモノアルトキハ其糶取リヲ没收シ更ニ糶取リ會ヲ開クモノトス

但シ該費用ハ没收セラレタル者之レヲ負擔スルコト

第二十一條 本村小荒川向井左助ニ對シ内會交及本會交期日ノ通告方及同人ニ於テ糶取リシタルトキ本會交宿共何レモ企主内田外磨ニ於テ受持ノ事

第二十二條 本講帳簿其他關係書類ハ講長共ヘ預リ置ク事

第十二講 春山夏助長壽講

(靜岡縣引佐郡井伊谷村)

第二十三條 登記申請ニ出張スヘキ講長ハ隔年交代ニ一名ツ

、出勤スルモノトス

第二十四條 凶作ノ爲メ大坂地方ニ於テ田地一反歩ノ收穫米八斗未滿ノトキハ本講休會スルコトヲ得

第二十五條 本講第一條ヨリ第二十五條迄講則決定ノ證トシテ株主連名下ヘ各實印ヲ押捺スルコトトス

以上

- 1) 企主(くわだてぬし)は講親のこと
- 2) 講長は無盡會の職務に任ずる世話人である
- 3) 既取者は講金既取者
- 4) 積返金は返掛金又は掛戻金のことで既取者の償還金である
- 5) 積金は掛金に同じ、「積金受渡し」は掛金の徴集および給付金の給付
- 6) 株の賣買讓與とは持口を利益を取り若くは取らずして讓渡する意

【解説】 講親春山夏助は商業者であるが所謂貧困者ではなく、住宅建築の資金一千圓を金策すべく本講の救済を仰いだのである。

本講は静岡縣の頼母子講に屢々見受ける親子割の制度を用ひてゐる。親子割といふは、入札の差金を割戻す場合に於て、未取者既取者の區別を設けざる制度であつて、割戻金は未取者の特權なりとする一般の常識から眺むれば頗る奇異の觀あるを免れぬであらう。元來入札差金は負債者たる既取者が講金借受けの代償として支拂ふ犠牲であつて、講金融の利息と見做し得べく、若しそれ「親子割」の如く既取者も割戻金の分け前にあづかるものとするならば、支拂ふべき負債者が逆に利息を受取る事となるからである。併しながら、そこに、特異なる金融組織としての頼母子講の性格が在ると云へば、云へなくもないであらう。本講は講親共二十口の講で、講親も二十分の一の割戻を受けるのみならず、その回の落札人も又、同様二十分の一の割戻を受けてゐる。

總 則

本講ハ講主春山夏助ガ住宅家屋建築之資ニ充ツル爲設ケタルモノニシテ仕様ノ詳細ハ左ノ條次ニ記載ス

- 第一條 本講ハ昭和四年六月ヨリ昭和十三年十二月ニ至ル滿拾ケ年間年二回貳拾圓立ノ長壽講トス
- 第二條 本講ハ金壹千圓壹流ヲ取結ビ掛金ハ親掛子掛共ニ金五拾圓トス

- 第三條 初回ノ掛金ハ講主之ヲ申受ケ直チニ講主及講主引受人連帶ノ借用證書ヲ世話人へ提出シ、期日ニハ無相違掛金致シ屹度義務ヲ相果シ可申萬一之場合ハ世話人ニ於テ辨濟到シ決シテ加人者ニ對シ御迷惑相懸申間敷事
- 第四條 本講立會日ハ毎年六月拾八日、拾貳月拾八日ヲ定日トシ掛金持持ノ事
- 第五條 本講ハ次回ヨリ難講トシ入札ヲ以テ最高札ヲ落札者ト定メ難出金ハ親子割トシ貳拾口割トス

- 第六條 本講ニ於テ落札シタル者ハ世話人ニ於テ充分ナルモノト認ムル抵當權ヲ取得シ以テ落札金ヲ引渡スモノトス
 - 第七條 本講ノ座料ハ一口ニ付金拾五圓ト定メ落札金ノ内ヨリ申受クルモノトス
 - 第八條 本講ハ如何ナル凶事ト雖モ流會ハ勿論休會等決シテ致ス間敷事
- 右講則依而如件
- 昭和四年六月 日

講 主	春 山 夏 助
引 受 人	何 某
同	何 某
同	何 某
同	何 某
同	何 某
講事世話人	何 某

- 1) 講主は講親のこと
- 2) 親掛とは既取者の返掛金にして子掛とは未取者の掛金
- 3) 講主引受人は講親の保證人
- 4) 立會(りつくわい)は會座即ち講會の集まりをいふ
- 5) 難出金は入札差金
- 6) 親子割(おやこわり)は未取既取の別なく入札差金を割戻すこと、尙解説参照
- 7) 座料は講員懇親の席料

同	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某

第十三講 秋田實取建頼母子

(山口縣阿武郡佐々並村)

【解説】 講親秋田實は農兼日雇で、同人の舊債整理が本講設立の動機ではあるが、より多く講員一般の金融のために利用せられてゐる講である。
一口の掛金十五圓で口數二十六口、従つて給付金は三百九十圓である。設立は大正六年であるが、近年に於ける同村の頼母子講整理に伴ふて、本講も適當に掛金を減額した。

秋田實取建頼母子規約

- 一、會座¹⁾ 三月十五日
- 一、同時刻 蠟燭壹丁
- 一、會料 總代給三十錢、質見二名ニ付二十錢
賄料二十八人仕向金六圓
計 金六圓五拾錢也
- 一、總代壹名 質見貳名
- 一、親子共 貳拾六枚⁴⁾
- 一、擔保ハ當分田地凡ソ三俵加調トス、其ノ他ノ不動産及有價證券其ノ他ハ是例ニヨリ總代質見ニ一任ス

他村質物ハ取ラヌ事

- 一、利息一割、金壹圓五拾錢付トス
- 一、會座仕向 酒一合、飯汁煮込肴一ツ
- 1) 會座は講會の集まり
- 2) 總代は世話人で總代給は世話人の報酬
- 3) 質見は抵當審査員の意
- 4) 二十六枚は二十六口に同じ
- 5) 本講は給付金三百九十圓であり、田畑を抵當とする場合は當分の内小作米年三俵ある面積の田地を差入れしめるさいふのである、加調米に就ては第三十八講解説(一〇〇頁)參照のこと

第十四講 深井朝右衛門發起頼母子

(山口縣吉敷郡嘉川村)

【解説】 本講も親講ではあるにしても、講そのもの、主たる目的は一般講員の金融と貯蓄に存するものである。講親は初會に於て高金二百圓を給付せられてゐるが、しかも尙、その返掛は一般講員には利息(掛増金)を附せざるに反し、講親にのみは毎回一圓五十錢宛の利息を附してゐる。この利息はその回の落札人の利得である。

深井朝右衛門頼母子規約

- 第一條 本頼母子ハ高金貳百圓ニシテ取建親ヲ除キ子拾口ヲ以テ成立シ一口ノ掛金ヲ貳拾圓トス
- 第二條 本頼母子ハ入組者外ノモノニ讓渡セサルヲ原則トス但入組者全部ノ快諾アル時ハ此限りニ非ス
- 第三條 頼母子會座ハ年貳回ニシテ毎年貳月末日ト八月末日トス、但シ都合ニヨリ五日間之レヲ伸縮スルコトヲ得會座ハ三日前ニ通知スルコト
- 第四條 頼母子座料ハ壹回金五圓トシ取當者ノ負擔トス
- 第五條 發起親ノ返掛金ハ毎回貳拾壹圓五拾錢宛返掛スルコト、但シ發起親ノ利息ハ取當者ノ所得トス
- 第六條 次親ハ無利息元掛ノコト
- 第七條 前取者ト後取者トヲ問ハズ掛金ハ會座ヘ持參スル事
- 第八條 第二番會ヨリ入札ニヨリ棄金¹⁰⁾ノ多キ者ヲ取當者トシ

相札及ビ入札ナキトキハ抽籤ニ依リ之レヲ決定ス、入札棄金ハ後取者ノ所得トス

- 第九條 入札開封ハ午後八時トシ開札後ニ提出シタル入札ハ受理セサルモノトス
- 第十條 取當者決定シタルトキハ五日以内ニ入組人中ヨリ連帶保證人貳名ヲ立テ、末尾記載ノ書式ニ準ジ證書ヲ調製シ總代ニ差出シ受金スルコト、但シ連帶保證人ノ内壹名ハ入組外ニテモ總代ノ承認スル者ナレバ差支ヘナシ
- 第十條 取當人前條ヲ履行セザルトキハ貳番札ヲ以テ取當者トス、入札ノ差金ハ違約者ヨリ辨償セシメ後取者ニ分配スルモノトス
- 第十條 發起者ニ於テ會座ヲ遷延スルトキハ總代ハ代リテ會座ヲ成スコトヲ得
- 第十條 本頼母子ニ總代、副總代各壹名ヲ置キ其ノ任期ハ三ヶ年トス

總代ハ全般ノ整理ヲナシ諸證書及ビ帳簿ノ保管ヲ成シ併セテ金錢ノ取扱ヲ成スモノトス、副總代ハ總代差支ヘアルトキハ代リテ其ノ要務ヲ所理スルモノトス
總代ノ報酬ハ壹回金壹圓トシ副總代ハ一回五拾錢トシ取當者ノ負擔トス

第拾四條 前取者ト後取者ヲ問ハス掛金ノ延滞ニ對シテ日歩百圓ニ付四錢ノ延滞利息ヲ附スルコト

但シ延滞利息ハ取當者ノ所得トス

第拾五條 右規約以外ノ事項ハ地方頼母子ノ慣例ニ從フモノトス

返掛金借用證左ノ如シ

頼母子金借用證書

一金 圓也

但シ此ノ返掛方法ハ昭和 年 月 日第 番會ヨリ毎年貳月末日八月末日ヲ期シ滿會迄毎回金貳拾圓宛ヲ返済スルコト

右ハ昭和 年 月 日深井朝右衛門發起頼母子高金貳百圓也

ノ第 番會拙者取當リ掛金正ニ領收候也、就而腰書之通り毎回金貳拾圓宛無相違返済可致候萬一違約致候節ハ年賦方法ヲ解キ全部一時ニ請求セラル、モ異議申間敷候依テ爲後日連帶保證人貳名相立借用證書差出置候依而如件

昭和 年 月 日

債務者 何 某

頼母子惣代

何 某殿

- 1) 高金は給付金
- 2) 取建親(もりたておや)は救済を受くる講親のことで、既取人を次親(じおや)と呼ぶに對し講親のことを區別して取建親と呼んだのである、取建親は又發起親とも呼ばれる
- 3) 入組者は講員、加入者のこと
- 4) 會座は講會の會同
- 5) 座料は會座に於ける費用
- 6) 2)を参照
- 7) 2)を参照
- 8) 既取者の掛増金なく、掛金二十圓だけを返掛する意
- 9) 前取者は既取者即ち次親、後取者は未取者
- 10) 棄金(すてきん)は入札差金に同じ

第十五講 權田太郎兵衛發起頼母子

(山口縣吉敷郡嘉川村)

【解説】 本講の特色は一講會に二口の給付をなしてゐることである。初會に於て講親にのみは二口分即ち一千九百二十圓(六十圓掛、三十二口分—總口數三十四口なるもその回の落札人を除く)を給付してゐるが、次回よりはこの高金を二分し、九百六十圓宛について入札せしめ、一番札、二番札の二つを落札とし夫々の金高を給付するもので従つて一番札よりも二番札の方が手取金は多いことになる。かゝる仕組は第六講にも記した如く、親に多額の金融をなし、しかも爾後講員は負擔を少しでも軽くしようとする企圖(この仕組では掛金は減じないが、その代り回數を減じ従つて年限が短縮する)に基くもので、この點では多分に講親救済的であるが、しかし一方、一般講員は返掛無利息なるに對し講親は一割の利息を附せられてゐることは、本講の金融講たるを物語る一つの理由である。なほ本講の入札は前回入札で、前回の落札者が今回に、今回の落札者は次回に講金を受取るもので、前回入札も折々見かける方法とは云へ、注意に價するであらう。

權田太郎兵衛發起頼母子規約書

第一條 本頼母子ハ高金壹千九百貳拾圓ニテ貳組ニ分チ一組ヲ九百六拾圓トス、取立親ヲ除キ參拾貳口ヲ以テス

第二條 第二番會ヨリ毎回貳口ノ取當者ヲ定ム

第三條 本頼母子ノ返掛金ハ取立親ハ每會金百貳拾圓ニ利息金拾貳圓ヲ附シ、次親ハ無利トシ一口金六拾圓宛ヲ返掛スルモノトス

但シ滿會ハ親ノ利ハ入組全員配當トス

第四條 會座ハ毎年一回トシ貳月五日正午十二時ト定ム、開



札ハ午後一時三十分トス

但シ萬止ムヲ得サルトキハ參日間伸縮スルコトヲ得

第五條 會座ハ取立親ノ引受トシ會期參日前ニ通知スルモノトス

第六條 會座料金ハ一回金貳拾八圓五十錢トシ其ノ會取當者負擔トス

第七條 取當者ハ入札ヲ以テ之レヲ定ム

一、入札ハ前回入札トシ壹口高金九百六拾圓ニ對シ各自記名棄金ヲ明記最高棄金貳口ヲ以テ取當者ト定ム、其ノ金額ヲ合算ノ上貳組高金千九百貳拾圓ヨリ控除計算ス

半口加入者ハ貳人ノ合算ノ最高棄金者ヲ以テ落札者トナス

但シ取當者各自ノ取得金ハ一組高金九百六拾圓ヨリ自己ノ入札金ヲ控除スルモノトス

二、一旦開札ノ上ハ文字ノ誤記違算其他ノ理由ヲ以テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

三、入札同額者三名以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

ノ處分ニ着手ス

第十五條

本頼母子ニ正副總代各壹名、評價人貳名ヲ置キ總代ニ毎回金壹圓副總代ニ金五拾錢ヲ報酬トシ、正副總代評價人出張ノ場合ハ日當金壹圓五十錢及實費ヲ支辨ス但シ以上ハ取當者ノ負擔トス

第十六條

總代ノ任務左ノ如シ

一、證書及帳簿ヲ整理保管スルコト

二、金錢ノ取扱ヒヲ擔當シ庶務ヲ處理スルコト

第十七條 副總代ハ正總代ヲ補助シ總代人事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十八條

評價人ハ擔保物件ノ輕重適否ヲ審査ス

第十九條

役員ノ任期ハ四ヶ年ト定メ再選ヲ妨ケス

第二十條

本頼母子ヲ賣買讓與セントスルトキハ嘉川村ノ在住ノモノニ限り役員及子方半數以上ノ承諾ヲ得ルヲ要ス但シ家督相續等正當ノ名義變更ハ此ノ限りニアラス

第二十一條

右規約ノ改正及必要ノ事項ハ參分ノ貳以上ノ同意ヲ以テ決ス

第二十二條

本規約以外ハ總テ地方頼母子ノ慣例ニ依ル、右

第八條 取當者ハ貳名以上ノ保證人並ニ擔保物件ヲ定メ證書

作成ノ上金錢ヲ受領スヘシ

第九條 保證人ハ一名ハ必ス入組人タルコトヲ要ス

第十條 取當者債務擔保物件ハ有價證券、田畑、山林、宅地

家屋ヲ左ノ各項ニ準シ提供スヘシ

一、五分利以上ノ公債ハ債務額百圓ニ付額面八十圓以上

二、田地ハ債務額百圓ニ對シ地價十圓以上

三、畑、宅地、山林、株券、社債券、家屋ハ正副總代及

評價人ノ承認ニヨル、但シ家屋ハ火災保險ヲ附スルコト、不動産ハ嘉川村、井關村所在ノモノニ限ル

第十一條 擔保物件ハ著ク價格ノ下落ヲ來シタルトキハ増擔

保ノ請求ニ應スヘシ

第十二條 會座ノ節掛金未納者ハ前取後取ヲ論セス百圓ニ付

一日金五錢ヲ取當者ニ支拂フモノトス

第十三條 取當者ニ於テ會座ヨリ貳拾日ヲ經過スルモ完全ナ

ル證書ヲ調ヘサル時ハ落札權ヲ失シ臨時會ヲ開キ處分

ス、其ノ費用及差損金ハ失權ノ負擔トス

第十四條 前取者掛金延滞貳拾日以上ニ及フトキハ擔保物件

前各條ヲ承諾スルタメ各記名調印スルモノナリ

(以下入組人氏名調印)

頼母子返掛借用證書

一金

但シ第 番會ヨリ第 番會迄ノ返掛金

右之額今般權田太郎兵衛取建第 番會ヲ小生取當リ手取金全部受領仕リ候處確正也然ル上ハ表記金額ヲ第 番會ヨリ滿會迄毎回金 圓宛返掛仕ルヘク其ノ擔保品トシテ末尾記載ノ物件差入レ保證人連署ノ上借用證書一筆提出致置候也

年 月 日

債務者

何 某

連帶保證人

何 某

連帶保證人

何 某

惣代人

殿

擔保物件

1) 高金は給付金のこと

- 2) 取建親は講親のこと、尙第十四講2) (三四頁) 参照
- 3) 次親は既取者のこと
- 4) 入組全員は加入者全員
- 5) 賽金は入札差金

- 6) 地價は法定地價、第五講解説(一三頁)参照
- 7) 既取未取を論ぜずの意
- 8) 持口の譲渡をいふ
- 9) 子方はここでは講員の意

第十六講 大島長次郎發起共榮講

(山口縣豊浦郡神玉村)

【解説】

本講はその仕組に於て、相當特徴ある金融講である。

昭和七年五月から毎月講員の掛金をはじめ、この掛金が所定の給付高に達すると給付を行ひ、同時に次回の取得者を入札によつて定めるもので、掛金のみ集める會座は毎月開かれ、入札のある會座は二箇月若しくは數箇月に一度廻つてくることになつてゐる。従つて満會期限は實際は確定しない。

本講は規約に示す如く敷金表を定め毎回の入札最高額を指示し、回の重なる程その最高額を大ならしめてゐる。而して入札差金は割戻さず順次次回の給付金に繰入れ、次の入札會座までの期間を短縮し、かくて満會を早からしめようとしてゐる。入札差金がないのであるから、初めの落札者と終りの落札者の利害の均衡を保つものは、敷金表あるばかりである。

講親は昭和八年三月に、それまでの十箇月分の掛金(約千六百圓)を給付され、これに對し將來毎月七圓宛返掛をする義務がある。一般議員は掛金返掛金共に二圓である。(尤も親給付以前の十箇月間は二圓でない。)

本講は原則としては給付金に擔保を要求しないが、連帶保證人二名以上を立てしめ且つ公證役場の手續を経た

證書を提出せしめてゐる。規約の末尾にあるは講親大島長次郎の公正證書であるが、この證書で見ると講親は將來二十一年に亘つて毎月七圓の返掛をする契約になつてゐるが、しかしそれ以前に於て講は満會となるから、親の返済金は實際には一千七百六十四圓よりは少額となる。

なほ入札獎勵の山割金(花籤)とか、相札の場合は先開きを以て落札とするとか、給付金が未だ所定の額に達しない以前に於ても前回の落札人はそれを内借り出来るとか、本講には種々の變つた趣向がある。

共榮講規則

第壹條 本講ヲ共榮講ト稱シ發起人共五十一名ヲ以テ組織ス	第七會	二六八圓	第八會	二七三圓
第貳條 本講ハ昭和七年五月ヲ初納期トシ昭和貳拾四年參月ヲ以ツテ終了スルモノトス、但シ入札ノ都合ニ依リテ伸縮スルコトアルベシ	第九會	二七九圓	第十會	二八四圓
第參條 本講々員ハ前條期間中毎月拾五日ヲ期シ發起人金七圓宛、其ノ他ハ一口毎ニ金貳圓宛ノ掛金ヲナシ通帳ニ領收印ヲ證シ引換ヘルモノトス	第十一會	二九〇圓	第十二會	二九六圓
第四條 本講ノ每會ニ於ケル敷札ヲ左ノ通りト定ム	第十三會	三〇三圓	第十四會	三〇九圓
第一會	二四〇圓	第二會	二四四圓	
第三會	二四九圓	第四會	二五三圓	
第五會	二五八圓	第六會	二六三圓	
	第十七會	三三〇圓	第十八會	三三七圓
	第十九會	三四四圓	第二十會	三五二圓
	第二十一會	三五九圓	第二十二會	三六七圓
	第二十三會	三七五圓	第二十四會	三八三圓
	第二十五會	三八六圓	第二十六會	四〇〇圓
	第二十七會	四〇九圓	第二十八會	四一八圓
	第二十九會	四二七圓	第三十會	四三七圓
	第三十一會	四四七圓	第三十二會	四五八圓

- 第三十三會 四七〇圓 第三十四會 四八二圓
 - 第三十五會 四九六圓 第三十六會 五一一圓
 - 第三十七會 五二七圓 第三十八會 五四六圓
 - 第三十九會 五六六圓 第四十會 五八九圓
 - 第四十一會 六一四圓 第四十二會 六四二圓
 - 第四十三會 六七四圓 第四十四會 七一〇圓
 - 第四十五會 七五三圓 第四十六會 八〇四圓
 - 第四十七會 八六五圓 第四十八會 九三七圓
 - 第四十九會 一、〇一五圓 第五〇會 一、一〇〇圓
- 第五條 前條ノ敷札ヲ以ツテ取高限度ト定メ入札ヲナシ最モ低額ヲ取主ト定ム
- 但シ同額入札二名以上ノ時ハ先開ヲ以テ取當人ト定ム、入札ナキ場合ハ抽籤ニ依リ決定ス、當籤者ハ如何ナル理由アルトモ之ヲ拒ムコトヲ得ズ、尙入札ハ折半トス。
- 第六條 本講取當人ハ連帶保證人貳名以上トシ公正役場ノ手續ヲ得タル證書ヲ提出ス可シ、但本人ノ希望ニヨリ擔保ヲ提出セントスルモノハ此限りニアラズ、何レモ役員會ノ承認ヲ得ルモノトス

- 第七條 本講ニテ左ノ役員ヲ置キ子方ヲ互選ス、任期ハ滿三ケ年トス、滿期再選スルモ妨ナシ
- 總代一名、副總代一名、委員五名
- 第八條 總代ハ副總代毎月五拾錢宛、委員會開催毎貳拾錢宛
- 第九條 本講所有ノ現金ハ遲滞ナク神玉村信用組合ニ正副總代名義ニテ預置クモノトス
- 第十條 取當人中途内借り申出タル時ハ第六條ノ手續ヲ了シタル場合ニ限り、役員會ノ協議ノ上講ガ所有スル金額範圍内ニ於テ貸與スルコトヲ得ル
- 第十一條 本講ノ子方權利ヲ他債務ノ擔保ニ提供セムトスル時ハ、本講臺帳ニ登録ノ要求ヲナス可シ、臺帳ニ登録ナキモノハ其ノ責ヲ負ハザルモノトス
- 但シ擔保トシタルモノニシテ掛金二回滯納セシ時ハ直ニ抵當權者ニ通知シ、掛金ヲ要求ス可シ、何レモ掛金セサル時ハ子方掛込金ハ本講ニヨリ沒收シ隨意處分スルモ異議申出ルコト能ハス、擔保提出ナキ子方ト雖滯納シタルモノハ同様ノ處分スルコト
- 追加、掛金滯納セシモノハ整理金ヲ分配セス、尙入札權

- ノ資格ヲ失ヒ若シ掛換人アルトキハ其ノ人ニ全部ノ權利ヲ與フルコト
- 第十二條 本講會ニ掛金不納者アルトキハ使夫ヲ以テ請求スヘシ、尙遠地ニアリテハ書留郵便ニテ請求スヘシ、何レモ其ノ費用ハ被請求者ノ支辨トス、其ノ外ニ過怠金五拾錢ヲ徴收ス
- 第十三條 本講子方及取當人ノ名義變更ハ役員會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス、此場合ハ新舊名義人連署捺印ノ書類ヲ提出スヘシ
- 第十四條 本議員ハ何時タリトモ帳簿及證書等一切ヲ閱覽スル權利ヲ有ス
- 第十五條 本講賄費ハ入札スヘキ會座ハ一口三十五錢トシ賄ト、酒ハサイド瓶一本、肴ハ見計ノコト、入札ナキ會座ハ一口十五錢トス
- 第十六條 本講規約變更又ハ明文ナキタメ處理シ難キ事情ヲ生シタルトキハ、子方一同協議ニ依リ規約ノ追加若クハ削除ヲスルコトアルヘシ、其ノ場合ハ本講規約帳ニ記載スルモノナレハ是ニ依リ實行スルモノトス

- 第十七條 山割金貳圓ヲ置キ一番壹圓、二番五拾錢、三番參拾錢、四番貳拾錢トス
- 第十八條 取當人ハ其ノ會日午後二時迄ニハ完備シタル證書ヲ提出スルコト、若シ間ニ合ハサル時ハ過怠金壹圓ヲ徴收スヘシ、若シ取當人ニシテ相當ノ連帶保證人ヲ立得スシテ講金相渡シ難キ際ハ、直ニ再入札スルコトアルヘシ、其ノ場合子方ニ損失ノ差額ヲ生シタル時ハ前取主ノ負擔トス
- 若シ利益アルトモ前取主ニ分配セス
- 第十九條 本講ハ入札スベキ會座ノミニ於テ整理金貳圓ヲ置キ、是ヲ入札シタル居合ノ子方ニ分配スルコト
- 第二十條 本講規約承認ノ上加盟シタルコトヲ證スルタメ、本講規約ヲ記載シタル通帳ヲ各自ニ交附ス
- 賴母子講金返掛契約公正證書正本(寫)
- 本職ハ後記當事者ノ囑託ニ因リ其ノ法律行爲ニ關シ陳述ヲ聽取シテ要旨ヲ錄取スルコト左ノ如シ
- 第壹條 債務者大島幸次郎ハ其ノ加入セル大島幸次郎發起共

榮講ヲ取當テ講金ヲ領收シタルニヨリ本講規約ニ基キ將來掛戻シヲ爲スベキ債務金壹千七百六拾四圓也ハ本講總代タル乾熊左衛門ニ對シ左記ノ方法ニヨリ之レヲ辨濟スヘキコトヲ確約シタリ

一、昭和八年參月ヨリ昭和貳拾九年貳月迄貳百五拾ケ月ニ平均分賦シ毎月拾五日ヲ定日トシテ壹回ニ付キ金七圓宛ヲ債權者ノ指定スル本講席又ハ其ノ他ノ指定場所ニ持參ノ上支拂ヒ濟崩スヘシ

但シ本條月賦金ノ支拂ヲ怠リタルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ之ヲ拂入ル、日迄壹ケ月分ニ對シ壹日ニ付金參錢宛ヲ損害賠償トシテ支拂フヘシ

第貳條 債務者ハ左記事項ノ壹ニ該當スルトキハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債權者ノ通知催告ヲ要セス即時未拂金額ヲ辨濟スヘキモノトス

一、前條ノ月賦金ノ支拂ヲ壹回ニテモ怠リタルトキ
一、債務者又ハ保證人カ他ノ債務者ヨリ假差押假處分又ハ強制執行ヲ受ケタルトキ
一、債務者又ハ保證人カ本契約ニ違背スルカ又ハ本債權

侵害ノ行爲アリト債權者カ認メタルトキ
第參條 保證人ハ本契約ニ於テ債務ヲ保證シ特ニ債務者ト連帶履行ノ責ニ任スルモノトス

第四條 債務者及ビ各保證人ハ其ノ負擔セル債務ノ履行ヲ怠ルトキハ直ニ強制執行ヲ受クヘキコトヲ認諾セリ

第五條 講總代人ノ改選アリタル場合ハ其ノ改選ノ通知ノミニヨリテ本契約ニ依ル總テノ權利カ其ノ新總代ニ移ルコトヲ債務者保證人共認諾セリ

本旨外要件
山口縣豐浦郡神玉村
大島長次郎發起共榮講總代人
債權者 乾 熊左衛門
明治拾五年九月生

山口縣下之關市大字豐前田町何番地
理髮業
右代理人 風 見 薫
明治四拾年四月生

右代理人者本職氏名ヲ知り且面識アルモノナリ
右者代理權限ヲ證スル證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタリ

權限ヲ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタリ
右證書ハ認證ヲ受ケサル私署證書ナルニ因リ法定ノ印鑑證明書ヲ提出セシメ其證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタリ

右代理人ニ依リテ囑託セラレタリ
山口縣豐浦郡神玉村大字何々何番地農
債務者 大島長次郎
明治貳拾四年六月生

山口縣豐浦郡神玉村大字何々何番地農
保證人 何 某
明治貳拾年貳月生

山口縣豐浦郡神玉村大字何々何番地農
保證人 何 某
文久參年參月生

山口縣豐浦郡神玉村大字何々何番地農
保證人 何 某
明治參拾八年七月生

山口縣下之關市大字竹崎町何番地無業

右四名代理人 依 米 藏
明治七年八月生

右代理人者本職氏名ヲ知り且面識アルモノナリ
右者代理權限ヲ證スル證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタリ

右證書ハ認證ヲ受ケサル私署證書ナルニ因リ法定ノ印鑑證明書ヲ提出セシメ其ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタリ

右代理人ニ依リテ囑託セラレタリ
此證書ハ昭和七年五月貳拾七日日本職役場ニ於テ作成シ列席者ニ讀聞カセタル處各自之ヲ承認シタリ

山口地方裁判所所屬
山口縣下之關市大字豐前田町何番地
公證人 長 井 丈
依 米 藏
風 見 薫

此正本ハ囑託人乾熊左衛門ノ請求ニ依リ昭和七年五月貳拾七日日本職役場ニ於テ原本ニ就キ作成シタルモノ也

山口縣地方裁判所所屬

山口縣下之關大字豊前田町何番地

公證人 長井 丈

- 1) 發起人は講親
- 2) 初納期は掛金を掛ける最初の會座の意味
- 3) 落札金は一番札と二番札の平均とす、第四十一講1)(二頁)参照
- 4) 子方は未取者、既取者を親といふに對す

- 5) 未取者の持口の譲渡及び落札者の講金取得權の譲渡
- 6) 山割金は一種の花籤にて、入札獎勵のため落札次位の者以下數名に與へるもの、なほ第十七講解説参照
- 7) 前取主は最初の落札者で、再入札をして最初よりも高額に落札した場合は、その差額は前取主が負擔し、子方に損をかけるいふのである

四四

第十七講 田畑孝作發起講

(山口縣豊浦郡神玉村)

【解説】

本講も親講であるが金融講と見做し得べきもので、同額入札の時は先開きを落札とする點、山割金の定めある點、前講に類似してゐる。本講は一番札一名の落札であるが、落札金は一番札と二番札の平均を取ることに定め、落札者に稍々特典を與へてゐる。又、擔保物件調査委員は講員外に求め、會座の獎勵には同委員も加へることにしてゐる。本講は大正十三年末の設立、三十三年を以て滿會となる。

ここで山口縣地方の頼母子に散見する山割金に就て一寸説明を加へて置くと、要するに山割金は入札を獎勵せしむるための賞與金で、本講では落札次位者より順次四名に次の如く附してゐる。

- 二番札(落札) 二圓五十錢 三番札 一圓五十錢
 - 四番札 六十錢 五番札 四十錢
- 尤も第十四回(昭和六年四月)以來本講は掛金五十圓を五圓に減額し同時に山割金も次の如く減額してゐる。

- 二番札 七十錢 三番札 五十錢
- 四番札 三十錢 五番札 無し

落札金額の定め方といひ、山割金といひ、この地方の頼母子が落札者若しくは其の次位者を優遇し、競争入札を獎勵してゐるのは注意しなければなるまい。

頼若規約

- 一、一金五拾錢掛トシ人員六十六口ヲ以テ組織ス
 - 二、定日毎年四月、十二日各二十三口トス
 - 三、利息ハ壹回毎ニ金五圓宛附スル事
 - 四、座料ハ一口ニ付キ六十錢宛ノ事
 - 五、入札前會ニテ來會ノ取當人ヲ定ムル事、尤モ捨金多キモノヲ落札人トス
 - 六、入札ハ壹番札ト二番札トス、合計シ是ヲ折半シテ落札トス、但シ正手取札モ同様ノ事、若シ同額ノ札アルトキハ先開キノモノヲ落札トス
 - 七、取當人ノ擔保ハ不動産ニシテ登記済ノ上證書ヲ提供スル事
- 順位壹番以外ノ時ハ抄本ヲ添付スヘシ

- 田地ハ返掛金ニ對シ地價六分ヲ標準トス
右何レモ擔保調査會ニ於テ査定スルモノトス
- 八、取當人ノ都合ニヨリ有價證券ヲ擔保トシテ預入ノ時ハ其都度返掛金ニ相當スル物ヲ預入ノ事、但シ政府ノ保管シ得ルモノニ限ル
 - 九、擔保物ノ調査會ハ本座會日ヨリ一ケ月前ノ事
 - 十、惣代ニ正副二名ヲ子方中ヨリ互選シ高點者ヲ正惣代トシ次點者ヲ副惣代トス、證書及ビ債券ハ副惣代預ル事
 - 十一、擔保調査委員五名ヲ子方中ヨリ互選シ正副惣代ト共ニ擔保ノ可否ヲ調査スル事
 - 十二、惣代報酬一人ニ付キ金五拾錢宛トス
 - 十三、委員ノ報酬一人ニ付キ金二十錢宛トス
- 各役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ役員ハ各方面ニ配置スル事

四五

十四、山割金五圓ヲ總高金ヨリ支出シ其ノ配當方法ハ左ノ如クス

第二回ヨリ第十三回迄

- 一番 二圓五十錢
- 二番 一圓五十錢
- 三番 六十錢
- 四番 四十錢

十五、座料及ヒ報酬ハ惣高金ヨリ支出スル事

十六、保證人ハ相當ノ資格アリト認ムル者貳名以上連帯保證ノ事、但シ連中一名連外一名ノ事

十七、取當人ノ證書ハ其會日午後壹時迄ニ提出スル事

但シ右時間迄ニ提出セサル時ハ過意金五圓ヲ支出セシムル事

十八、掛金ハ會日正午揃ニシテ午後二時迄ニ不納ノモノハ親ハ金四圓子方ハ金二圓ヲ掛金ニ添ヘ五日以内ニ取當人ニ渡ス事

十九、本頼若ハ取讓ノ名前換ヘヲ許サス

二十、本頼若ハ如何ナル凶年タリ共決シテ中止又ハ解散スル事ヲ得ス、若シ法律上多人數集合ヲ禁セラレル場合ハ正副

總代及ヒ發起元ト申合セ掛金及ヒ入札ヲ取集メ整理スル事

掛トス、右變更ニ因リ拾參會迄五拾圓掛親利子五圓也ヲ拾四番會ヨリ貳圓五拾錢ニ減スル事トス

一、會座料之迄一口六拾錢ヲ一口分五拾錢トス

一、山割金之迄五圓也ヲ壹圓五拾錢トシ其ノ配當方法左ノ如クス

一番七拾錢、二番五拾錢、參番參拾錢

連帯借用證書 (第一例)

一金參千貳百五拾圓也

此返済方法大正拾四年四月貳拾參日ヲ初納期トシ往キ大

正四拾六年四月貳拾參日迄毎年四月、拾貳月各貳拾參日

ニ元金五拾圓ニ利息其ノ壹割ヲ附シ都合六拾五度ニ返辨

ノ約

特約返済壹回ニテモ怠リタル時ハ年賦償金ノ効力ヲ失ヒ當時

迄ノ已納金ヲ引去リ殘額ノ辻金壹時支拂ノ請求ニ可應事

此納擔保物件末尾記載ノ通り

右借用金擔保トシテ末尾記載ノ物件ニ付抵當權ヲ設定シ前腰書ノ定約致候處確實也付テハ該定約ニ從ヒ期日無相違返済可

但シ此場合ニ於テハ實費ヲ引去リ本會費ノ殘餘金ハ會員ニ返戻スル事

二十一、親利子ヲ以テ子方掛金ヲ全償シ尙ホ餘金アルトキハ親子平等ニ割戻ノ事

二十二、子方掛金ハ錢位ニ止メ正手取外ノ掛増金ハ次會ノ掛金ニ加算スル事

二十三、本村外ノ土地ヲ擔保トスル時ハ實況不明ノ場合ニ限リ役員ハ實地ヲ臨檢シ擔保ノ適否ヲ決定スル事

二十四、實地調査ノ場合ハ實費ノ外一日一人ニ付日當壹圓ヲ取當人ヨリ支辨ノ事

但シ實費トハ宿料其ノ他正當ニ要スル費用ヲ云フ

二十五、特別委員金ヲ要求スル場合ハ本委員會ノ費用ニ相當スル委員給支辨ノ事 但シ本會及ビ本委員會ヲ利用シタル場合ハ委員給料ノミ支辨セシムル事

昭和六年春財界不況ノタメ同年三月廿八日臨時總會ヲ開催シ左ノ如ク決定ス

決定要領

一、本頼母子ハ第拾四番會ヨリ之迄一口五拾圓掛ヲ一口五圓

仕候若シ定約ニ違背シ返済ノ義務ヲ相果サザル場合ニ於テハ抵當權ハ實行相成候共更ニ異議無之候、爲後日借用證書壹札依而如件

尙ホ連帯債務者内差支相生シ候共御請求ヲ受タル者ハ抵當物件ニハ關セス假令壹人ニテモ現金ヲ以テ直ニ代辨可仕候

大正拾參年拾壹月 日

豐浦郡神玉村大字何々何番地

連帯債務者 田 畑 孝 作 團

豐浦郡神玉村大字何々何番地

同 何 某團

豐浦郡神玉村大字何々何番地

何 某團

豐浦郡神玉村大字何々何番地

何 某團

豐浦郡神玉村大字何々何番地

何 某團

豐浦郡神玉村大字何々何番地

何 某團

豊浦郡神玉村大字何々何番地

何

某團

豊浦郡神玉村大字何々何番地

何

某團

豊浦郡神玉村大字何々何番地

債権者 何 某殿

不動産ノ表示

豊浦郡神玉村大字何々

一、田壹反八畝貳拾九步

内四畝拾八步 草生地

外壹畝二十五步 畦 畔

地價貳拾七圓四拾四錢也

豊浦郡神玉村大字何々

一、宅地參百六坪

(以上登記済)

金借用證書 (第二例)

借用金額 金貳百四拾圓也

四八

辨濟期及ビ 昭和拾年四月ヨリ同參拾參年拾貳月迄毎年四月拾貳月各貳拾參日ニ金五圓宛都合四拾八度ニ辨濟ス可キ契約

利息ノ支拂期 每辨濟期 金五拾錢

特約條件

年賦償還ノ支拂ヲ壹回ニテモ怠ルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ即時全部金ノ支拂ヲ爲ス事 抵當物件カ滅失又ハ毀損シ或ハ價格カ著シク低落シタルトキハ債権者ノ請求ニ依リ相當ナル増擔保ヲ供スル事

抵當物件 末尾記載ノ通り

抵當權ノ順位

前契之金員借用仕候處實正也然ル上ハ右定約之通り無相違債務辨濟可致萬一契約不履行ノ場合ハ記載ノ抵當物件ニ付キ抵當權實行相成リ勿論其ノ財産ニ對シ強制執行相成候トモ聊カ異存無之候爲後日借用證書一札依而如件

保證人ハ本債務ニ付共同連帶シテ其實ニ任シ可申候

昭和九年九月 日

豊浦郡神玉村大字何々何番地

債務者 弓矢匹之助團

同郡同村大字何々何番地

同郡同村大字何々何番地

同郡同村大字何々何番地

トモ隨意御所分相成候共決シテ異議無之候也

同年同月同日

豊浦郡神玉村大字何々何番地

抵當貸主 弓矢伊太郎

右未成年者ニツキ後見人

受附 昭和九年十月 日

第何千何百何號

登記済

豊浦郡神玉村大字何々何番地

町田村 治團

登記簿抄本 (一)

登記第何千何百何號

豊浦郡神玉村大字何々何番地

一、山林 七反貳畝步

所有者 弓矢伊太郎

四九

豊浦郡神玉村大字何々何番地

一、山林 七反貳畝步

同何々何番地

一、山林 四畝參步

同何々何番地

一、山林 貳反貳拾七步

同何々何番地

一、山林 四畝步

同何々何番地

一、山林 參反六步

右ノ不動産拙者所有ノ處今般前記債務者ニ貸與シ抵當權設定致候處確實也若干萬一債務者壹回ニテモ辨濟怠ル時ハ何時タ

質貸價格貳拾五錢也

質貸價格壹錢

質貸價格拾壹

質貸價格四錢

質貸價格拾壹

質貸價格拾壹

質貸價格拾壹

質貸價格拾壹

質貸價格拾壹

質貸價格拾壹

現存抵當權
 債權額 金參百七拾圓
 辨濟期 大正貳拾七年參月迄年賦
 抵當權者 何 某

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ハ相違ナキコトヲ
 認證ス

昭和九年拾月 日
 下關區裁判所何々出張所
 裁判所書記 何 某圓

登記簿抄本 (二)
 豊浦郡神玉村大字何々何番地

一、山 林 四畝參歩

所有者 弓矢伊太郎
 現存抵當權
 債權額 金貳百四拾圓
 辨濟期 昭和參拾參年拾貳月迄年賦
 抵當權者 何 某

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ハ相違ナキコトヲ
 認證ス

昭和九年拾月 日
 下關區裁判所何々出張所
 裁判所書記 何 某圓

- 1) 額若(たのもし)は頼母子に同じ
- 2) 座料は會座の雜費、酒肴料
- 3) 捨金は入札差金

- 4) 一回に一口の落札であるが、落札金は一番札と二番札の平均と定め、一番札に落札する、本講は捨金入札であるから、手取金は總高金から右の捨金平均額を控除したものである、なほ第四十一講1)(一三四頁)参照
- 5) 法定地價六分の意、第五講解説(一三頁)参照
- 6) 子方は未取人

第十八講 山坂昇講

(福岡縣糸島郡深江村)

【解説】 十圓掛、六十口の講で、給付金六百圓、講親は漁業者で網の仕入等の資金を造ることが本講設立の動機であつたが、しかし主目的は講員相互の金融にある。第一回の給付金(規約末尾の諸費用を差引いて)は親が受取つたこと勿論であるが、返掛金及び抵當物件は一般講員と同然の取扱ひをうけてゐる。本講は大正十五年の設立であるが、深江村の頼母子講整理の折整理されて現在には營まれてゐない。

山坂昇講々則

- 一、本講ハ山坂昇講ト稱シ株數六〇ヲ以テ組織ス
- 一、本講ハ入札法ニヨリ最低入札ヲ以テ落札トス
- 一、本講ハ毎年四回トシ左記ノ通り開會ス

- 壹月拾八日 四月拾八日
 七月拾八日 拾壹月拾八日
- 一、集金ハ正午迄ト定メ入札ハ午後二時開札ス
 - 一、本講ハ管理ノタメ三人ノ銀座ヲ選任シ手當ヲ支給ス
 - 一、本講ノ割取ハ一人ニツキ貳拾錢宛トス

- 一、落札人が其取當金⁴⁾ヲ領收スルニハ掛戻金⁵⁾ノ總額ニ對シ擔保ヲ提供シ尙相當ノ保證人一名ヲ要ス
- 一、本講ハ左記金額ヲ落札金ヨリ差引殘額ヲ支給ス
 - 盛料⁶⁾ 貳拾四圓五拾錢
 - 割取 拾參圓八拾錢
 - 銀座手當 四圓五拾錢
 - 積立金及雜費 貳圓五拾錢

- 合計 四拾五圓參拾錢
- 1) 株數は口數
 - 2) 銀座(きんざ)とは世話人或は役員のこと
 - 3) 割取は獎勵金
 - 4) 取當金は落札金
 - 5) 掛戻金は返掛金即ち償還金
 - 6) 盛料は席料

第十九講 紀念講 (福岡縣宗像郡吉武村)

【解説】 本講は親講にして、大正十三年の設立、金融を目的とする頼母子講である。二十五圓掛、四十五口、從つて給付金一千百二十五圓。
 本講の仕組に就て特筆することがあれば、それは貸付金に對する部落保證の定めである。本講は大字區域の講であるが、大字内を十一の小部落に分ち、部落毎に連帶責任を負はしてゐる。講員數六十六人であるから、平均一部落六人とならう。尙村外居住者等は、加入の際世話を焼いた講員の部落の連帶保證に加はるものとしてゐる。部落保證は第七講の「講クビリ」に等しいものである。(一八頁參照)

尙本講は金額が大きいため所有口の極端な分割を認め二人、若しくは三人で一口を持つことを許容し半口が二十六人、三分の一が十二人もゐる。講員數に比し講口數が甚しく少いのはこのためである。

紀念講々則

- 一、本講ヲ紀念講ト稱ス
- 二、本講掛金ハ一回一口ニツキ金貳拾五圓トス
- 三、本講ハ一ケ年四回座會ヲナスモノトス
- 四、本講ハ入札ヲ以テ講會ノ借用主ヲ定ム
 - 但シ最低額入札者ヲ以テ落札者即チ借用主トス、次位ノ方ハハ金三圓ヲ利益配當金²⁾ノ中ヨリ支給スルモノトス
- 五、本講會期日及講金拂込時間左ノ如ク定ム
 - 其ノ期日通知ハ每會期日前五日座觸³⁾ヲナスコト
 - 其ノ座觸質ハ一回ニ付壹圓タルコト
 - 毎年一月、四月、九月、十一月ノ各二十日正午限り
 - 但シ午後一時迄猶豫ナスコトヲ得ルモノトス
- 六、入札ノ節ハ入札者ノ氏名並ニ金額ヲ明記スルコト
- 若シ入札文字不明ニテ認メ難キ場合ハ除札スルコトアルヘシ
- 猶入札セサル人ハハ利益配當ノ中ヨリ金二圓ヲ控除ス
- 七、前五項ニアル時刻迄ニ掛金ヲナササル時ハ未借用者⁴⁾ハ入札ヲ爲サシメサルト共ニ配當ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス
- 既借用者ニ對シテハ一日金一圓ノ違約金ヲ徵スルモノトス、此ノ違約金ハ第十項ノ部落組員ノ負擔タルコト
- 八、配當金⁵⁾ハ集金高ヨリ落札額及講座費金ヲ差引タル殘額ヲ配當ス
 - 但シ落札者⁶⁾ハ其ノ配當ニ加フルコトヲ得ス
- 九、本講員ヲ左記部落ニ分チ借用者ハ其ノ部落各員保證人トスルコト、若シ他町村ノ講員ハ創設加入ノ際支配シタル人ノ部落ヲ以テ認ムルコト
- 浦ケ谷、西尾郷、峠、上善寺、瀬戸、的場、武本上、武本下、土師上、石井、石井原
- 十、既借用主ニ於テ掛金ヲ怠リタル節ハ其ノ部落組員ニ於テ

金錢借用證

一金

前記金額左記ノ契約ニヨリ借用候處實正也

一、借用 年 月 日

一、利息 無利息

一、辨濟ノ時期及方法 昭和 年 月 貳拾壹日ヨリ昭和何

年何月貳拾壹日迄毎年一月、四月、九月、十一月ノ各貳

拾壹日ノ四回、一回ニ付金貳拾五圓宛都合 回ニテ完

済スルコト

一、一回ニテモ期日ニ掛戻シテ忘リタル時ハ一時ニ全部即

時返済ノ事トス

一、債權者ニ於テ本債權ヲ侵害セラル、虞レアリト認ムル

トキ又ハ不安ト認ムルトキハ其ノ債務者ハ期限前ト雖モ

債務ノ全部ヲ即時返済スヘキ事

一、保證人ハ債務者ト連帶ノ責任ヲ以テ本債務履行ノ責ヲ

負擔スル事

一、債務者及保證人ハ前記契約ヲ履行セザル時ハ直チニ強

直チニ立替掛込ヲ了スルコト

但シ之ヲ履行セサル時ハ其ノ部落組員ハ未借用主ナリトモ

其ノタメ配當ノ利益ヲ得サルコト、猶未拂込者ハ一口ニ付

キ一日金一圓ノ違約金ヲ徴スルモノトス、掛金及違約金皆

済トナリタル時初メテ其ノ配當ヲナスコト

十一、本講落札者ハ備金トシテ一口ニツキ金十圓宛ヲ支配人

ヲ經テ貯金ヲナシ、満座ノ節各講員一同へ均等拂戻シヲナ

スモノトス

十二、本講諸役ノ事務ヲ管理セシムルタメ左ノ三名ノ支配人

ヲ置ク

何某、何某、何某

十三、支配人ニ左ノ手當ヲ支給ス

一人ニ付キ一座一回金七十錢トス

十四、本講座會場ハ發起人ノ節ハ發起人宅次回ヨリハ何某氏

方ニ於テ開會ス

十五、本講加入者賄費トシテ一人金五十錢宛毎回集金高ヨリ

賄者へ交附ス

制執行ヲ受クルモ異議ヲ申シ出テサルヘシ

昭和 年 月 日

宗像郡吉武村大字何々何番地

金借用主 何

某團

1) 座會は講會の集まり

第二十講 船 無 盡 會

(秋田縣由利郡平澤町)

【解説】本講は親のない講で、船無盡會と唱ふるも別段船と関係があるわけではなく普通の金融講である。會座は地主、

農民、商人、漁夫、職人等各方面の寄集まりで賑かであり、糶りは捨金糶りで、これは秋田縣には珍しいか

も知れない。

設立は大正十年、五圓掛、六十一口で、年三回の開會である。

無盡會々則

第一條 船無盡會ト稱シ相互ノ利便ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 掛金ハ壹人前金五圓トシ但會日座掛ケタルヘキ事

第三條 掛金ヲ落取セントスル人ハ會場ニ於テ入札スヘシ

第四條 入札確定額ハ即時開札ノ結果壹番高糶ノ札ヲ以テ落

札セシム

第五條 入札ハ正手取又ハ壹人前ノ掛何程ト記載シ入札スル

コトヲ得ズ²⁾

第六條 入札ハ登人前ノセリ何程ト記載スルモノトス

第七條 落取人ハ保證人ヲ連中ヨリ參名額入保證人トスベシ

第八條 落取確定後ニ於テ保證人ナキカ又ハ苦情アル時ハ

「次セリ」ノ者ニ落取セシメ登札ノ人ハ未取ニ廻スコト

第九條 保證人ハ連外ヨリ一切相成サマル事

第十條 保證人ヲ額入ル、時ハ不取ノ者ニ限ルモノトス

第十一條 取入人ニシテ他出又ハ事情ニヨリ座掛ナキ時ハ即

座保證人ヨリ座掛スルコト

第十二條 酒代ハ其年ノ高下ニ不拘金拾圓トシ落取主ノ負擔

タル事

但着ハ會員各自ノ持料理タル事

第十三條 加入會員ニシテ半途退員セルモノアリテモ掛金ハ

返戻セス

第十四條 會合日座掛セスシテ掛金ノ督促ヲ受ケタル時ハ一

回ニ付金拾錢以上二十錢ノ日當ヲ申受ケヘシ、尙四回、

五回以上ニ及フ時ハ不取者ニアリテハ除名スルト同時ニ

掛金ヲ返戻セス、落取者ニアリテハ訴訟ノ手續ヲナスヘ

シ

第十五條 會則ノ増補削除ハ會員半數以上ノ同意ヲ以テスル

事

第十六條 會日ノ集合時間ハ正午ニ入札、貳時ニ開札スルモ

ノトス

第十七條 會日ハ毎年四月十日、七月十日、十月十日ノ三回

トス

第十八條 入札確定額同一者貳又ハ以上有ル時ハ同額者ヲシ

テ札振りセシメテ其ノ撰ニ當リタル者ヲ以テ落取者ト定

ム⁵⁾

第十九條 各自入會ノ證トシテ署名ノ下ニ捺印スルモノナ

リ

未掛金借用證書

一金

此ノ返済期左ノ通り定ム

大正拾年 月 日ヨリ大正三十年四月十日迄ノ内毎年四月

十日及七月十日、十月十日各金五圓宛返金可致約定

右ノ者落取金正ニ受取未掛金借用仕候處確實也返済ノ儀ハ前

保證人

何

某團

同

何

某團

同

何

某團

1) 豫め集金せず當日持參の意

2) 入札は手取金を記入しても、又未取者一人當の實掛金を記

入しても無効で、必ず入札差金(セリ何程)を記載するこ

3) 連中は講員即ち加入者

4) 連外は講員以外

5) 相札は抽籤を以て定む

年 月 日

借 主

何

某團

第二十一講 共同信用講

(静岡縣磐田郡富岡村)

【解説】

親のない金融講で、本講も又農業者ばかりでなく、商業者、公務業者、其他を交へてゐる。この地方の講事
の特色たる親子割の定めがあり、又花割と稱する奨励金があるなど仲々楽しい信用講である。而して本
講の花割は講金とは、關係なく別に毎回一口五十錢宛徴集し、これに等級を附し、抽籤に依つて當籤者に支給
することになつてゐる。

しかし、不況は何處も同じで、昭和七年以來本講も年回数三回を二回に減じ、従つて満會までの期限が延長した。

富岡村共同信用講事會則

一、名 稱 信用講ト稱ス

一、立 會 一ヶ年參回トシ壹月廿二日、七月廿二日、拾月廿二日

一、掛 金 一口金拾五圓ト定メ總口數參拾口則チ金額四百五拾圓トス

一、立會ノ座料 一口ニ付キ金拾錢トス

一、擧取方法 競争擧取トシ最高札者ヲ落札人トシ其ノ落札金ヲ總口數ニ割ル事則チ親子割²⁾

一、落札金預り方法 落札金預り證券ニハ抵當書入確實ナル保證人貳名以上ヲ要ス、然ル上ハ不動産ノ登記ヲ要セズ

一、花割方法 壹口金五拾錢ト定ム
立會當日掛金持參ハ勿論ナルモ萬一持參無キ方ハハ花割ヲ戻サズ

右會則如件

講金預り證書

一、金 圓 錢
此ノ抵當 一、家屋一棟 間口 間間 所有者 何 某³⁾

右ノ金額ハ富岡村共同信用講第 回講金拙者へ落札相成リ候ニ付テハ昭和 年 月ヨリ昭和拾壹年拾月迄毎回立會ノ都度掛金必ラズ定日ニ掛返シ少シモ御迷惑等相掛ケ申間救候若シ壹回タリトモ遲滞シ掛返シ出來難キ時ハ辨濟保證人ハ本人ニ成り代リ右抵當事實有無ニ拘ラズ金額ノ預り金辨濟可仕候爲後日講金預り證書辨濟保證人加判仍而如件

- 1) 立會(りつくわい)は會座を立てること
- 2) 親子割は未取者にも既取者にも割戻金を割戻すこと、第十二講解説(三〇頁)を見よ、なほ「落札金ヲ總口數ニ割ル事則チ親子割」とある通り、本講は割戻金を割戻すに當リ一旦所定の掛金を集め然る上「割戻金」として給付すること

第二十二講 無 願 主 講

(山口縣玖珂郡日積村)

【解説】 無願主は願ひ主なき義で、即ち救済を受くる親のない意味で、親無講といふに同じである。本講は純粹の金融講で、延滞者の處置、抵當差入等仲々嚴重を極めてをり、それだけに今日まで何の故障もなく健全に營講を續けて來てゐる。

開設は大正十四年、親無講は山口縣の頼母子には餘り見かけないところである。

頼母子規則

- 一、金五百圓也
- 一、本頼母子ハ無願主講ニシテ人員參拾壹人講トス
- 一、利揚ノ義ハ壹ヶ年貳回ニシテ壹回金貳拾圓宛返掛納崩ノ事
- 一、毎會ノ取主ハ投票最底額ヲ以テ定ムル事
- 一、但シ合札ノ時ハ抽籤ヲ以テ是レヲ定ム
- 一、抵當ノ儀ハ耕地、山林及有價證券其他確實ナル物件ヲ差入ル事
- 一、其ノ土地ニ有リテハ上地小作米參依掛收穫有リテ他ニ關係ナキモノヲ以テ登記ヲ設定スルモノトス²⁾

第二番回ヨリ順次四升下リノ事³⁾

但シ二號ト雖モ役員ノ見込有ル土地ハ此ノ限リニアラズ、最モ登記抄本ヲ添付スル事

又タ債券ニ有リテハ拂込金額ノ八分以下ヲ見積ル事

此ノ債券ハ郵便局へ保管ヲナシタルモノヲ提出スルモノトス

尙何レモ連帯保證人貳名以上相立ツル事

一、定日ニ至リ抵當物件不調ノ時ハ寄金ハ總代ニ預ケ置クモノトス

一、小方不掛ノ時ハ掛捨勿論ノ事⁵⁾

一、定日ハ毎年貳月、八月ノ各二十六日正午揃トス

一、案内ハ定日ヨリ参日前トス

一、會場ハ何々商店ヲ常會トシ賄費ハ白米壹斗五升ト上酒參升トス

但シ席料案内費ヲ含ム

一、自己ノ掛込金ヲ他へ賣買讓渡ノ場合ハ連中協議ヲ經ルモノトス、其協議費トシテ金壹圓ヲ連中へ差出ス事

但シ至急ヲ要スル場合ニ限り役員協議ヲ以テ決スル事ヲ得

其ノ協議費トシテ金貳圓役員へ差出ス事

一、本頼母子ニ左ノ役員ヲ置ク

正副惣代各壹名宛

一、役員ハ連中ノ互撰トシ各任期ハ滿五年トス、但シ滿期再撰ヲ妨ケス

一、惣代ハ抵當物件ノ保管其ノ他ノ總務ヲ處理ス、副總代ハ惣代事故有ルトキ之ヲ代理ス

一、抵當取調費用トシテ金貳圓役員へ差出ス事

一、本議定ハ連中協議ノ上ニアラザレバ變更スル事ヲ得ス

一、正副貳部ノ議定帳ヲ調製シ正ハ惣代、副ハ取主保管スルモノトス

頼母子證書

一金

辨濟期昭和 年 月ヨリ同 年 月マデ毎年

(貳月八月) 各月貳拾六日ヲ期トシ壹圓金貳拾圓宛以上

何回ニ定期完済

此抵當物件

末記不動産ニ抵當權設定

右ハ無願主講五百圓頼母子第何番會指者取當リニ付前示ノ金額惣代人ヨリ正ニ領收借用候處實正也然ル上ハ次會ヨリ滿會マデ無相違返済履行可致候依テ爲後日連帯保證人相立證書一札如件

昭和 年 月 日

取 主 何 某^甲

連帯保證人 何 某^甲

同 何 某^甲

總代人

何 某^殿

第二十三講 昭和御大典記念講

(福岡縣築上郡東吉富村)

【解説】 御大典記念の折に設立した講で、最初は大字直江を主として講員募集に着手したるも、加入申込者多きため漸次募集範圍を擴大、結局隣接部落の申込者も相當數加へて成立するに至つた。講員數六十名、講口數八十口である。

- 1) 利揚(りあげ)は返掛の意、或ひは掛戻しの意
- 2) 小作米を基調とする抵當の定め方に就ては第三十八講解説(一〇〇頁)を参照
- 3) 落札者の借入金、即ち返掛義務ある金は後の落札者程少いわけであるから、抵當物件の價格も漸次引下げるのである
- 4) 寄金(よせきん)は掛金に同じ
- 5) 小方は未取者のことで、未取者にして掛金を怠る時は從來の掛込金もすべて没收するの意
- 6) 未取者が、その持口を、云ひ換るなら入札權を他人に賣リ又は譲ること
- 7) 連中は加入者

給付金多額にして千六百圓であり、金融及び貯蓄を目的とする講であるが、又講員の親睦をも留意するを怠つてゐない。會場は直江公會堂とし、當日は辨當の支給、花籤の抽籤があり、而して講員半数以上の出席があれば入札を行ふことになつてゐる。

昭和御大典記念講規程

- 第一條 本講ハ昭和御大典記念講ト名稱ス
- 第二條 本講ハ一口貳拾圓掛トス
但總數八十口
- 第三條 本講座ハ毎年三、八、十二ノ各月二十日トシ直江公會堂ニ於テ開催ス
但理事ハ毎會五日前ニ開會ノ日時、場所ヲ直江揭示場ニ告示スルモノトス
- 第四條 開會ハ午後八時トシ出席講員過半数ニ達スルトキハ花籤及入札ヲ行フモノトス
- 第五條 講員ハ開會時間内ニ掛金ヲ理事ニ差出シ花籤ノ抽籤ヲナスコト
- 第六條 掛金、掛戻金¹⁾ヲ時間内ニ差出サマルトキハ、辨當料ノ交付並ニ花籤ノ抽籤權ヲ失ヒ、且ツ掛金延滞ニ對シ左

- ノ通り違約金ヲ徴收スルモノトス
- 一、掛戻金ニ對シテハ 一口ニ付一日拾錢
- 一、掛金ニ對シテハ 同 上 四錢
- 第七條 落札者ニシテ前條該當者アルトキハ其證人ニ對シテハ花籤ノ抽籤權ヲ停止ス
- 第八條 本講ハ毎會入札ヲ以テ最低額ノ一名ヲ落札者ト定ム但最低額ノ入札者二人以上アル場合ハ其者ニ付抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム
- 第九條 一旦入札ヲナシタル以上ハ如何ナル故障ヲ申立ルト雖モ入札ヲ取消スコトヲ得ス
- 第十條 落札人ハ左ノ各項ノ一ニ依ルニアラサレハ落札金ヲ受取ルコトヲ得ス
(イ) 理事ニ於テ身元確實ト認ムル二名以上ノ連帶證書ヲ差出ス事
(ロ) 理事ニ於テ適當ノ擔保ト認ムヘキモノヲ書入レ登

記スルコト

- 第十一條 落札人ニ於テ落札ヲ取消シ又ハ一週間内ニ前條ノ手續ヲ爲サマル時ハ直チニ再入札ヲ行ヒ其間際金²⁾及臨時費用トシテ金拾圓ヲ差出サシムルモノトス、若シ之ヲ拒ムトキハ講員ノ資格ヲ失ヒ既掛込金ハ全部沒收スルモノトス
- 第十二條 落札金ノ内ヨリ左記諸費ヲ支拂フモノトス
 - 一金七圓五拾錢 花五十本
 - 一金參 圓 席料及筆紙墨料
 - 一金五 圓 積立金
 - 一金拾 六圓 辨當料
 - 一金參 圓 理事手當
- 計金參拾四圓五拾錢
- 第十三條 積立金ハ信用組合ニ預ケ入レ滿會ノトキ精算ノ上講員平等ニ分配スルモノトス
- 但通帳ハ理事之ヲ保管ス
- 第十四條 積立金ハ訴訟其他避クヘカラサル費用ノ外使用スルコトヲ得ス

- 第十五條 本講ハ掛金總額千六百圓ノ内ヨリ落札金ヲ控除シ殘餘金ハ利益トシテ未取得者ニ平等ニ配當スルモノトス
- 第十六條 花籤ハ一本拾五錢トシ五拾本ヲ出スモノトス
切リ捨テタル花籤中當籤ノモノアルトキハ順次繰上當籤者ヲ定ム³⁾
- 第十七條 辨當料ハ壹人二十錢トシ未掛金者ニ對スル辨當料ハ其都度掛金徴收費ニ充用ス
- 第十八條 本講ノ事務ヲ處理スル爲メ講員ノ互選ニ依リ理事五名ヲ選定ス
但缺員ヲ生シタルトキハ其都度互選ニ依リ補充ス
- 第十九條 理事ハ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ本講ニ損害ヲ及ホシタルトキハ連帶責任ヲ以テ賠償ノ責ニ任ス
- 第二十條 講員ハ自己ノ權利ヲ賣買讓渡シタルトキハ理事ニ届出證印ヲ受クヘシ
- 第二十一條 本規程ノ修正増補ハ講員半数以上ノ評決ヲ要スルモノトス

昭和三年九月二十日決定

- 1) 掛金は未取者の掛金、掛戻金は既取者の返掛金
- 2) 間際金(あひさいきん)は、再入札に依る落札手取金が前入札の落札手取金よりも多額に落ちた場合、この差額をいふのである、而して若し再入札の落札手取金が前入札のそれより少額な場合ありとすれば、この場合には間際金を生ぜず、問題も起らない、尙第八講2(二二頁)参照

- 3) 掛金不掛等の理由で花籤の抽籤権を失ふ者生じ、このために残った花籤中に若し當籤くじがある時は、等外者を繰上げて當籤者とす
- 4) 未取者がその持口を譲り若しくは落札者がその講金取得権を譲ること

第二十四講 農友親睦講 (秋田縣仙北郡千屋村)

【解説】

本講は完全なる親睦講にして、講員は農會員若しくはその子弟であり、主として農村に理解ある青年を以て組織されてゐる。元來この講は第二次農友講であつて、第一次農友講は當村の心田開發に多大の寄與を残して、昭和七年四月成功裡に滿期解散した。その後を承つて誕生した本農友講も、農業技術、農村社會・經濟問題等多岐に亘つて意見の交換發表をなし青年の志氣を鼓舞するに役立つてゐるのみならず、楽しく飲み且つ喫つて大いに親睦の實を收めてゐる。

給付金は壹百圓、前回に於て落札者を決定し置くが、年に二回の會合を、村の青年は待遠しく働いてゐるといふ。

農友親睦講規約

創立趣旨

本會ハ農友親睦講ト稱ス、會員相互ノ親睦、農事ノ改良、

研究、發達ヲ計ルヲ以テ目的トス、宴會前一時間位會員提出ノ農事社會問題ニ關シ意見ノ交換研究ヲ行フモノトス

規約

第一條 本會ハ壹株金五圓宛ノ積立無盡トス

總額正手取金壹百圓トス

- 第二條 本講ハ一口金拾錢單位以上ノ難下ヲ以テ取主ヲ定ム
- 第三條 本講ノ會合ハ春(四月)、秋(十一月)ノ二期トス
- 第四條 次回ノ取主ハ前會々合ノ節之ヲ定ム
- 第五條 取主ハ連中開濟ノ證人ヲ立テ帳簿ニ署名捺印スル事
- 第六條 取主ハ會合三日前ニ總會員ニ振ル、事³⁾
- 第七條 開會時間ハ春午後三時秋ハ午後二時ト定メ會員ハ時間確守シ、出缺ノ有無ニ關セズ開會ノ事
- 第八條 取主ハ生酒壹斗五升、吸物一通リ、肴三品ヲ準備シ其他一切準備セヌ事
- 第九條 酒代ハ總會員ニ割立開會前ニ徵收スル事
- 第十條 會費ハ缺席ト雖モ徵收スル事
- 第十壹條 會場ハ取主ノ家宅トス

第拾二條 會員ハ會合ノ節重二ツ⁵⁾携行ノ事

第拾三條 權利讓受渡ハ連中ノ承認ヲ要ス

第拾四條 本講ハ休會セヌ事ヲ原則トス

第拾五條 本帳簿ハ正本副本ノ貳冊ヲ調製ス、取主副本、預主正本ヲ所持ス

但シ正本預主何某トス

右條項確守ノ證トシテ左ニ署名捺印ス

- 1) 一口の掛金五圓
- 2) 連中は講員、「連中開濟ノ證人」は講員何れもその人物を知り、これならばさいふ保證人
- 3) 通知すること
- 4) 生酒は清酒の意か
- 5) 「重二ツ」は重箱二個のことで、ここには辨當を携行するさいふ意味
- 6) 入札権もしくは落札権の讓渡

第二十五講 親睦講 (秋田縣仙北郡千屋村)

【解説】 親無講にして金融と親睦を兼ねたる無盡講である。その講員募集に當つても、世話人は加入一口毎に五十錢の報酬を受けてゐるほど、しかく裕福な講である。掛金の外に、集會費一口六十錢を毎回集めてゐるのも親睦講らしいと云はれよう。

本講の難入は口頭にて漸次難入り落すのであるが、この場合難下げの單位は五拾錢とし、五拾錢以下の端數を附さぬことにしてゐる。給付金が壹千圓を越える大きな講だからとは云へ、多くの講が概ね錢位まで難入のと對比すれば五拾錢の單位は一見過大なるが如く見える。併し口頭難入りであり同一の難入者が繰返し／＼幾度でも聲を發して難入なし得るを思へば、會座の進行上むしろこの程度の單位は當然なりと云はねばならない。

本講は昭和十年既に滿會すべき筈の講であつたが、どういふ理由か二回休會せることあり、従つて滿會は昭和十二年の豫定である。恐らく掛金の多額なことが、農村の不況を押し切れず、營講を困難ならしめたものと思はれる。

親睦講規約

- 一、本講ヲ親睦講ト稱シ講員ノ親睦及ビ資金ノ融通ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 一、本講ハ一株金五拾圓ニシテ二十一株ヲ以テ組織シ總資本金額ヲ一千五拾圓トス
- 一、本講ハ毎年十一月十五日一回宛總會ヲ開キ、大正四年二月十日ニ創立シ、大正二十四年十一月十五日第二十一番會

ヲ以テ終了スルモノトス

- 但シ大正四年ニ限り二月十日及十一月十五日、第一番會第二番會ヲ執行ス、本講集會費ハ金六拾錢トシ掛ケ金ト合算藏元²⁾へ送附スルモノトス
- 一、本講資金融通使用セントスルモノハ毎年十一月十五日ノ總會ニ於テ總資本金一千五拾圓ノ内ヨリ口評ヲ以テ順次評下ヲ執行シ評引額ノ多キヲ以テ評取權者トナシ融通スルモノトス

但シ評引ニ際シ一口最小限ヲ金五拾錢トス

- 一、本會資金評取者ハ其翌年ノ總會當日ヨリ一週間以内ニ金五拾圓宛ヲ其年次ノ評取者ニ掛渡シ終會迄其義務ヲ履行スルモノトス

- 一、本講資金評取者ハ前項ノ義務ヲ履行スル爲メ掛返シ金拾圓ニ對シ地價金壹圓宛(田地ニ限ル)ノ土地ヲ擔保トシ、抵當權ヲ設定シ登記済ノ上評取金ヲ受領スルモノトス

- 一、本講總會時刻ハ毎會午後一時ニ始メ評取時刻ハ同三時ヲ以テ終了ス、定刻ニ至レハ打寄り人數ノ多少ニ不拘開會スルモノトス、定刻後來會者並ニ不參者ハ評取ニ關シ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

本項ハ時間勵行ノ目的ニシテ從來不規律ヲ矯正シ他ノ模範タルヘキコト、藏元ハ定刻以前ニ出場シ時計ノ遅速ヲ鑑査シ、大差ナキヲ期スルモノトス、時計ノ遅速ハ藏元ニ一任スルコト

- 一、本講會務ヲ整理セン爲メ藏元二名及世話掛一名ヲ推薦シ任務ヲ五ケ年トス

藏元ノ任務ハ左ノ如シ

- 一、藏元ハ評取者ヨリ規定ノ登記ヲ取得スベシ
- 一、藏元ハ講員ヨリ掛金ヲ受領ノ上一週間以内ニ評取者ニ支拂フモノトス、若シ既評取者ニシテ規定ノ期間内ニ掛金ヲ怠ルモノアルトキハ五日以内ニ世話掛ヲシテ請求シ支拂ヲナサシム、右ノ場合ノ延滞損害料トシテ掛返シ金五拾圓ニ對シ日歩拾錢宛、世話掛ニ督促料一回ニ付參拾五錢宛支拂フモノトス、又未評取者ニアリテハ前掛金没收シ除名スルコトアルヘシ
- 一、藏元ノ報酬ハ壹ケ年金參圓トシ世話係ハ金壹圓トス
- 右ハ評取者ノ負擔タルヘキコト
- 一、藏元掛返シ金遲滞ノ節ハ裁判所ニ申請スルコトアルヘシ
- 右ノ費用ハ被告ノ負擔タルハ勿論タリト雖モ講中一同出金ノ上取扱フコト、尤モ損害費用要求シ不足ヲ生シタルトキハ講員一同ノ負擔タルヘキコト

- 1) 一株は一口
- 2) 藏元は世話人又は講元
- 3) 地價は法定地價、尙第五講解説(一三頁)參照

4) 既取者返掛を怠り訴訟沙汰となつた場合、これに要する費用は該既取者の負擔であるは勿論だが、裁判終了まで諸費

用は一時講員一同が立替へる

第二十六講 正利講親無金無盡 (秋田縣仙北郡千屋村)

【解説】本講は家財什器の購入を目的とする講であつて、羅取者は給付された金員を以て、世話人と相談の上、何等かの記念すべき物品を購入する義務がある。最初からさういふ契約で、記しの残らぬ事柄に使用してはならないことになつてゐる。この點本講は金錢給付無盡でありながら、實質に於て物品給付無盡に近い形をとつてゐる。

本講は一講會に前會と本會の二會座を開き、給付金決定は口頭羅りに依つてゐる。講名の示す如く親無講で、昭和十一年末滿會の豫定である。

正利講親無金無盡總則

本講ハ家財什器購入ヲ目的トスル有志ヲ以テ組織スルガ故
本講ノ給付ヲ受ケタルモノハ藏元承認ノモノヲ購入スルノ
義務アルモノトス

規 約

- 第一、本講ハ壹人前金五圓掛、連中拾參人、總金高六拾五圓、毎年壹期トシ十三ケ年ヲ以テ終了スルモノトス
- 第二、本講ハ毎年拾壹月十日ニ前會ヲ開キテ取主ヲ定メ、拾壹月貳拾日ニ本會ヲ開キテ金ヲ積ムコト
- 第三、前會ハ前取主宅、本會ハ取主宅ニ於テ開クモノトス
取主ハ兩開會ノ通知ヲナス事

第四、前會及本會トモ午後六時ヨリ開會三時間内ニ終了ヲ告ク、時間後ハ異議ナキコト

第五、本講ハ前會ニ於テ總金高六拾五圓ヨリ羅引ヲ以テ取主ヲ定ム、羅引ハ一口金拾錢以上トスル事

第六、羅取高ハ正手取トシ前取主ノ返濟金ヲ差引キ殘額ヲ末人數ノ平等割トス

第七、前會ハ清酒參升ニ豆腐十丁、本會ハ小豆貳升ニ砂糖貳百匁、何レモ取主ノ負擔トス

第八、本講ニ藏元壹人ヲ定ム、藏元ハ無盡帳及債券ヲ預リ置キ金ノ受渡スルモノトス、藏元料ハ毎年金參拾錢取主負擔ノコト

第九、本講取主ハ連中開濟ノ連帶保證人貳名ヲ連署シタル左記債券ヲ藏元ニ差出シ引配スル事、尤モ抵當權ヲ設定スル時ハ證人ヲ要セス

第十、本會期ニ金ヲ積マズ督促ヲ受クル者ハ毎回貳拾錢ノ督促料ヲ支拂フ事

第十一、本講連中ニ於テ約定ヲ履行セザル者アル時ハ臨時會ヲ開キ協議ノ上決定スル事

第十二、天災地變ニ依リ一般無盡ノ休會スル場合ニハ本講モ亦休會スルコト

第十三、藏元事故アリテ辭スルカ講中ノ協議ニヨリ改ムルコトヲ得、尙協議ニ依リ此ノ規約ヲ變更追加スルコトアルヘシ

但シ此ノ場合ハ凡テ多數決ヲ以テ定ムル事

第十四、本講中ノ協議決定シタルコトハ堅ク相守リ違背セサル事

正利講金借用證書 (寫)

① 一金何拾圓也 大正何年十二月廿五日正手取金
② 一金何拾圓也 大正何年十二月ヨリ大正何年拾壹月迄何ケ年ノ利息

計何金拾圓也

返 濟 期 限

(大正何年ヨリ大正何年迄毎年十一月二十日限リ壹ケ度ニ付金五圓宛拾貳ケ度ニ返濟ノ約定)

右金員前記ノ約定ニテ正ニ借用仕候處實正也若シ期限相違ノ節又ハ居處不定死亡事故不在ノ時ハ連帶保證人ハ本

人ニ代リ速ニ辨償可仕候萬一辨償ノ義務ヲ果ササル時ハ成規ノ御取計被成候共決シテ異議無之候尙期限中ト雖モ前約定不履行ノ恐アル時ハ一時ニ皆金之返濟若シクハ抵當權ノ設定ニ應ジ可申候右ハ連帯保證人ニ於テ本人ニ代リ同様履行可仕約定毫モ貴殿ニハ御迷惑相掛ケ申間敷候後證ノ爲メ連帯保證人連署ヲ以テ金借用證書差入候也

大正 年十二月二十五日

千屋村浪花
借主 何 某印
連帯保證人 何 某印

藏元 何 某殿

- 1) 藏元は講元の義で役員又は世話人
- 2) 連中は加入者のこと
- 3) 壹期は開講一回
- 4) 前取主(まへとりぬし)は既取人
- 5) 末(すえ)は未取人
- 6) 連中間済の保證人は、加入者その人物を知り、これならばといふ保證人
- 7) 講中は連中と同じく加入者

第二十七講 蒲團講

(静岡縣庵原郡小島村)

【解説】 本講は婦人を以て出来てゐる講にして、村の主婦や處女會員が蒲團を購入するための資金を融通すべく發案したところのものである。給付金六十三圓はこの資金として手頃な額を示すものであらう。しかし貰つた資金

は必ず蒲團購入に捧げなければならぬかと云へばさうではなく、買ふ買はぬは會員の自由に委せてゐる。會員二十四名で口數二十一口であるのは、半口加入者六名を有してゐるからである。毎回抽籤を以て取得者を決定し、六十三圓を給付するが、既得者は爾後毎回一圓の利息(大掛四圓)を拂ふことになつてゐるから、この利益金が會毎に増大してゆくが、利益金は席料の不足を補つたのも會員全員に平均割することゝしてゐる。なほ席料は講金と別途に、二十錢宛集めてゐる。本講は親を有する講であるが、親は第一回の講金を受取つたとは云へ所謂救濟される親ではなく、むしろ會員の世話役である。

蒲團講々則

- 第一、本講ハ蒲團講ト稱シ毎回會員ニ蒲團購入ノタメノ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス
- 第二、蒲團購入ノ必要ナキ人ハ其ノ旨會主¹⁾マデ申出テ隨意ノ資本ニ用フルモ構ヒマセズ
- 第三、毎回ノ金高六十三圓ニシテ小掛三圓、大掛四圓ト定ム、掛金ハ會合ノ當日持參ノコト
- 第四、會合ハ毎年二月、九月ノ二回トシ日時ハ其ノ都度會主ニ於テ通知ス
- 第五、本講ハ抽籤ニ依リテ落札者ヲ定ム、但シ第一回ノ金高

- ハ會主ノ取當トス、落札者ノ權利ハ賣買讓渡スルモ構ヒマセズ
- 第六、落札者ハ會員中ヨリ保證人二名以上ヲ立テ證書ヲ提出スルコト
- 第七、利益金ハ毎回親子割²⁾トス
- 第八、會場ハ會主宅トシ、抽籤後茶菓ヲ提供シテ會員懇親ス席料ハ一人二十錢トス

1) 會主は講親
2) 小掛(こがけ)は未取人の掛金、大掛(だいがけ)は既取人の返掛金

- 3) 抽籤に依りて當籤者即ち取得者を定むる意
- 4) 未取人既取人を問はず平均割とす、親子割に就ては第十二

講解説(三〇頁)参照

第二十八講 直江共同馬講 (福岡縣築上郡東吉富村)

【解説】 本講の建前は、講則に明文はないが、講員にして役馬の購入をなさんとする者には抽籤に依らずして講金を支給し、これが講入を容易ならしめんとするもので、なほ又、役馬斃死の場合においては、その斃死の事實のみを以て無條件に講金を支給し購入資金の一部を償はんとするものである。而して後者の場合の如き、一種の家畜相互保険と見られるが、只講金の給付は講會日(五ヶ月一度)の到来までは行はれないものである。次期講會日迄に購入希望も斃死もない場合に於て、始めて抽籤により被給付者を定める。若し又、購入希望者多く斃死續出等の場合あれば、この場合も又抽籤に依るのである。建前は右の如くであるが、併し講員の資格は必ずしも役馬所有者といふわけではなく、所有せざる者の加入も又認めてゐる。親無講で、講員二十七名、口數三十一口、一回拾圓掛だから給付金は三百圓である。(給付金にはその回取得者の掛金を除いてある) 尙本講には總額二圓の花籤が附してあり、又掛増金は二十回迄一圓、二十一回以後七十錢とし、前半と後半で差等を設けてゐる。

講 則

- 第一條 本講ハ大字直江共同馬講ト稱ス
- 第二條 本講座ハ昭和元年八月ヨリ五ヶ月毎ニ取付人²⁾ノ宅ニ於テ開會シ開會二日前迄ニ各講員ニ通知スルモノトス
- 第三條 毎回抽籤ヲ以テ取付人ヲ定ム
- 第四條 二十回迄ノ取付人ハ毎回金拾壹圓宛、二十一回以後ノ取付人ハ毎回金拾圓七拾錢宛掛戻スコト
- 第五條 本講ノ事務ヲ處理スル爲メ理事三名ヲ置キ一切ノ事務ヲ處理ス
- 第六條 講員ハ三名ヲ一クビリトシ取付借用證ハ連帶借用書トス

第二十九講 蠶 講 (福岡縣糸島郡櫻井村)

- 第七條 取付人ハ連帶證書ヲ理事ニ差入ル、ニ非ラザレバ金員ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ
 - 第八條 講金ハ一口金拾圓ニシテ參拾壹口トス
 - 第九條 講金ヨリ左ノ諸雜費ヲ控除シ手取金トス
 - (一) 花 籤 二圓 一本拾錢トシ貳拾本計 貳圓拾錢
 - (二) 筆紙墨代 拾錢
- 昭和元年八月

1) 本講座は本講會座さいふ意
 2) 取付人は取得者のこと
 3) クビリは連帶責任の意、尙第七講解説(一八頁)参照

【解説】 本講は蠶室若しくは蠶具を設備せんとする者に資金を貸與せんと目的を有つもので、希望者二人以上ある時は最大急用者を世話人に於て選定し貸與することゝしてゐる。希望者無き場合は抽籤に依り被給付人を定め

る。五圓掛、二十五口で、給付金は百二十五圓である。なほ本講も親はない。
本講は大正十三年の設立、昭和八年六月すでに満會の豫定なりしも、昭和六年全村協議の結果、孰れの講も向ふ三ヶ年、年一回盛としたため、年限延長し現在未だ經營を續けてゐる。

養蠶講々則

- 第一條 本講ハ蠶業ノ發展ヲ圖リ蠶室蠶具ノ最大急用者ヲ選定シ順次貸與スルモノトス、但シ希望者ナキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 本講會期ハ六月、九月、十月ノ三期ニ定メ春、秋、晩、收購販賣後トス
- 第三條 本講取當人ヲ利掛ト稱シ一回ニ付金五圓五拾錢宛掛戻スモノトス、未取人ヲ前掛ト稱シ一回ニ付金五圓宛掛出スモノトス
- 第四條 本講ハ整理ノタメ小組合ヲ結び、其組合内ニ掛金不納者アル時ハ責任ヲ負ヒ、辨償スルモノトス、尙組合内

第三十講 瓦

講

(福岡縣糸島郡櫻井村)

- 取當人ニ對シテハ相互證人トナルモノトス
- 第五條 本講會座ハ取當人ヨリ五日以前ニ各會員ニ通知スルコト、賄方一切ハ取當人ノ負擔トス
- 第六條 本講掛金取纏メ其他整理ノタメ委員貳名ヲ選定ス、但シ委員ハ時期ニ依リ改任スルコトヲ得
- 第七條 本講取當人ハ組合證人連署ヲ以テ證書差入レ講金ノ受取ヲナスモノトス
- 第八條 本講口數ヲ貳拾五口トシ大正拾參年拾月ヲ初回トシ大正貳拾貳年六月ヲ以テ滿座トス

- 1) 利掛は既取人
- 2) 滿座は滿會

【解説】 本講も親無講且つ入札講にして、建前はやはり物品購入資金の貸付をなすものである。即ち本講に於ては瓦購入資金の名目で給付金を與へるほか、實際の購入希望者には委員に於て購入の斡旋をもなすのである。
大正十二年の設立で、繼續年限十五年であるが、本講も前講と同じく昭和六年以來年一回盛とし、従つて年限は延長した。

瓦講々則

- 第一條 本講ヲ瓦講ト稱シ左記人名四拾六口ヲ以テ組織ス
- 第二條 本講ハ登口掛金五圓トシ入札最低額者ヲ以テ落札者ト定ム
- 第三條 次札者謀歩トシテ取當人ヨリ金壹圓ヲ附ス
- 第四條 本講盛月及ビ盛方左記ノ通り定ム
一、盛月 毎年 三月、七月、十月
二、盛方、鶏飯トシ白米四合切立ノ事、但シ鶏五斤吸物
- 開座通知ハ五日前
- 第五條 取當人ハ每會金五圓宛掛戻シノ事
- 第六條 取當人ハ掛戻金ニ對スル連帶證書ヲ差シ入ル、事(別紙)
- 但シ連帶者ハ三名トシ擔當者ノ認メ得ルモノトス

第七條 借入者ニシテ萬一掛戻金遲滞ノ場合ハ連帶者其ノ任ヲ負フ事

第八條 本講處理ノ爲左記委員四名ヲ置ク
但シ委員手當金壹圓也ハ取當人ヨリ給ス

第九條 本講ニ對スル全責任ハ委員之ヲ負フ

委員	何某
同	何某
同	何某
同	何某

瓦講證書 (寫)

收 入 印 紙

年賦金連帶借用證

一金 圓也

但シ 年 月 日借入

昭和拾五年七月迄毎年三月七月十月ノ三回ニ分チ

壹回ニ付金五圓也拂込ノ約定但シ年利息

右前記約定ヲ以テ借用候處實正也然ル上ハ本講則ニ準據

シ毛頭違背不仕萬一聊タリトモ不履行ノ場合ハ該講則ニ

依リ御處理相成候共毛頭異議無之候依而連帶借用證一札

如件

年 月 日

七六

連帶借用主

何 某

同

何 某

同

何 某

1) 講歩(こうぶ)は花籤と同じで、ここでは落札の次位者に對し附してゐる。

2) 盛月(もりつき)は會座を開く月、盛方(もりかた)は會座における響應の仕方

3) 掛戻しは既取人の返掛即ち借受金の償還

第三十一講 富士石碑講

(静岡縣富士郡富士町)

【解説】 本講は物品給付無盡である。本講は講員がその祖先崇拜思想の表現として各自の墓所を改良せんために設けたもので、落札者には現金を給付せず、直接物品即ち石碑の給付をなし、その建立も會主に於て引受けるのである。會主甲野丙吉は信用ある石屋にて、常に數名の石工を使用し手廣く石碑の建立を請負つてゐる者であるが、落札者は必ず石碑建立の義務あるため落札次第會主は落札者と相談の上その建立に取りかかり、建立が終ると給付金はその代金として、世話人の手から會主たる石屋の手へ支拂はれる仕組になつてゐる。

扱て、こゝで面白いことは會主たる石屋の特異的な存在で、會主は親のやうでもあり、講元(世話人)のやうにも見えて、しかもその執れでもないことである。會主は會場を提供し、集會の通知、未收掛金の集金等萬般の世話を焼き、且つ會主の職業を援助することが本講の目的の一つでもあるが、併し會主は講に一つの持口を有するでもなく、勿論第一回の給付金を受取る人でもない。従つて會主たる石屋は、かゝる無盡的仕組を通じて利益を得ると得ないと拘らず、一種の講管理者で、本講の如きは一種の管理無盡と見るを至當とするであらう。因みに會主は、本講員に限り、他よりも一割見當安値に石碑の建立を行つてゐる。尙本講には出金花の定めがあるが、初回から三回分は、事ある場合の訴訟費用として積立て、従つてその支給は四回目から行はれる。

講 則

第一條 本講ハ富士石碑講ト稱シ、講員各自ニ於テ石碑ヲ建立スルヲ目的トス

第二條 本講會主ヲ甲野丙吉ト定メ會主ハ各講員ニ賣却スル爲メ石碑ヲ製造シ、各講員ハ落札金ヲ以テ會主ヨリ石碑ヲ購入スルモノトス

第三條 本講金高金壹百參拾貳圓也、但シ一口一回掛金參圓也
本講ハ口數四拾四口、金高金壹百參拾貳圓也ノ内、出金

花金拾參圓貳拾錢ト茶菓料金壹圓也ヲ差引キ糶高金壹百拾七圓八拾錢也トス

第四條 本講落札ノ方法ハ第一回ヨリ滿會ニ至ルマテ糶取ノコト

第五條 本講期間自昭和九年十月至昭和十三年五月迄、四十四回ニテ終ルモノトス

第六條 本講掛金ハ開講當場積ノコト
但シ三日間ヲ經過シタル者ニハ出金花ヲ給付セサルコト
第七條 本講金取扱ハ世話人ニ於テ扱フモノトシ、世話人四

名及び取締人一名ヲ置クコトトス

第八條 本講出金花ヲ第一回ヨリ第三回迄積立テ掛金延滞ノ爲費消シタル時ノ費用ニ充ツ

但シ一回ノ積立金ハ參拾錢

第九條 本講入札ヲ開札ノ結果同金額者アルトキハ關引ニテ落札人ヲ定ムルコト、落札スル場合必ズ石碑ヲ建立スルコト

第十條 落札人定マリタルトキハ別紙證書雛形ニ依リ連帶借用人三名以上ニテ受取ルモノトス

第十一條 落札者ニ於テ第二條ニ依リ會主ト石碑賣買契約成立シ石碑建立受渡濟ミノ上世話人ニ於テ會主ニ支拂フモノトス

但シ石碑契約代金落札金ヨリ多キトキハ其金額ノ受渡ハ會主ト落札人トノ協議ニ依ルモノトス、但シ落札者ト雖モ落札金ノ内壹百圓ハ世話人ニ於テ預ルモノトス

第十二條 本講開札時間ハ自拾月至四月午後七時、自五月至九月迄ハ午後八時トス

第十三條 本講落札人ハ連帶借用人ヲ參名以上選ビ世話人ニ

一應相談ノ上定ムルコト、但シ落札人ト雖モ右ノ手續ヲナサスニ週間以上經過スル場合ハ二番札ニ讓ルコト、シ、其差金ハ全部一番落札者ニ負擔セシムルモノトス

第十四條 本講掛金ハ開會月内ニ出金セハ無利子ナルモ、翌月ニ渡ル時ハ翌日ヨリ日歩百圓ニ付四錢ヲ徴收スルコト

第十五條 本講權利ヲ賣買スル場合ハ必ズ、世話人ニ相談シ承諾ヲ得ルコト

第十六條 本講員ニシテ大掛トナリ掛戻金ヲ怠リタルトキハ世話人ニ於テ訴訟ヲ提起スル事能ハザル場合ハ、債權ヲ他ニ讓渡スルコトアルモ、債務者ニ於テ必ズ異議ナキモノトス

小掛者タリトモ掛込金ヲ怠リタルトキハ競賣スルコトアルベシ

第十七條 本講規定ニ違反シ萬一取締人ヨリ裁判ヲ仰ク時ハ該件ニ關スル諸費用ハ一切債務者之ヲ負擔ス

右條項嚴守スルコト

印紙

割濟金連帶借用之證

一金何 圓也

但シ此返濟方法ハ無利子ニシテ昭和何年何月何日ヨリ來ル昭和何年何月何日迄毎月何日限り壹度ニ金參圓宛都合何回ニ割濟返濟ノ事

前記ノ金員正ニ連帶借用仕候處確實也然ル上返濟之儀ハ前記但書ノ如ク無相違割濟返金可仕候若シ期日ニ至リ壹回タリ共相滞リ候ハバ割濟ノ契約ヲ取消シ壹時ニ全額ヲ辨濟可仕候萬一連帶債務者ノ内ニ於テ返金相成兼候時ハ三名ノ内壹名ニテモ引受ケ必ズ返金可仕候聊カタリ共御損毛相掛申間敷候該債務不履行ノ爲メ訴訟ヲ提起スル場合ハ貴殿所有地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判籍トナス事

ヲ承諾仕候依而連帶借入金之證如件

昭和 年 月 日

何郡何村字何

連帶借用主 何 某◎

同 何 某◎

同 何 某◎

何 某殿

- 1) 會主に就ては解説參照のこと
- 2) 豫め集金せずその場掛け
- 3) 未取人の入札権、落札人の落札権等の賣買讓渡
- 4) 大掛(たいがけ)は既取人の返掛
- 5) 掛戻金は返掛金
- 6) 未取者の持口を他に賣るこゝ、小掛者は未取者で大掛者に對する語

第三十二講 觀音堂修繕講

(靜岡縣富士郡富士町)

【解説】 観音堂（正しくは観音菩薩堂）が建築以來四十年を經過し追々その小修繕を要するため、本講に依つてその修繕費を生み出さうといふのである。観音堂氏は少くとも一口は義務的に加入せしめ、且つ能力に應じて持口を定めたため、二十二人の講員で三十八口を所有してゐる。一口の掛金三圓であるから、給付金百十四圓であり、毎回これを入札をもつて贖るのであるが、落札者は毎回一口分即ち三圓を、修繕費として観音堂に寄附し、終回までこの寄附が續くのである。

観音堂は本講では親と呼ばれ、自然人ではないが掛金の義務を持たない一種の親と見做されてゐる。而して上記の寄附金は形式としては講において保管し、最終回に至つて給付金として親に支給されるもので、講金全額を初回に於て寄附的に給付され以後返掛の義務を持たない親はその例放て珍らしくないが、本講の親の如きはこれとは全く逆であり、返掛ではなく掛込みの義務を持たない講員であつて、極めて特殊なものと云ひ得よう。

山神講則

帯借用證書ヲ差入ル事

第六條 入札合札ノ時ハ抽籤トス

第七條 大掛者ハ立會ニ先立ち納金スルコト

以上

第一條 本講ハ山神講ト稱ス
第二條 壹株金參圓ト定メ參拾八株金高壹百拾四圓也
第三條 観音堂保存ノ爲尻持壹株ヲ有シ各回落札人是ヲ負擔スルコト

第四條 開札時間ハ午後九時トス
第五條 落札人ハ次回ヨリ満期ニ至ル迄還納スヘキ金額ノ連

- 1) 一株は一口
- 2) 尻持壹株云々といふは、講親たる観音堂が本講の最終回、即ち満會の際に給付をうくべき持口一口を有するといふ意

味で、ただ親の掛金は観音堂がなすのではなく、毎回の落札者が受持つといふのである

- 3) 大掛(だいがけ)は既取人の返掛、大掛者は既取人
- 4) 立會(りつくわい)は講の會同

第三十三講 加茂川原昭和講 (静岡縣磐田郡富岡村)

【解説】 本昭和講は納屋、物置等を建てる資金を講員に融通するを目的とし、加茂川原煙草耕作組合の主筆するものである。講員は同区内の組合員であり、毎回加茂川原集會所を會場として開講する。

勿論講親はなく、世話人に對する報酬等もなく、講開きの費用は講員各自の分擔によつた。仕組としては通常の頼母子講と何等異なるところがないもので、特徴らしい特徴を持たぬが、ただ毎回の席料なるものなく、講開きの際に茶菓の饗應があつたのみである。

本講は掛金十五圓、口數二十口で、給付金は三百圓であり、設立は昭和二年で年二回の開會である。

加茂川原昭和講會則

一、本講ハ加茂川原煙草耕作組合ノ主催ニシテ、相互發達ヲ

期セン爲メ納屋、物置等ノ如キ建物ヲ建ツル資金ニ供スル

ヲ目的トス

一、本講ハ會場ヲ加茂川原集會所トス

一、本講ハ世話人四名ヲ置ク、世話人ハ毎日ニ出席シテ講ノ事務ヲ掌リ、定日ノ二三日前ニ一般ノ講員ニ通知ヲ出スモノトス

一、本講ハ壹口ノ契約金ヲ參百圓トシ貳拾口ヲ以テ壹組トス

一、本講ハ契約期間ヲ昭和貳年貳月ヨリ昭和拾壹年拾壹月迄トシ毎年貳月拾壹日、拾壹月參日立會ス

一、本講ハ豊凶ニ拘ラズ定日必ラズ立會スルモノトス
 一、掛金ハ壹口金拾五圓トシ毎定日ニ會場迄持參拂込ムモノトス、但シ當日不拂者ハ過滯金五拾錢宛申受クルモノトス
 一、本講ハ壹回壹口宛ノ入札ニ依リ落札ス、但シ入札方法ハ參回⁹⁾ニシテ最低手取金額ノ入札ヲ以テ落札者ト定ム、最低手取金額者貳名以上ノ相札ノ場合ハ其ノ同額者間ニ於テ抽籤トス

糶金⁴⁾ハ口數ニ平等ニ分配ス

一、落札者ハ落札セシ次回ヨリ終回ニ致ル掛金ノ辨濟證書ヲ貳名以上ノ連帶債務者ヲ以テ作製ノ上落札金ノ給付ヲ受クルモノトス、但シ連帶債務者ハ世帯主又ハ議員タルコト
 一、總テ本講ハ共力一致シテ斯業ノ發達ヲ期セン爲メナレバ御互ヒニ德義ヲ以テ本講ノ目的ヲ達成センコトヲ契約ス以上各自承諾ノ上加盟セルモノトス

年賦金借用證書

一金

右金額我等連帶ニテ借用候處實證也即チ返済之儀ハ昭和 年 月 日ヨリ同拾壹年拾壹月迄毎年貳月拾壹日、拾壹月參日ヲ以テ定日トシ毎定日壹回ニ付キ金拾五圓宛必ラス返済可致候若シ一定日ニ於テ返金出來兼テ候節ハ我等ニ對シ如何ナル御處分ニ及フモ異議申間敷其ノ場合ニ於テハ當時ノ返金額ハ勿論殘額及ヒ費用等一時ニ御取立下サレ度候、爲後日連帶借用證書依テ如件

- 1) 本講は目下のまゝ一組しかない、これに就き第三十四講(八三頁)、第四十一講(一〇九頁)参照のこと
- 2) 立會(りつくわい)は講の會同
- 3) 參回糶は一人の落札者を出すために三回糶下げを行ふもので、最初まづ入札し、その結果に基いて再度入札し更にその結果に基いて三たび入札を行ひ最後の入札の落札者を以て落札者と定める、落札に伴ふ偶然性を少しでも減じ、合理的に講金受領者を決定せんとする慎重な入札方法である
- 4) 糶金(せりきん)は入札差金

第三十四講 中央實行組合共同作業場講

(靜岡縣引佐郡井伊谷村)

【解説】 本講は井伊谷村大字井伊谷中央實行組合加盟者中の有志七十餘名を以て組織する講にして、その區域は同字第二區、第三區、第四區、第五區の各區に亘つてゐる。半口持四十名あり、講口數は總じて六十口であるが、この六十口を三組に分ち一組二十口とし、各組毎に入札により被給付者を定めるので、全體では三名の被給付者が出る譯である。會座回數は年二回であるから本講は十年を以て満了となる。一口一回の掛金二十五圓で、給付金は各組とも五百圓である。もともと本講開設の趣旨は、規約の冒頭に示す通り、組合の共同作業場の各種設備を充實させるにあるのだから、各組とも第一回の給付金(三組の合計一千五百圓)は、その設備資金に充用され、この分に就ては掛戻しはないことになつてゐる。
 尙、本講は大正十四年の設立であるが、昭和六年以來不況のため休會し、目下も引続き休會中であるので、滿會は少くも昭和十四年から先とならう。
 なほ規約末尾の年賦金借用證書は半口給付者の借用證書である。

中央實行組合共同作業場講規約

第一條 本講ヲ中央實行組合共同作業場講ト稱ス
 第二條 本講ノ初回掛金ヲ以テ米麥精白、製粉、脱穀、糶摺

肥料ノ粉碎配合施設、經營ニ要スル諸設備ヲ實施ス
 第三條 本講ハ五百圓講三流トシ總額壹千五百圓トス
 第四條 本講ハ貳拾回ヲ以テ満了シ一回ノ掛金ハ金貳拾五圓トシ、春秋貳回彼岸ノ中日ニ立會ス、掛金ハ當日會場ニ

持参スル事

第五條 次回以後ノ落札人ハ手取金入札ヲ以テ定ム

第六條 割戻金ハ子方²⁾ニノミ平分シ一回ノ掛金ヨリ差引タル

額ヲ出資スルモノトス

第七條 本講ニ於テ落札シタルモノハ世話人ニ於テ適當ト認

メタル證人二名以上ノ連帶證書ヲ差入ルルモノトス

第八條 本講ノ座料ハ一口ニ付金五圓トシ落札者ヨリ徴收ス

第九條 本講世話人ハ各字三名トシ任期ハ講期間中トス

第十條 世話人ハ本講ニ關シ絕對ノ責任ヲ持ツモノトス

第十一條 本講ハ如何ナル凶年ト雖モ流會ハ勿論休會等決シ

テ致ス間敷事

大正十四年三月 日

世話人 何 某團

同 何 某團

同 何 某團

同 何 某團

同 何 某團

同 何 某團

年賦金借用證書 (寫)

一金 圓也 但無利息

右金員借用申候事實正也返金期日ハ昭和七年九月ヨリ昭和

拾年參月迄毎年參月九月ノ彼岸ノ中日ヲ期シ壹回金拾貳圓

五拾錢宛都合何回ニ前記ノ金額無相違返済可申候也萬一壹

回タリトモ返金相滞リ候節ハ證人ニ於テ引受ケ即時返金致

シ決シテ御迷惑相掛ケ申間敷候爲後日證人連署本證差入申

置候

昭和 年 月 日

住 所

借 主 何 某團

中央實行組合共同作業場講
講事世話人 殿
證人 何 某團
何 某團

- 1) 三流は三組
- 2) 子方は未取人のこと
- 3) 座料は講會々座の諸費用

第三十五講 吉武信用貯金講會 (福岡縣宗像郡吉武村)

【解説】 吉武信用貯金講會は吉武信用組合と緊密な關係に置かれる頼母子講ではあるが、併し勿論本講會が同組合の事業の一部分であるといふ譯ではない。その組織といひ經營といひ信用組合とは獨立の全く別個のものである。講の區域は村一圓とし、原則として講員は組合員及びその家族であるが、組合員以外の者でも村内居住者に限つてその加入を認めてゐる。本講の開設に際しては、部落毎に改善委員なるものを設け、改善委員の勧誘によつて加入者を求めた。加入者は孰れも組合に負債を有するか、若しくは講による貯金を目的とする者である。

本講の建前とするところは、吉武信用組合の固定貸付の回收を計らうといふにあり、従つて講員は講金の給付を受けても原則としてこれを組合負債の償還金に充てるのであり、殘餘あるに非ざれば他に使用を許されないことになつてゐる。併し適當の費料(讓渡料)を定めて、講金を他の講員に讓渡することは妨げない。會座は小會と本會の二つあり、小會は毎月開き掛金の受入のみを行ふもので、又本會は三箇月目に一度(改正

前は半年に一度開き、本會に於て抽籤を以て被給付者を定め講金の給付を行ふのであるが、給付金に殘餘あるだけ何人でも被給付者を定め、端數の殘餘は次回に廻すのである。而して給付金は初會一口三百圓、第二回以後は毎回前回給付金に二圓四十錢を加へた額であり、回数と共に漸増してゆくが、これに對し未取人の掛込金は毎月三圓で、又既取人の掛戻金は毎月掛増金五十錢を加へて三圓五十錢となつてゐる。掛込金及び掛戻金（返掛金）の拂込には毎回左に掲ぐる如き通帳を用ひ、講金受領後は通帳を更正してこれを返金通帳として用ふるのである。なほ本講は、その趣旨の遂行のために、諸費用として信用組合から年額五十圓の補助を與へてゐる。なほ又給付金に對しては、實際には概ね部落保證を徴してゐる。

本講は豫定年限昭和八年九月より昭和十六年十二月までであり、講員數は百五十八人、全部持口は一口である。本講は後に示す如く昭和九年二月講會規則を變更したが、この解説は變更後現に行はれつつあるものについての解説である。

(表)

第 號

吉武信用貯金講會通帳

殿

吉武信用貯金講會規則

第一條 本講ハ吉武信用貯金講會ト稱シ加盟會員共濟ノ趣旨ニ基キ本則ヲ遵守シ共資積立ヲナシ抽籤ヲ以テ本講金ヲ貸付ス

第二條 本講會ニ支配方及監査人ヲ置キ支配方ハ吉武信用購買販賣利用組合理事はレニ當リ本講

第三條 會ノ事務ヲ司リ監査人ハ同組合監事はレニ當リ本講會ノ全部ニ亘リ監査ヲナス
本講會ハ吉武信用購買販賣利用組合員又ハ其家族ヲ以テ組織シ加盟口數貳百拾六口トス
加盟者ニシテ他村ヘ移住セントスルトキハ直チニ本村現住者ヲ以テ掛込代理人ト定メ本
講會支配方ニ届出ズベシ

第四條 本講會ハ毎月八日開會シ正午限リ壹口ニ付金參圓宛掛込積立ツルモノトス
本講會ハ毎年四月、十月ノ貳回本會ヲ開會シ支配方、監査人立會ノ上抽籤ヲナシ當籤者
ニ前六ヶ月間ノ掛込金ヲ平分シテ貸付ス

第五條 當籤數ヲ每本會拾貳本トシ取親ハ抽籤ニ加ハラザルモノトス
第六條 本講會ヨリ貸付シタル金員ハ先ヅ第一ニ吉武信用購買販賣利用組合ニ對スル債務ノ辨濟
ニ充當シ殘金ニ非ザレバ他ニ使用スル事ヲ得ズ

第七條 本講會金貸與ヲ受ケタルモノハ貸付金ノ三分ノ一ノ地價ヲ有スル田、畑、山林、貸付金ト
同額ノ地價ヲ有スル宅地、貸付金ノ一倍半ノ時價ヲ有スル有價証券又ハ貸付金ト同額以
上ノ吉武信用購買販賣利用組合ノ貯金証券ヲ担保トシテ提供スベシ
但シ支配方ニ於テ適當ト認メタル場合ハ三人以上ノ連帶保証人アル場合ニ限り前記担保
ヲ供セズシテ貸付スルコトアルベシ

第八條 本條ニヨリ抵當權設定抹消ニ要スル費用ハ一切設定者ノ負担トス
第九條 本講會ニ當籤シ貸付テ受ケタルモノ、掛戻金ハ壹口ニ付參圓五拾錢トス
加盟者ニ於テ掛込金ヲ爲サザルトキハ本講會員ヲ除名シ殘加盟者ニ於テ其掛込權利ヲ競
賣ニ附シ落札金ハ本講會ノ所得トス

第十條 前項ニヨリ處分セラレタル口ニツキテハ落札者ニ於テ繼續掛込ヲナスモノトス
本講加盟者ハ其權利ヲ他人ヘ讓渡スル事ヲ得ルト雖モ支配方ノ承諾ヲ受クルニ非ザレバ
無効トス

第十一條 本講ノ加盟者ハ積立金通帳ノ交付ヲ受ケ掛込ノ都度領收ノ認印ヲ受クルモノトス

當籤被貸付者ハ返金通帳ト更正スルヲ以テ積立金通帳ハ無効トス
第十二條 本講金積立期間中ノ利息ハ本講會一切ノ費用ニ充當シ殘餘アル場合ハ滿座⁵⁾ノ時口數ニ
ヨリ分配スルモノトス
第十三條 本講々則ノ變更ハ會員ノ半數以上ノ同意アルコトヲ要ス
第十四條 本講加盟者ハ本講則及第十三條ニヨリ變更シタル講則ヲ絕對ニ遵守スベキ事ヲ盟約ス

第 一 會 番					
一金	一金	一金	一金	一金	一金
第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會
第 一 會 番					
一金	一金	一金	一金	一金	一金
第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會

番 會				第 番			
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第四小會	第三小會	第二小會	第一小會	第六本會	第五小會	第四小會	第三小會
番 會				第 番			
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第四小會	第三小會	第二小會	第一小會	第六本會	第五小會	第四小會	第三小會

會		第 番 會					
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第二小會	第一小會	第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會
會		第 番 會					
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第二小會	第一小會	第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會

(裏)

第 會 番						第	
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會	第六本會	第五小會
第 會 番						第	
一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金	一金
第六本會	第五小會	第四小會	第三小會	第二小會	第一小會	第六本會	第五小會

吉武信用貯金講會規則左記各條ヲ變更訂正ス

第二條

本講會ニ支配人及監査人ヲ置キ支配人ハ吉武信用購買販賣利用組合ノ理事部長是ニ當リ
本講會ノ進行事務ヲ司リ監査人ハ同組合ノ監事是ニ當リ本講會全部ニ亘リ監査ヲナスモ
ノトス

第三條

本講會ハ吉武信用購買販賣利用組合員及其家族并ニ本村居住者ヲ以テ組織ス
本講會ハ毎月八日開會シ正午限リ金參圓宛昭和八年九月ヨリ昭和十六年十二月迄八ヶ年
四ヶ月間(回数百回)ノ掛込ミヲナスモノトス

第四條

本講會ハ毎年二月、五月、八月、十一月ノ四回各三ヶ月毎ニ本會ヲ開會シ抽籤ニ依リ當
籤者ヲ決定シ一回金參百圓也ヲ貸付ケルモノトス

第五條

但シ第二回本會以降ハ親掛増金ヲ増加スルモノトス
當籤者數ハ各三ヶ月ノ小會ニ於ケル掛込金ヲ一口當籤貸付額ニテ除シ其數ヲ決定シ一口
貸付額ニ滿タサル端數ハ次ノ本會ニ繰越シ一口貸付金額トナリタル場合ニ當籤者數ヲ増
加スルモノトス

第九條

本講會當籤者ハ貸付ヲ受クル際本講會掛不足整理費トシテ金參圓ヲ講會ニ供托シ置クモ
トス、此押ヘ金ハ整理費ヲ控除シ殘金ハ滿會ノ際會員平等ニ分配スルモノトス
本講會掛金ハ吉武信用購買販賣利用組合ニ預ケ入レ之レガ預金利息ハ滿會迄据置キ押ヘ
金ト見做シ講會費用ニ備ヘ殘金ハ滿會ノ際講會員ニ平等分配スルモノトス
講會加盟者ニシテ掛込金ヲ怠リタルトキハ未取者(子)ハ本人ノ本會ニ於ケル抽籤權ヲ
除キ取親(親)ナルトキハ其部落加盟者全部ノ抽籤權ヲ除クモノトス
以上變更條項ハ昭和九年二月八日ヨリ實施

吉武信用講借入並ニ使途申込書

査定委員認印

一、借入證書作製方法

一、借入金ノ使途

借入金 圓 錢中

組合へ拂込 圓 錢

組合以外債務辨済 圓 錢

本人ノ使用 圓 錢

右之通り使用致候條御貸付相成度申込候也

宗像郡吉武村大字

昭和 年 月 日

吉武信用講支配人御中

金借用證書

一金

右金員今般受領借用候ニ付テハ左ノ通り契約致候

一、借入年月日 昭和 年 月 日

二、利息 無利息

三、辨済時期及方法 昭和 年 月八日ヨリ昭和十七年一月迄毎月八日ニ金參圓五拾錢宛拂込都合 回ニテ完済

四、借入金ノ支拂遲滞致候節ハ期日ノ翌日ヨリ損害金トシテ金百圓ニ付一口金 錢 厘ノ割合ヲ以テ賠償可致候

五、連帯保證人ノ資力又ハ信用ノ喪失其他原因ノ如何ニ拘ハラス貴組合ニ於テ新ニ保證人ヲ立ツルコトヲ必要ト御認メ相成候節ハ御通知次第貴組合ノ御承諾相成ルヘキ適當ノ保證人ヲ差入可申候

六、左ノ場合ニハ期限内ト雖モ貴組合ノ御請求次第即時元利金返済可致候

一、拙者財産ニ對シ第三者ヨリ差押エ若クバ假處分ヲ受ケ或ハ破産若クバ競賣ノ申立アリタルトキ

一、貴組合ニ於テ債權ヲ侵害セラルルノ虞アリト認メラレタルトキ

一、法令ニ依リ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキ

七、本契約ガ裁判所ニ繫屬スル場合ニ於テハ裁判上ノ費用ハ勿論辯護士ノ報酬其他全部拙者ニ於テ負擔可致候

八、本契約ニ關スル訴訟提起ノ場合ハ貴組合住所ヲ管轄スル

裁判所ヲ以テ管轄裁判所タルコトヲ約諾致候

九、連帯保證人ハ借主ト連帯シテ本契約ヲ履行可致候

若シ本契約カ無効又ハ取消サルヘキモノナルトキハ連帯保證人ニ於テ其ノ原因ヲ知りタルト否トニ拘ハラズ同一ナル

獨立ノ債務ヲ負擔シタルモノト看做シ其ノ履行ノ責ニ任シ

可申候

右金借用證書仍如件

昭和 年 月 日

宗像郡吉武村大字

借主

番地

宗像郡吉武村大字

連帯保證人

番地

宗像郡吉武村大字

連帯保證人

番地

宗像郡吉武村大字

連帯保證人

番地

宗像郡吉武村大字

連帯保證人

番地

宗像郡吉武村大字

連帯保證人

番地

宗像郡吉武村大字 番地
 連帯保證人
 宗像郡吉武村大字 番地
 連帯保證人
 宗像郡吉武村大字 番地
 連帯保證人
 宗像郡吉武村大字 番地
 連帯保證人

- 1) 掛込金は掛戻金に對する語で、未だ講金を取らない者(未取者)の積立てた掛金であり、これに對し掛戻金は既に講金を受領した者(既取者)の償還金である
- 2) 取親(とりおや)は又單に親とも云ひ、既取者の意である
- 3) 地價は法定地價、尙第五講解説(一三頁)參照
- 4) 1)を見よ
- 5) 満座は満會のこゝで最終の講會

第三十六講 相互救済講

(福岡縣糸島郡雷山村)

九六

【解説】 本講は農事實行組合員の相互救済及び金融貯蓄を目的とする頼母子講で、講員たるの資格は組合員でなければならぬ。現在講員數三十二名、その持口三十四口である。

會場は同部落俱樂部とし、給付は抽籤を以て行ひ、金融の實を擧げる意味から積極的に當籤權の譲渡を認め、但しこの場合に付きもの、貰料(譲渡料)を十圓以内に制限してゐる。講元二名は前組合長と現常務理事であり、本講も團體の關與する講の一種と見做して構はぬであらう。

相互救済講々則

第一條 本講ハ本組合相互救済ノ目的ヲ以テ組織ス

第二條 本講掛金ヲ壹口當リ金拾圓トス

第三條 本講ハ毎年三月、七月、十一月各二十六日ヲ以テ開

會ス

第四條 本講金ハ毎回抽籤ニ依リ給付ス、但當籤者ノ意思ニ

ヨリ譲渡スル事ヲ得、此ノ場合ニ於ケル貰料ハ金拾圓ヲ

超ユル事ヲ得ス

第五條 給付金ハ總テ無擔保トシ各其小組合ノ連帶責任トス

第六條 本則ハ如何ナル事由アルモ變更セス

- 1) 解説参照
- 2) 貰料は譲渡料の意

第三十七講 岡龍無盡

(秋田縣由利郡平澤町)

【解説】

本講は講親岡村龍藏の貧困を救済せんために生れた米無盡で、親の名を簡單にして岡龍無盡と呼んでゐる。當時(昭和三年設立)講親は小作農で、家族多く、加ふるに戸主の病歿に遭つて家計の維持困難となつたがため、親類一同鳩首相謀つて、本講によりこれを救済せんとしたもので、六十六名の講員は概ね村内居住者であるが、なほ十數名の村外親戚を含んでゐる。

扱て本講は米無盡であるが、米無盡とは米を出資物とする頼母子講の意味で、又米講とも米頼母子とも云はれてゐる。現金を出資物とする講を金錢講と呼ぶ呼び方からすれば、當然米穀講と呼ぶを正當とするが、こゝでは農村流の呼び方に従つて米無盡又は米講と云ふことにする。米無盡の出資物は殆ど全部玄米(梗玄米)であり、極めて稀に粳若しくは白米のことがないでもない。

本講の掛米も梗玄米三等四斗入一俵と規定され、且つ講員はこれを平澤農業倉庫に入庫し、その入庫票を持つて講會に出席することゝなつてをり、入札は米で行ふが、糶り餘りはこれを換價し、積立金、役員手當、席料等を差引いた後殘餘は配當金として講員全部に割戻すことゝしてゐる。口數六十八口だから従つて親への給付米は六十八俵であるが、次回よりは三口乃至四口給付とし、殘餘ある間は入札を行ひ、最後の糶り餘りは前述の如く換價するもので、その他の無盡的仕組は金錢講の場合と何等異るところがない。

無盡會則

第一條 無盡加入者ハ壹人前ノ掛米參等米四斗入壹俵ト定ム

九七

第二條 會合八年壹回ト相定メ掛米ハ入庫票ヲ以テ座掛ノ事
但會日ハ毎年拾壹月廿九日ト定ム

第三條 取入ハ壹回ニ壹人、糶札ヲ以テ高切ノ者ニ落札ノ事

第一項 正手取ヲ以テ糶入ノコト

第二項 開札ハ午后一時、糶入ノ節ハ何拾何依何斗何升ト
シテ合ハ附セサルコト

第三項 糶餘リ有ル時ハ即座入札ノ事

第四條 取入主ハ自己ニ對スル保證人ヲ前以テ豫メ定メ置キ
取入ノ節不都合ナキ様可致事

但連帶保證人無キ爲メ取入兼候トキハ次會ヨリ五ケ年間
糶札入ル事ヲ不得

第五條 取入者ニシテ抵當ヲ差出シタル者ハ保證人貳名トス
但未掛米ニ對スル田ハ五畝步、畑宅地ハ未掛米拾依ニ對
スル地價金五圓トス

信用組合ノ預金證ハ金貳百圓ト定ム

但シ利子低落ノ時ハ變更スル事アルヘシ

第六條 證券名宛人壹名、證券預リ人壹名、世話人參名選舉
ヲ以テ決定ス

但役員報酬トシテ毎回金參圓五拾錢也ヲ差出可申事

第七條 世話人ハ無盡一切ノ事務及掛米受渡ハ勿論不掛ノ者
有ル節ハ出訴ノ權ヲ擔當可致ノ事

第八條 取入者ニシテ不掛ノタメ訴訟ノ節ハ訴訟費用ハ勿論
世話人若クハ代理人ノ旅費日當共一切不掛者ニ於テ負擔
可致者トス

第九條 不取ノ者ニシテ二回不掛致シタル者ハ掛詰メ米返米
不致シテ除名可致事

第十條 臨時費又ハ訴訟費用等ニ要スルタメ毎回金壹圓宛積
置キ餘金ハ滿會ノ節一同配分スルモノトス

第十一條 宿合力ハ壹人前金七拾五錢トス

但宿合力、役員報酬、配當金、積立金ハ糶餘リ米ヨリ引
キ去ル事

壹人前ノ配當金五拾錢ト定メ座掛ノ者ニ限り渡ス事

第十二條 取不取ニ不拘參等米壹依入庫票ニテ座掛ノ事

第十三條 未取米ハ七半掛取ノ事

第十四條 加入權利都合ニヨリ讓渡ヲ要スル場合ハ連中ノ承
諾ヲ得タル連中ノ外ニテモ宜敷事

第十五條 宿保證人ハ本無盡會滿會マデ壹回タリトモ無間違
相務可申爲メ記名捺印ス

昭和 年 月 日
落取主
保證人
同

第十六條 本無盡會則ハ連中協議ノ上變更スル事アルベシ

第十七條 本無盡會則ハ連中過半數ヲ以テ取極メタル條件ニ
付後日不服ヲ唱フル事ヲ得ス

玄米借用證

一、未掛米參等玄米 何拾依

此爲抵當平澤町信用購買販賣利用組合ノ(何百何十圓)ノ
預金證書壹通

(又ハ)此爲抵當由利郡 町 字 番地
田、畑、宅地 何段何畝何步

右ノ玄米(前抵當ヲ以テ)請取正ニ借用仕候處實正也、然ル
上ハ毎年拾壹月廿九日參等玄米壹依宛滿會迄無遲滞返米可仕
候萬一壹回タリトモ相滞候節ハ連帶者ハ本人ニ成リ替リ聊モ
御連中ニハ御迷惑相懸申間敷候後日爲念連帶借用證書一札如

- 1) 座掛は會座の節その場で掛米すること
- 2) 拾米最も高く、從つて手取米最も低き者に落札の意
向第五講解説(一三頁)參照
- 3) 返掛米十儀に對し法定地價五圓の意、
- 4) 「掛詰メ米」は未取人の掛込米
- 5) 宿合力は會席の意、なほ第二講9(六頁)參照
- 6) 「糶餘リ米」は數回糶りたる後の殘餘
- 7) 未取者既取者に拘らず
- 8) 滿會の取入人は總高の七割五分を給付される意
未取者がある持口を讓渡する場合、講員(連中)の承認あれ
ば講員外の者への讓渡も認める意
- 10) 宿保證人は講親保證人をいふ

第三十八講 梶尾源太取建賴母子

(山口縣吉敷郡仁保村)

【解説】本講も親救済のための米講で、設立は明治四十二年十一月であり、現存する三十萬の頼母子講の中でも古い部類に属するものであらう。當時講親榊尾源太は自作地八反、小作地三反を耕作する自小作農で、家族數名あり、八百圓の舊債を背負ひ呻吟してゐたが、この舊債を整理すべく有志によつて企てられたものが本米講である。講親の特典としては初回に於て給付米を丸々支給された外、返掛利息の少いこと（一般講員一割であるのに講親は五分）を擧げることが出来る。

講親とも三十三口（三十五名）の講で、高米六十四石であるが、入札は無論割戻し等もすべて米を以て行ふのである。入札方法は規約に依ると明瞭を缺き一見手取米入札の如く想像せられるが、事實は捨米入札であり、而して三分の二以上の捨米即ち手取米が三分の一以下になる場合は、たとひ落札しても無効となし、極端な競争難りを制限してゐる。開始以來現在に至るまでの最低手取米は、大正三年の三十五石二斗八升であり、又最高手取米は昭和九年の六十一石六斗である。それから、高米（六十四石）と手取米の差額、即ち捨米は割戻米として未取者に分割されるが、本講には利息米の定めがあるから、右の外利息米が回毎に増加してゆく理由であるが、これは半分はその回の落札者に、又他の半分は講員全體に平均割して處分することになつてゐる。

次に、本講においても、貸付米（將來の返掛米）に對して確實な抵當を徴することになつてゐるが、抵當は本講では田地のみに限り、加調米二石八斗あるものを差入れしめることにしてゐる。こゝで、既に掲げたる山口縣下の頼母子講中、屢々散見せるところの加調米に就いて若干の説明を加へて置くと、加調米とは結局小作米の意であつて、加調米二石八斗といふは小作米二石八斗を生じ得るだけの田地面積を指すのである。この地方において、一反歩の平均小作米は凡そ三俵乃至二俵半であるから、小作米二石八斗（七俵）と云へば二反五畝内外の田地を意味することゝなるであらう。而して將來の返掛米は、年を経り、講會回數の進行すると共に

漸減してゆくものであるから、それにつれて抵當たる田地の面積も減する必要あり、この地方では概ね數年毎に加調米一俵を減じてゐる。本講では給付米大きく開會も年一回であるために、加調米の減少は十年毎に一俵（四斗）としてゐるのであらう。要するに、加調米（若しくは小作米）何俵といふは、その土地より生ずる小作米を基準として抵當物の分量を定めんとする農村における一の慣行にほかならない。

本講は毎年一回の會座で三十三年續くが、昭和六年十二月の會座は、米價慘落し加ふるにこの地方は不作でもあつたため休會した。

頼若會取締規約

第一章 組織

第一條 本會ハ米貳石ヲ掛出スルモノヲ壹口入トシ、米壹石ヲ掛出スルモノヲ半口入トシテ、半口入ハ外半口入ヲ合セ壹口入トス、以上參拾貳口ヲ集算シ米高六拾四石頼若ト組織ス

第二章 入札法

第二條 入札ハ米高六拾四石ニ對シナスヘシ
 第三條 入札ハ字體明瞭ヲ要ス、手取米ノ少ナキモノヲ落札トナス
 但シ字體ノ不明瞭又ハ頼若高米ノ三分ノ二以上ナル入

札²⁾、及貳番札上リ等ノ總テ事實明瞭ナラサルモノハ之ヲ廢札トス

第四條 入札ハ三行入迄ヲ爲スコトヲ得

但シ第壹號様式ニ依リ入札スルモノトス
 第五條 入札ハ會日午後壹時ヲ入札揃トシ同貳時ヲ開札トス
 但シ其札中同員數ノ札ハ其モノ中再入札ヲナシ尙同數ナル時ハ闖取リナシ、尙無入札ノ時モ同シ

第三章 返掛法

第六條 取建主⁵⁾ハ米貳石ニ利息壹斗ヲ附シ返掛スルモノトス
 第七條 貳番會者ヨリハ米貳石ニ利息貳斗ヲ附シ返掛スルモノトス

第八條 返掛證書ハ普通頼若證書ニシテ抵當ハ田地ニ限リ上田、中田ヲ論セス確實加調米⁶⁾貳石八斗アルモノヲ書入ルヘシ

但シ下等田ニ到リテハ實地調査ヲ要ス、其評價日當費用等取當者ノ負擔タルベシ

抵當加調米ハ返掛拾ケ年ヲ經ル毎ニ四斗ヲ減スルコトヲ得

第九條 取當者ノ都合ニ依リ公債證書、諸會社ノ株券證書、宅地、家屋、畑地、山林、諸器械、預金手形等書入ル、時ハ連中協議ニ依ル、其物件ニ付キ實地調査費用ハ取當者ノ負擔タルヘシ

第十條 前貳條ノ各項ノ物件ヲ抵當トスルモ惣代人ノ確認アル保證人貳名ヲ立テ、本人ト保證人ト連帶尙保證人中連帶ノ契約アル證書ヲ作製スヘシ

第四章 役員及其權限

第十一條 本會ヲ整理スルタメ惣代人貳名ヲ置ク、是ヲ後取人⁸⁾中ヨリ互選シ證書保護人兼假債權者トス但シ惣代人ハ當選ヲ辭スルヲ得ス

第十二條 惣代人ハ每會度證書何通預ル旨及會員中ニ閱覽ヲ

ナサシムヘシ
第十三條 惣代人ノ任期ハ五ケ年トス、改選ノ時再選スルモ妨ナシ

第十四條 債務者返掛證書ニ付抵當權設定ノ際登記出頭ノ旅費トシテ惣代人ニ金五拾錢ヲ給與ス、尤モ都合ニヨリ代理人ノ節ハ惣代人ノ指名シタル者ニ依ル

但シ抵當品ニ重複ノ虞アル時、惣代人ハ每會抵當權設定ノ際登記簿ノ閱覽又ハ登記簿ノ謄本(若ハ抄本)ヲ取付證書添付シ後取者へ閱見サスヘシ
此ノ費用ハ設定者ノ負擔トス

第五章 開會及通達法

第十五條 會座ハ毎年十二月五日正午十二時取當人ノ宅ニ於テ開ク、午后參時ニ到リ不參ノモノハ會席妨料トシテ米貳升ヲ差出サシムヘシ、尤モ處分ハ前居合者ノ協議タルヘシ

第十六條 會日通知ハ取建主榊尾源太氏ノ義務ニシテ第貳號様式ニ依リ字體明瞭ナル通知書ヲ以テ五日前各會員へ通

知スルモノトス

第十七條 開會ハ年ノ豊凶ヲ論セス又ハ何等ノ事情アルモ本規約ヲ遵守シ停會又ハ延會セサルモノトス、尤モ時ノ都合ニ依リ定日ノ前後壹週間ハ惣代人ノ意見ニ任ス

第十八條 賄ハ會費ニ相當スル酒肴飯ヲ供スルハ勿論ナルモ凡ソ左ノ標準ニ依ルヘシ
緣高飯替リ取、壹汁壹茶、酒壹合五勺宛、肴貳種内壹種ハ野菜壹種ハ魚類ヲ用ヒルコト

第十九條 會料ハ半口入壹口入共各自米壹升宛トス、尤モ貳口入以上ハ此ノ限リニアラス

該米ハ掛米ト同時差出ス事
會料ハ金ニテ差出ストキハ米ノ時價ニ依ルヘシ

雜則

第二十條 本頼若高米ヲ超過スル剩餘ノ利米有之時ハ、是ヲ二分シ取建主ヲ除キ壹分ハ子方惣割、壹分ハ取當者ノ取得トス

第二十一條 前取者返掛米ヲ怠リタル時ハ直様保證人へ通知致シ置キ其意見ヲ聞クモノトス

延滞ノ利息四斗ニ付キ日割四合ヲ附シ速ニ返掛ナサシムルモノトス、尙返掛セサル時ハ抵當權ヲ實行スルモノトス

第二十二條 後取者掛米ヲ怠リタルトキハ直チニ取立主ヲ以テ照會シ其意見ヲ聞キ、延滞ノ利息(同前)五日間ヲ猶豫シ、尙掛出セサル時ハ會員中集會シタル上其債權ヲ賣却シ、費用一切ヲ差引殘額ヲ本人ニ渡スモ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第二十三條 頼若入組員ハ其開會當日仁保中郷ニテ賣買スル依米ノ市價ハ四斗ニ付金五錢増ニテ金額ヲ定ム
掛米ヲ金ニシテ掛出スルコトヲ得

第二十四條 會員債權ヲ他へ賣却セントスルコトアル時ハ買受人ノ住所氏名ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ一應惣代人ニ照會スヘシ、惣代人ハ其ノ旨ヲ後取四、五名ニ相計リタル上許可スルモノトス、尤モ大字仁保中郷以外ノ住民ニ賣却スル時ハ大字仁保中郷住民ノ中相當ノ者ニ代理ヲ委任スルニアラサレハ賣買スル事能ハサルモノトス

第二十五條 掛米ハ四斗ヲ壹依トシ、何レモ防長同業組合ノ

審査済ニテ(一〇)印ノモノトス
壹俵未滿ノモノハ米撰米質ハ依同様ナルモノニシテ入レ
俵ヲ添ヘサルモノトス

第二十六條 米取建ノ際善悪ヲ評スルタメ、居合ノ内ニテ即
時二名若クハ三名ヲ撰ヒ米ノ評定ヲナサシムルモノトス
第二十七條 往々審査上ノ改良トナリ(一〇)印モ二等、三等
ノ値段ニ下落シタル時ハ何レモ一等ノ値段ヲ有スル上米
ヲ以テ掛出スルモノトス

審査法ノ改正アルトキハ連中協議ニヨリ決定ス

第二十八條 落札者故ナクシテ取當リヲ辭スル時ハ更ニ入札
ヲナス、其費用ハ當人ノ負擔トス、其入札下向トナリタ
ル時ハ相欠米¹⁴⁾ハ當人ノ負擔ニシテ入札上向トナリタル時
ハ後取者ノ利益トス

米高六拾四石ニ對シ

第一	入札
式樣	號一
一	米
一	米
一	米
氏	名

親若會通知書

第一、日時 年月日 正午十二時

第二、掛米 石斗升

第一、場所 大字仁保中郷某氏ノ宅

取建主名 殿

- 1) 親若は親母子に同じ
- 2) 高米の三分の二以上なる拾米入札の意であつて、従つて手
取米三分の一以下なる如き亂暴な入札をいふのである
- 3) 「二番札上り」とは他人の札より何錢上り、又は何石何斗何
升上り等と記し、他人の札を基準にして入札するものにし
て、かかる不誠實なる入札は實際には先づ在り得べきこと
ではないが、周到を期してこのやうな規定を設けたのであ
らう、落札者の札を二番札に見立て自分はそれよりも何錢
上りなりとするところから、「二番札上り」の名が出たものら
しい
- 4) 三行入札をいふので、三行入札とは本講規約第一號様式に
示す如く、一枚の入札票に三様の數字を記入して入札せし
むる方法であつて、開札の結果若し全部が落札圈内にはい
つた時は、換言すると三様の數字中の最低(拾米)の數字と
雖も他の入札よりもなほ高位にあつた場合は、その最低の

數字を以て落札高と決定するのである、かくすれば、落札
と二番札との距離極めて接近し、必要以上の競争を防止す
ることが出来る

- 5) 取建主は講親のこと
- 6) 加調米に就ては解説参照のこと
- 7) 連中とは加入者のこと
- 8) 後取人は未取人
- 9) 利米は利息米のこと、利息米がなければ高米を超過するこ
とはあり得ない
- 10) 子方惣割は講口全體に平均割すること、子方はこゝでは講

- 11) 親に對する一般講員の意であるが、なほ既取人を親と呼ぶ
に對して未取人を子方と呼ぶ場合もある
 - 12) 前取者は既取者
 - 13) これは結局子方の持口を別人に譲ることである
 - 14) 入組員は加入者のこと、加入者が米でなく金で掛出す場合
は一儀に付市價に五錢加へた金額とす
- 拾米より小さい場合、その差額をいふ(而してこの差額を
落札辭退者、即ち最初の落札者に負擔せしめるさいふので
ある)

第三十九講 根津忠一郎企米無盡

(秋田縣鹿角郡曙村)

【解説】 本講は講親根津忠一郎の居宅新築の資金を纏めるために、村内、村外の親戚が主となつて企てた無盡である。
大正十一年の設立で、總じて四十口から成立つてゐる。

本講は年四回の開會で、詳しく云へば年二日、一日に二回宛開くこととなつてをり、勿論入札も一日中に改め
て二度行ふし、掛米も一俵(玄米四斗)宛を一日に二度納めるので、この點では可なり風變りな講とも云へ
る。勿論一日のことであるから、饗應などは一度であり、従つて一日二度の開會とは云ふも、二俵掛二口給付
の無盡が一日一回開かれたと見るも不可能ではないであらう。尤も本講は過去に於て休會の回数多く、二度開

會のところを一日一度しか開會しないことも幾たびかあるやうである。

米積立無盡會規約

第一條 本會ノ積立米ハ玄米拾六石トシ株數四拾株ニシテ壹株ノ掛米玄米四斗(檢査合格米)トス

第二條 本會積立米ノ貸付ハ糶取ノ方法ニ依ル糶入ハ入札ニ依リ之ヲ行ヒ同糶アル場合ハ再入札ニ付ス但シ此場合ニ於テハ元糶入高ヲ下ルコトヲ得ス

第三條 本會ノ會數ハ毎年四回トシ企人根津忠一郎宅ニ於テ開會ス

開會ノ期日ハ毎年十一月三十日、十二月十日トシ各日ニ於テ二回宛開會スルモノトス

第四條 糶取りニ依リ積米ノ貸付ヲ受ケントスルモノハ戸主三名以上ノ保證アル證書ヲ藏元ニ差出シ承認ヲ經タル後貸付ヲ受クルモノトス

但シ藏元ニ於テ必要アリト認メタルトキハ證人ノ定數ヲ増減セシムルコトヲ得

第五條 貸付ヲ受クル權利ハ高糶者ニアル勿論ナルモ、落札

ノ日ヨリ七日以内ニ前條ノ證書ヲ差出サ、ルトキハ、其ノ權利ヲ取消シニ番糶ノ者ニ落札スルコトアルヘシ、此場合ニ於ケル一番糶入高トノ差額米ハ落札者ニ於テ負擔スルモノトス

ニ番糶ノ者落札希望ナキトキハ前項ニ依リ順次糶ノ者ニ落札ス

第六條 糶取人ニ於テ掛米ヲ延滞シタルトキハ藏元ハ評議員會ノ決議ニ依リ正當ノ手續ニ依リ之レヲ徵收スルモノトス、此ノ場合ニ於ケル一切ノ費用ハ糶取人ノ負擔トス

第七條 生株者掛米ヲ延滞シタルトキハ會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス、此場合ニ於テハ該株ニ對スル一切ノ權利義務ヲ加入者一同ニテ繼承スルモノトス

第八條 本會ノ株權ヲ讓渡セントスル者ハ會員一同ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第九條 糶取人ハ手數料トシテ玄米四斗ヲ企人ニ支拂スルモノトス

第十條 本會ニ藏元二名評議員三名ヲ置キ總會ニ於テ之ヲ定ム

藏元ハ本會ノ業務一切ノ取締ニ當ル評議員ハ藏元ノ業務ヲ應援ス
大正十一年十一月

企人 根津忠一郎
藏元 國野軍治

- 1) 積立米は給付米のこま、單に積米ともいふ
- 2) 株數は口數
- 3) 本講は手取米入札で、落札の同札二枚ある時は、未取者全

第四十講 八田九郎發起米賴母子 (山口縣吉敷郡嘉川村)

【解説】 本講は八田九郎の發起せる親賴母子であるが、併し親の特典薄く、その意味で親救済よりも一般議員の金融に重點を置く講と見做すのが至當であらう。本講は親とも十六口、昭和九年の設立で未だ既取者としては親一人を數ふるのみであるが、親は總高三十依を給付され、その代り次回からは米二依に現金二圓四十錢(利息)

部に更に再入札せしめるが、この場合は最初の手取米高を最低限度とし、それ以下になることは認めない、同札ある場合は同札者間において抽籤せしめるのが最も普通の方法で、再入札はむしろ珍らしいものである

- 4) 企人(くわだてにん)は講の設立者の意から轉じて講親のこま
- 5) 藏元(くらもこ)は役員、世話人
- 6) 一番糶の者資格なき時は、一番糶の落札額をもつて二番糶の者へ給付する
- 7) 糶取人は、こまでは既糶取人即ち既取人の意である
- 8) 生株者とは未取者のこま
- 9) 未取者の持口即ち入札權

を添へ返掛する。利息は他の講員になく親にだけ附せられてゐる。尤もこの利息は、後述するところに依り親の捨金と見られないこともない。

本講は現金入札であり捨金の最高のもを被給付者と定めるのであるが、これは給付米を時價に見積つてそれを糶るといふのではなく、入札者は五十圓とか七十圓とか適當の捨金を表示し、落札が決まると落札者はその捨金を現金で講に提供し、その代りに總高三百俵をつくり受取ることが出来るといふ仕組である。究極に於て、この仕組は給付米を時價に見積つて糶るのに等しいとは云へ、直接未取人に割戻されるものは、割戻米ではなくて割戻金であり、又落札者は給付米の一部を購入し、更にその全部を賣却することに依り始めて金融を得るに至るもので、可なり金融経路の幅狭した頼母子講と云へよう。

八田九郎發起米頼母子規約

- 第一條 此ノ頼母子ハ入組拾五口ニシテ壹口ノ掛米貳俵宛ニテ總高參拾俵トス、但シ五等米ヲ標準トシ若シ検査法改正ノ結果五等米ヲ廢止スル場合ハ下等米ヲ以テ之レニ充ツ
- 第二條 本頼母子ハ如何様ノ事情アルモ毎年一回壹月中旬發起者ノ宅ニ於テ執行ス、座觸ハ必ス三日前之ヲナスヘシ
- 第三條 發起者ノ利息ハ金貳圓四拾錢宛トス
- 第四條 貳番會ヨリハ無利息ニシテ入札ヲ以テ取當者ヲ定ム但シ入札ハ現金ニシテ棄金ノ最モ多キモノヲ落札者トス
- 第五條 會料ハ一圓五十錢トシ相當ノ茶菓ヲ仕向ルコト
- 第六條 取當者ハ掛米持寄期日ヲ定メ其ノ夜簡單ナル饗應ヲナスヘシ
- 第七條 返掛借借證書ハ無擔保ニシテ保證人貳名ノ連帶證書トス
- 第八條 本頼母子ハ左ノ者ヲ總代トシ證書ノ保管ヲナサシム

八田 八郎

第九條 賄ハ夕食ト酒貳升ト定ム

以上入組人署名捺印

- 1) 入組は講口のこと
- 2) 座觸(さぶれ)は會座の通知
- 3) 棄金は入札差金
- 4) 入組人は加入者のこと

第四十一講 庭野ハナ米頼母子

(山口縣豊浦郡神玉村)

【解説】 講親庭野ハナの家計救済を動機とし、爾後に於ける一般講員の金融を目的として大正十四年十一月に設立を見たものである。

口數は講親を除き五十四口にして、總高拾七石八斗二升を二組に分ち、八石九斗一升に對し入札を行ふもので、一回に二口宛の給付である。親は初會に於て二口分を給付せられたが、これに對する利息米、保證人、擔保等は一般講員と變りなく同一の取扱ひを受けてゐる。本講は年一回の講會であるが、九月に入札會、十二月に米寄會の二つの會座を設けてゐる。入札會の方が本座で盛大であり、又米寄會には講員は現物たる米を講親の宅まで持寄るので、この會でも酒肴の提供が行はれる。

頼母子規則

組織ス

- 第一條 本頼母子ハ壹口玄米參斗參升掛トシ五拾四口ヲ以テ
- 第二條 頼母子ハ毎年壹回之ヲ行ヒ取當リハ貳口トス
- 第三條 組員ノ會合ハ頼母子壹回ニ對シ貳回トシ一回ハ入札

- 會、一回ハ米寄會トス
- 一、入札會ハ毎年九月二十日正午十二時
- 一、米寄會ハ毎年十二月六日午後壹時
- 第四條 取當リヲ決定スル爲ノ入札會ニ於テ入札ヲ行フ、入札ノ開札ハ午後二時トス
- 第五條 入札ノ方法ハ次ノ通りトス
入札ハ掛米總額ノ半額ニ對シ入札ヲ爲スモノトス
但シ正午迄ニ入札セシモノニ限ル
- 第六條 入札ハ入詰トシ飛半方法ヲ採ラサルモノトス
入札ニ山割ヲ附ス、其ノ額ハ次ノ通りトシ子方ノ負擔トス
- 三番 參升 四番 貳升 五番 壹升
- 第七條 親利ハ壹斗口壹度七升トシ元米ト合シ青三等ノ改良米四斗俵壹俵トナシ返濟ス、但シ止ムヲ得サル場合ハ同等米トシ價格ノ差ヲ負擔スルモノトス
- 第八條 左ノ役員ヲ置キ子方組員ノ互選ニヨリ定メ任期ハ三ヶ年トス、但シ補缺選舉ノ場合ハ殘任期ヲ繼承スルモノトス

- 一、總代 一名 一、副總代 一名 一、委員 五名
- 第九條 總代ハ諸般事務ヲ統轄整理シ帳簿書類(借用證書ヲ除ク)ヲ保管シ副總代ハ借用證書ヲ保管シ總代事務ヲ代理補佐ス
- 第十條 委員ハ諸般ノ事務ニ付總代副總代ト共ニ協議決定ヲナスモノトス
- 第十一條 米質検査員一名ヲ置キ役員中ヨリ互選スルモノトス
- 第十二條 米質検査員ハ集合米ノ検査ニ任シ掛米トシテノ合格不合格ノ決定ヲナスモノトス、但シ此ノ決定ヲ委員會ニ諮ル事ヲ得
- 第十三條 役員ニ左ノ給料ヲ支給ス、但シ取主ノ負擔トス
正副總代參拾錢宛、委員拾五錢宛、米質検査員參拾錢
- 第十四條 米質ノ検査方法ハ大體検査員ノ任意トス
- 第十五條 借用證書ハ三名ノ連帶借用トシ取主、組員、組員外トス、但シ取主以外ノ者ハ三回以上債務者トナル事ヲ得ス
- 第十六條 入札會及米寄會ノ賄費ハ左ノ通りニシテ全發起ノ

【借用證書第一例】

日 收入
印 収入
部 (録部)
賴母子米借用證書

借用 額 米五石六斗壹升也

返済方法ハ昭和拾年十二月六日ヲ初納期トシ
昭和貳拾六年十二月六日迄毎年十二月六日迄
米參斗參升ニ利息七升ヲ附シ都合壹俵拾拾
七年度返済スヘキ約

抵當物件 末尾記載ノ通

前書之米借用仕候處實正也然ル上ハ右定約之通り無相
違債務辨濟可致萬一契約不履行ノ場合ハ記載ノ抵當物
件ニ付キ抵當權實行相成ハ勿論其他ノ財産ニ對シ強制
執行相成候トモ聊カ異存無之候爲後日借用證書一札依
而如件

保證人ハ本債務ニ付借主ト連帶シテ其責ニ任シ可申候

昭和九年十二月六日

債務者 雲井 孫右衛門

- 元利米ヲ以テ以上ノ會ノ賄費ニ充當ス
- 賄方法ハ入札會(本座)ハ酒壹合宛及バラ御飯トシ肴ハ任意、米寄會ハ酒壹合及御飯トス、但シ酒二升ハ取主ヨリ負擔トス
- 第十七條 連帶債務者ニシテ取主以外二名ノ債務者ノ選定ヲ其座ニ於テ定メサル場合ハ委員會ノ決定ニ附ス
- 第十八條 利息米ヲ以テ總額ニ剩餘ヲ生スル場合ハ組員全部ニ平等ニ配當還付ス、此場合ハ三等米ノ標準價格ヲ以テ還付方法ヲ採ルモノトス
- 第十九條 本賴母子ヲ賣買讓渡ヲナサントスルモノハ双方連署ヲ以テ總代ニ届出ツルモノトス
- 第二十條 罰則、午後二時迄ニ證書ノ間ニ合ハサル場合ハ金壹圓五拾錢、午後參時迄ニ掛米ノ間ニ合ハサル場合ハ金五拾錢ノ過怠金ノ處分ニ附ス、此ノ過怠金ノ分配ハ子方居合人數ニ配當ス

追加規則

九番會(昭和八年九月)ニ中合セニ依リ掛米ハ赤四等ヲ標準トス

保證人 何 某Ⓜ
 同 何 某Ⓜ
 債權者 何 某殿
 (不動産の表示略)

【借用證書第二例】

借用證書

一、米拾七石八斗貳升
 但シ此返済方法ハ大正拾五年ヨリ大正四拾壹年迄毎
 年拾貳月六日ニ元本米六斗六升ト利息米壹斗四升ヲ
 附シ貳拾七度ニ返済ノ契約
 一、特約事項期限間壹回ニテモ返済ヲ怠リタル場合ハ年
 賦返済ハ無効トシ債務殘額一時ニ支拂ノ請求ニ可應事
 一、擔保物件ハ末尾ニ記載ス
 右ノ物件借用ニ對シ末尾記載ノ不動産ニ付抵當權ヲ設定
 シ腰書ノ契約ヲ締結候處相違無之候ニ付テハ萬一契約不
 履行ノ場合ハ抵當權實行相成候共更ニ異論無之後日ノヲ

メ借用證書壹通依テ如件
 大正拾四年拾貳月壹日

豐浦郡神玉村大字何々何番地
 債務者 庭野 ハ ナⓂ

豐浦郡神玉村

債權者 出雲郷之進殿

前書ノ通米拾七石八斗貳升庭野ハナ借用ニ付私所有ノ不
 動産ニ抵當權ヲ設定シ擔保トナシタル事相違無之候付テ
 ハ債務者辨濟ノ義務ヲ果ササル時ハ抵當權實行相成候共
 異議無候仍テ茲ニ署名候也
 大正拾四年拾貳月壹日

豐浦郡神玉村大字何々何番地

抵當權設定者 庭野 松 藏Ⓜ

前書ノ通米拾七石八斗貳升庭野ハナ借用ニ付私共其保證
 人ニ相立申候處相違無之候付テハ債務者辨濟ノ義務ヲ相
 果ササル場合直ニ代價可仕候爲後日茲ニ保證ノ調印致候
 也
 大正拾四年拾貳月壹日

大正拾四年拾貳月壹日

豐浦郡神玉村

保證人 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

同郡同村

同上 何 某Ⓜ

不動産ノ表示

豐浦郡神玉村大字何々何番地

一、宅地七拾坪
 同郡同村大字何々何番地

一、畑地貳畝貳拾四步

外八步畦畔

同郡同村大字何々何番地

一、田地五畝壹步

同郡同村大字何々何番地

一、畑地五畝貳步

右處料金參拾錢

司法代書人 何 某

附受 大正拾四年拾貳月四日
 第何千何百何號

登記 濟

下關區裁
 判所何々
 出張所

1) この地方の頼母子講の慣行として、落札額決定方法に大様二つのものがあるやうである、それは入詰法と飛半法とであつて、入詰法といふは落札者の記載額を以てそのまま落札額とする方法であり、また飛半法といふは、落札者の記載額と落札次位者の記載額の平均額を以て落札額とする方法である、一例を挙げれば、手取米入札において總給付額四十石に對し入札者甲は三十石、乙は三十二石、丙は三十二石五斗、丁は三十五石と希望ありたる場合、甲の記載額三十石を以て甲の落札額とするのは入詰法であり、甲、乙、丙者記載額の合計折半額三十一石を以て甲の落札額とするのが飛半法である、後者は落札者を優遇し引いて入札奨励に意味を持つところの方法であるといふへる、而して庭野ハナ米頼母子は前者の入詰法に依るといふのである、な

- 114
- 2) ほ飛半法に就ては第十六講、第十七講參照のこと
 - 3) 山割は入札奨励のために落札次位者以下に附す一種の花籤である
 - 4) 子方は未取人
 - 5) 既取人(親)は一口一回七升の利息米を附し、元米三斗三升(銘柄青三等の改良米)と合し四斗儀一儀として返掛す組員は入組員に同じく加入者のこと
 - 6) 三回以上連帶債務者となり得ない意で、自分が取主(取得人)となるのが一回であるから、他人の連帶債務者となり得る回数は一は二回である
 - 7) 講親(發起)の元利米全部を以て持口の賣買譲渡

第四十二講 紀念 講

(秋田縣仙北郡千屋村)

【解説】 本講は金融と貯蓄を目的とする親のない米講で、大正十四年照宮殿下御生誕の折これを記念して開講したもので、紀念講なる名稱の由来もこれに依るのである。本講は四斗入十依掛といふ掛米の極めて老大な講で、全員一口持で、二十三口から組織されてゐる。従つて給付米は二百三十依で、これを口頭糶りに依つて糶り落し、糶取人を定めるのである。講員は概ね農業者で、地主、自作、自小作であるが、なほ三名の商業者を含んでゐる。本講も前以て糶取人を定め、各自の掛込米を決定した上それから掛米の持寄りを行ふもので、糶入から掛米ま

での間十日の日子を置いてゐる。酒宴の饗應は四年に一度であり、この時は講員から一圓宛取立てる。なほ世話人の手當は年米一依であり糶取人の負擔としてゐる。

紀念講規約

- 第一條 本無盡講ノ紀念講ト名稱ス
- 第二條 本無盡講ハ一口梗玄米四斗入拾俵掛トシ二十三口、貳百參拾俵度トス
但シ生産米検査四等格ヲ以テシソノ差額ハ時價ヲ以テ補償又ハ返還スルモノトス
- 第三條 本講ノ書類ヲ保管シ一切ノ事務ヲ處理セシムル爲メ藏元¹⁾二名ヲ置キ連中之ヲ選任ス
但シ任期ヲ四ケ年トシ重任ヲ妨ケサルモノトス
- 第四條 評取者ハ毎年一回四等格一俵ヲ藏元ヘ報酬スルモノトス
第五條 本無盡講ノ會合期日ヲ十一月十五日トシ前取主宅若シクハ千屋區内ニ於テ之ヲ行フモノトス
但シ藏元ハ前取主ヲシテ三日前連中ヘ通知セシムルモノトス
- 第六條 本講評取ニ關シテハ左記各項恪守スベキモノトス
一、評取ノ權利アルモノ半數以上出席ノ事
二、評取時間ハ毎回午後一時ヨリ同三時迄トス
但シ評合中ハ此ノ限りニアラズ
三、評取ハ藏元職權ノ上是ヲ行フモノトス⁴⁾
但シ藏元二名中一名ニテモ差支ナキモノトス
四、評取ハ一口五升以上評引シ苟モ輕率ナル振舞ハ之ヲ慎ムベキモノトス
- 第七條 本無盡講ノ評取者ハ毎年十一月十六日ヨリ向フ壹週間以内ニ、掛返米壹俵ニツキ、田地又ハ宅地地價金千屋ハ五拾錢、善知鳥、浪花ハ參拾錢ニ相當スル土地抵當權ヲ藏元ヘ設定スルモノトス
但シ既設抵當ノ土地又ハ荒廢ノ爲メ藏元認承シ得サル土地ニ對シテハ藏元是ニ應セサルモノトス
- 第八條 藏元ハ抵當權設定後直チニ掛米集合所並ニ掛米期日ヲ評取者ヲシテ連中ヘ布令セシムルモノトス

第九條×掛米期日ハ毎年十一月二十五日トシ掛米集合所ヲ千屋区内(善知鳥ヲ除ク)及六郷町内トス

但シ特別ノ事由アル場合ハ評取者ハ掛米期日ノ延引ヲ藏元ニ要求シ得ルモノトス

第十條 本無盡講ノ既取者ハ各自毎回四斗入拾俵ツ、未取者ハ評取額ヨリ既取者ノ分ヲ引キ残額ニ充當スル分ヲ掛渡スモノトス

但シ貳斗以上ノ半米ハ検査済ノ俵ニ入レ、參斗以上ノ場合ハ四斗入検査米ニテ掛渡シ返シ米トスルコト

第十一條 評取者ニシテ第七條ノ抵當權設定ヲ拒ム場合ハ費用參拾圓ヲ負擔セシメ再會スルモノトス

第十二條 連中ニシテ掛米ヲ澁滞シタル場合ハ藏元之ヲ督促シ、督促ヲ受ケタルモノハ一回ニ金壹圓ヲ仕拂フモノトス

第十三條 既取者ニシテ第九條ノ掛米期日ヲ經過シタル場合ハ抵當權ヲ實行シ、未取者ノ場合ハ之ヲ除名シ、兩レモ其ノ權利ヲ褫奪スルモノトス

但シ抵當權實行ノ費用ハ未納者ヨリ徴收スルモノトス

第十四條 前條ノ抵當權ヲ實行シ尙且ツ掛返米ヲ充當シ得サル場合ハ財産ヲ差シ押へ財産絶無ノ際ハ連中協議ノ上適宜ノ處置ヲ講スルモノトス

第十五條 本無盡講ノ權利讓渡更正ハ相續ノ外藏元ノ承認ヲ得ルニアラサレハ更正シ得サルモノトス

第十六條 本無盡講ノ既取者半數ヲ越タル場合ハ掛返米ニ充當スル抵當ヲ存置シ残りハ藏元ノ承認ヲ得テ抹消シ得ルモノトス

第十七條 本無盡講ハ毎年一回之ヲ開キ休會スルコトナキヲ建前トス

但シ凶作、天災、地變ノ場合連中協議ノ上休會シ得ルモノトス

第十八條 藏元ノ權利讓渡ノ場合費用ヲ要シタル際ハ連中ノ負擔スルモノトス

第十九條 本無盡講ハ連中ノ親睦ヲ計ル爲メ四年毎ニ一回簡素ナル酒宴ヲ催スモノトス

但シソノ會費一人壹圓トシテ連中ノ負擔ス

第二十條 本規約ハ連中四分ノ三以上ノ賛成者アルニアラサレハ之ヲ變更スル事ヲ得ス

第二十一條 本無盡講ノ帳簿ハ之ヲ二冊作製シ藏元ハ一冊ツ、保管スルモノトス

1) 藏元(くらもと)は講の世話人

- 2) 連中は加入者
- 3) 前取主は前回の取主(まりぬし)、即ち前回の糶取者の意
- 4) 糶取の際世話人が音頭をさることを指す、即ち世話人が讀みあげて講員が口頭糶りをするのである
- 5) 地價は地租法改正以前の法定地價、尙第五講解説(一三頁)參照
- 6) 三斗以上を掛込む場合は四斗俵一俵を渡し、お釣り米を賣ふさいふこと
- 7) 未取者の持口の讓渡

第四十三講 愛宕社 講

(静岡縣富士郡富士町)

【解説】 本講は神社の維持修繕を目的とする部落單位の頼母子講で、出資物はやはり米である。而して掛米は、一口につき玄米四斗入一俵となつてゐる。加入者は上記目的に沿ふため、未取既取を問はず、一口一升宛講會の都度愛宕社に寄進し、愛宕社はこれを積立金として積立て置き、講の満會を待つて社の修繕をなさんとするものである。掛米は當日講會々場に現物を搬入する。

本講大正五年の設立であるが、凶作その他の事由で屢々休會し滿會は相當延期する見込みである。なほ講則の終りに割濟米借用證書を附したが、割濟(わりずみ)とは濟崩しの義で、割濟米は分割辨濟米のことである。

目的

本講ハ本社修繕ノ基金寄附募集スルヲ以テ目的トス

講則

第一條 本講ハ社講ト稱ス

第二條 本講ハ三十六口數トシ壹口ヲ四斗入壹俵トス

第三條 本講ハ前記目的ヲ達スル爲メ大掛、小掛ヲ通シテ毎

會必ス一口ニ付精米壹升ヲ本社ヘ寄附スルモノトス

但シ一口以上ハ一口ヲ増ス毎ニ寄附米五合トス

第四條 本講ハ毎年貳會十一月廿日立會スル事

第五條 本講ハ糶講トシ最低ノ一本籤トシ、落札人ハ連借證

書ニテ猶ホ堅固ナル事ヲ計リ世話人指名ノ連借四名記載

スル事

但シ落札米ハ證書引替ノ事

第六條 世話人ハ貳名トシ每會壹名立會スル者トス

第七條 掛米ハ長米トシ精選ノ爲メ検査役三名ヲ置ク事

但シ検査役ハ連名⁵⁾ノ中帳附込順番⁶⁾ニテ每會三名宛交代

シ掛米終了迄其任ニ當ル事

第八條 糶俵ハ大掛ハ掛主之ヲ調達シ、小掛ノ分ハ落札人ニ

於テ調達スルモノトス

第九條 糶會場ハ拜殿トシ、先會落札人ニ於テ茶菓參拾錢ヲ

支辨シ、掛米當日世話人並ニ検査役ノ晝飯ハ當會落札人

ニ於テ支給スル事

第十條 右講則中改正ノ必要アリト認メタル時ハ連名半數以

上ノ決議ニヨリ世話人ノ承諾ヲ經テ變更スル事ヲ得

附則 開札時間ハ每會午前九時限リトシ拍手後ハ一切入札

拒絶ス

右大正五年十一月

割濟米連帶借用之證

一、米 依 但シ四斗入

但シ此ノ返済法ハ無利子ニテ大正 年 月 日

ヨリ來ル大正 年 月 日迄毎年十月廿日、

十一月廿日ノ貳回ヲ限リ壹回ニ精米壹俵(但シ四斗入)

ツツ都合 回ニ割濟ノ事

前記ノ玄米正ニ連帶借用仕リ候處確實也然ル上ハ返済ノ儀ハ前記但書ノ如ク無相違割濟仕可候若期日ニ到リ壹回タリトモ相滞候節ハ割濟ノ契約ヲ取消一時ニ全額ヲ辨濟可仕候萬一連帶債務者ノ内ニ於テ返米相成兼候時ハ參名ノ内誰彼ヲ問ハズ一名ニテモ引受必ズ返米可仕候聊タリ共御損毛相懸中間敷候

該債務不履行ノ爲メ訴訟ヲ提起スル場合ハ貴殿所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判籍トナル事ヲ承諾仕候依テ連帶借用米ノ證如件

大正 年 月 日

富士郡 村 番地

連帶借用主

富士郡 村 番地

連帶借用主

富士郡 村 番地

連帶借用主

救濟米掛講世話人御中

- 1) 大掛は既取人、小掛は未取人
- 2) 精米は玄米の意味、白米ではない
- 3) 「立會スル」は講の會座を開くこと
- 4) 「最低ノ一本籤」は手取米最低の者一人を落札するをいふこと
- 5) 連名は加入者の意
- 6) 講員名簿記載順

昭和十一年三月二十五日印刷
昭和十一年三月三十一日發行

農林省經濟更生部

印刷者 小西嘉三郎
東京市京橋區八丁堀四丁目五番地

印刷所 不二印刷社
東京市京橋區八丁堀四丁目五番地
合名 電話京橋 〇三五六三番
社名 電話京橋 〇三七二六番

142
784

終

